

平成29年第4回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成29年第4回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	3

第 1 号 (11月28日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○陳情第3号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	8
○議案第66号～議案第83号の一括上程、説明	10
○散会の宣告	15

第 2 号 (11月30日)

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	17
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

16番 遠藤 実君

東海スマートインターチェンジについて	20
市所有バスの使用について	24
薬物乱用防止活動について	27

3番 花島 進 君	
原子力安全対策、東海第二原子力発電所の運転期間延長問題について……………	3 6
国民健康保険の広域化に関連して、国保税負担、市の財政負担について……………	3 9
市内中学校教員の時間外勤務について……………	4 1
6番 寺門 厚 君	
子供貧困対策について……………	4 4
認知症施策推進について……………	5 2
1番 大和田 和 男 君	
那珂市所有の危険空きビルについて……………	6 0
7番 小宅 清 史 君	
教育のメソッドの変化について考える……………	6 3
ひとり親世帯を考える……………	7 0
企業誘致について考える……………	7 7
○散会の宣告……………	8 2
第 3 号 (12月1日)	
○議事日程……………	8 3
○本日の会議に付した事件……………	8 4
○出席議員……………	8 4
○欠席議員……………	8 4
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	8 4
○議会事務局職員……………	8 4
○開議の宣告……………	8 5
○諸般の報告……………	8 5
○一般質問……………	8 5
5番 筒井 かよ子 君	
高齢者にやさしいまちにするために……………	8 5
10番 古川 洋 一 君	
一般質問に対する回答の進捗状況について……………	9 3
総合防災訓練について……………	9 6
各種助成金について……………	9 9
市長の公約等について……………	1 0 4
○議案等の質疑……………	1 1 0
○議案等の委員会付託……………	1 1 1
○請願・陳情の委員会付託……………	1 1 1

○散会の宣告	1 1 1
--------	-------

第 4 号 (12月15日)

○議事日程	1 1 3
○本日の会議に付した事件	1 1 4
○出席議員	1 1 4
○欠席議員	1 1 4
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	1 1 4
○議会事務局職員	1 1 5
○開議の宣告	1 1 6
○諸般の報告	1 1 6
○議案第66号～議案第83号及び陳情第5号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第84号～議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第90号の上程、説明、採決	1 2 4
○議案第91号の上程、説明、採決	1 2 6
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○選任第2号の上程、採決	1 3 0
○正副委員長の互選	1 3 0
○議員派遣について	1 3 1
○委員会の閉会中の継続調査申出について	1 3 1
○閉会の宣告	1 3 1
○署名議員	1 3 3

那珂市告示第 1 5 1 号

平成 2 9 年第 4 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日

那珂市長 海 野 徹

記

1. 期 日 平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日 (火)

2. 場 所 那珂市議会議場

平成29年第4回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	11月28日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	11月29日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	11月30日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問
第4日	12月 1日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	12月 2日	土		休 会	
第6日	12月 3日	日		休 会	
第7日	12月 4日	月		休 会	(議事整理)
第8日	12月 5日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	12月 6日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	12月 7日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	12月 8日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	12月 9日	土		休 会	
第13日	12月10日	日		休 会	
第14日	12月11日	月		休 会	(議事整理)
第15日	12月12日	火		休 会	(議事整理)
第16日	12月13日	水		休 会	(議事整理)
第17日	12月14日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)
第18日	12月15日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	大和田	和男	君	2番	富山	豪	君
3番	花島	進	君	4番	中崎	政長	君
5番	筒井	かよ子	君	6番	寺門	厚	君
7番	小宅	清史	君	8番	綿引	孝光	君
9番	木野	広宣	君	10番	古川	洋一	君
11番	萩谷	俊行	君	12番	勝村	晃夫	君
13番	笹島	猛	君	14番	助川	則夫	君
15番	君嶋	寿男	君	16番	遠藤	実	君
17番	福田	耕四郎	君				

不応招議員（なし）

平成29年第4回定例会

那珂市議会会議録

第1号（11月28日）

平成29年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年11月28日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 陳情第 3号 菅谷地内旧歯科医院の解体に関する陳情
- 日程第 4 議案等説明
- 議案第66号 専決処分について(平成29年度那珂市一般会計補正予算(第4号))
- 議案第67号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第69号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例
- 議案第70号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 那珂市立学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第74号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第75号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第76号 平成29年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第77号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第78号 平成29年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第79号 相互救済事業について
- 議案第80号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第81号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第82号 市道路線の廃止について
- 議案第83号 市有財産の無償譲渡について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	引 田 克 治 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	海 野 幹 雄 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 会 長 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	川 田 俊 昭 君

議会事務局職員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	書 記	小 田 部 信 人 君
書 記	萩 谷 将 司 君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年第4回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおりお手元に配付しております。

市長から、行政概要報告及び平成30年度予算編成方針が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から、平成29年9月、10月の月例現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中崎政長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、筒井かよ子議員、6番、寺門厚議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中崎政長君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月15日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月15日までの18日間に決定をいたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、君嶋寿男委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎陳情第3号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第3、陳情第3号 菅谷地内旧歯科医院の解体に関する陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） おはようございます。

総務生活常任委員会より報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

1、付託事件でございます。

陳情第3号 菅谷地内旧歯科医院の解体に関する陳情。

2、結果でございます。

陳情第3号は、全会一致で不採択とすべきものとする。

3、理由でございます。

陳情第3号は、前回の定例会期中の審議で、陳情者が具体的にどういう被害を受けたのか、また、陳情者の解体して欲しいとの意志が確認できないなどの意見が出て、さらなる調査が必要であるということから継続審査となった案件です。

委員会の審議の中では、陳情書では建物が管理されず放置されたままになっているということであるが、現状は、外壁の落下防止策や仮囲による安全対策など、管理はされており、切迫した状態ではないとの意見がありました。

また、この陳情にたいしての反対討論もあり、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定しました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中崎政長君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ありませんか。

花島議員。

○3番（花島 進君） 1つお伺いしたいのは、報告では落下防止策や仮囲いによる安全対策などで管理されているとおっしゃいました。

実は私、昨日現場を見てきたんですけれども、多少の安全は確保されているかと思うんですが、実際にはかなり危ないと私は感じました。具体的に、外壁などは剥落したり、いろいろな部分がただ乗っかっているだけみたいな部分がたくさんありまして、ちょっと大きな地震が来れば落下してくるというふうに私は感じました。それで、あの建物は鉄骨づくりで、あちらこちらにコンクリートが使われていて、非常に重いわけです。高いところから落ちてくれば、一応仮囲いをされてメッシュシートがかかっていますけれども、破って落ちることも当然考えられると私は感じたんです。

委員会でこのように安全対策が管理されていると判断したとのことなんですが、その辺をもう少しきちっとお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 安全対策でございますが、我々も確認をしてまいりました。その中で、目視でございますが、これならば大丈夫であろうというような判断でございます。

○議長（中崎政長君） 外にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ないようですので質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

花島議員。

○3番（花島 進君） 私はこの不採択について不採択すべきでない、いわゆる採択すべきだというふうに考えますので、意見を述べます。

確かに、どのくらい危険かというのはよくわからない部分もないとは言えます。ですけれども、今ここでこの陳情を不採択にするということは、あのビルをそのまま放置するに等しいと私は感じるわけです。ここに言うような陳情者が具体的にどういう被害を受けたのかというのは、まだ大きな被害はないでしょうけれども、これから受ける可能性が非常に高いというふうに私は感じます。

ですので、余り細かいことを言わなくても、この陳情を採択しないということは、このまま放置することにつながるということで、採択すべしと考えます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 外、討論ありませんか。

福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 私も花島議員と同じですが、毎月この養生費用、これが200万円

と聞いていますが、200万円ほどかかっているというようなことをお聞きしました。それで、今回不採択ということ、そうすると、これからどれぐらいの年月あるいは月がかかるかということ、こういうことで、この200万円という費用は、いわゆる市民からの血税ではないかなど、こういうふうに思います。また、今回取得した金額というのも血税だというようなことも一部おっしゃっている方がいらっしゃいます。同じだと思えますよ、これ。同じ血税で、しかもこのまま養生をしていくということ。いつになるか解体がわからない。そういうことを議会そのものが反対をしているということ、一般市民から見た場合には、議会が問われる。こういうことにもつながる可能性というのはあると思います。

そういう意味で、私はこの陳情に対することに対しまして、賛成の立場から討論といたします。

以上です。

○議長（中崎政長君） 外、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 討論を終結いたします。

これより、陳情第3号を採決いたします。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

念のため申し上げます。

これから行います陳情第3号の採決は、委員長報告に対するものではなく、陳情第3号を採択にするか、不採択にするかを問うものでございます。

お諮りいたします。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 賛成少数であります。着席をお願いします。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第66号～議案第83号の一括上程、説明

○議長（中崎政長君） 日程第4、議案第66号から議案第83号まで、以上18件を一括議題といたします。

市長からの提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成29年第4回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様への参集を賜り、まことにありがとうございます。提出いたしました議案の概要説明に先

立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろより議員の皆様には、市政の進展と行政運営の円滑な推進のために格別なるご高配を賜っており、心から感謝を申し上げたいと存じます。

さて、さる11月11日には中崎議長を初め議員各位のご臨席を賜り、平成29年度那珂市表彰式典を挙行いたしました。本市の市政発展に多大なるご貢献をいただいた41名の方と5団体に対しまして、敬意と感謝の意を表させていただきました。また、今回は市で最初となる那珂市民栄誉賞を書家の吉澤石琥様に授与しました。吉澤様は日本美術界の最高峰といわれる日展において、数千点の応募の中から毎回10点しか選ばれない特選を2度受賞するなど、すばらしい功績を残されております。今後もこのような方がこの那珂市から輩出されることを願うばかりであります。

市民の代表である市議会議員各位はもとより、今回受賞された皆様のお力添えをいただきながら、今後とも那珂市が着実に飛躍し、さらなる伸展を遂げるよう、職員とともに一丸となって取り組んでまいりる気持ちを新たにいたしました。

どうか引き続き、議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に先立ってのご挨拶といたします。

それでは、提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、議案として専決処分に係るものが1件、条例の一部改正が6件、平成29年度各種会計補正予算が6件、その他が5件の計18件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明をいたします。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第66号 専決処分について（平成29年度那珂市一般会計補正予算（第4号））。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2,422万7,000円を追加し、189億3,003万4,000円としました。

歳出の内容については、総務費において衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費を計上いたしました。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において県支出金及び繰越金を増額いたしました。

2ページになります。

議案第67号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するために、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、実績に応じた加算報酬を支払うため、那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

6ページになります。

議案第68号 那珂市税条例等の一部を改正する条例。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、個人住民税については控除対象配偶者の定義の変更、また、軽自動車税については、非課税の範囲を定義するとともに、規定の整備を行うものでございます。

14ページになります。

議案第69号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例。

学童保育は、学校長期休業日以外については月曜日から金曜日まで実施しておりますが、利用者の要望に応じ、土曜日についても保育を実施するため、那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正するものでございます。

18ページになります。

議案第70号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上菅谷駅前地区土地区画整理事業の換地処分により、上菅谷駅北駐輪場の所在地の地番を変更するとともに、JR水郡線常陸鴻巣駅に駐輪場を新たに整備するため、那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

24ページになります。

議案第71号 那珂市立学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

平成30年3月31日で瓜連学校給食センターを廃止するため、那珂市立学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正するものでございます。

28ページになります。

議案第72号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例。

情報公開制度の一環として消防本部が有する防火対象物の火災危険性に関する情報を公表するため、那珂市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

続いて、補正予算の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第73号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第5号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2億7,130万9,000円を追加し、192億134万3,000円とするものでございます。

歳出の主な内容については、議会費について、議会運営費において、音声映像システムの修繕料を増額するものでございます。

総務費については、高齢者等運転免許自主返納支援実証事業において、ひまわりバス等の利用割引券交付に係る経費を、いい那珂マルシェ開催事業において、茨城マルシェでのイベント開催経費をそれぞれ計上するものでございます。また、文書管理事業において、通信運搬費の増額、ふれあいセンターよしの、ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだ

い、らぼーの各管理事業においては、AEDの更新に係る備品購入費及び設備の修繕費用を増額するものでございます。

民生費については、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業において、システム更新に係る備品購入費を増額、障害福祉サービス給付事業、地域生活支援事業、生活保護扶助費において、給付費等の扶助費をそれぞれ増額、後期高齢者医療費においては、前年度確定分の負担金の増額、学童保育事業において、新規学童保育所開設に伴う補助金の増額、民間保育所等児童入所事業において、弾力運用による入所児童増加等による委託料の増額をするものでございます。

衛生費については、聖苑運営事業において、設備の修繕料を増額するものでございます。

農林水産費については、土地改良基盤整備事業において、横断管復旧に係る工事費を増額するものでございます。

土木費については、道路改良舗装事業において、早期着手に伴う土地購入費及び委託料等の増額、橋りょう長寿命化修繕事業において、調査設計に係る委託料及び修繕工事費を減額、下菅谷地区まちづくり事業において、事業進捗に伴う土地購入費の増額、市営住宅管理事業において、修繕料を増額するものでございます。

消防費については、防災施設整備事業において、防災井戸の設置がえに係る費用を計上するものでございます。

教育費については、障害児学習活動支援事業において、生活指導員等の増員に係る賃金の増額、小学校管理事務費において、新たに導入される道徳科の教科書等の購入費用の増額、就学奨励事業において、対象者の増加等に伴い、小学校分、中学校分それぞれ奨励費の増額、就園奨励事業において、対象園児数の増に伴う奨励費の増額、管理用備品購入事業において、車椅子対応の階段昇降車購入費用を増額、給食センター運営事業において、食材の高騰に伴う賄材料費を増額するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、臨時福祉給付金、障害児入所給付費等負担金、子ども・子育て支援交付金等の前年度精算返納金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び市債を増額するものでございます。

議案第74号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ5,152万1,000円を減額し、68億2,509万9,000円とするものでございます。

歳出の内容については、総務費について、国民健康保険事務費において、システム改修に係る委託料を減額するものでございます。

保険給付費については、退職被保険者等高額療養費を増額するものです。

後期高齢者支援金等及び介護納付金については、額の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

諸支出金については、災害臨時特例補助金等の前年度精算返納金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、前期高齢者交付金及び繰越金を増額し、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金及び繰入金を減額するものでございます。

議案第75号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、11億6,243万3,000円とするものでございます。

歳出の内容については、農業集落排水整備事業費について、人事異動及び負担金率改定に伴う共済費を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第76号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ381万7,000円を追加し、47億5,588万6,000円とするものでございます。

歳出の内容については、総務費について、介護保険事務費において、制度改正に伴うシステム改修経費の増額、介護認定調査等事業において、認定申請件数の増加に伴い手数料及び委託料を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第77号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1,088万4,000円を追加し、1億3,727万2,000円とするものでございます。

歳出の内容については、区画整理事業費において、換地処分に係る精算交付金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金、繰越金及び諸収入を増額するものでございます。

議案第78号 平成29年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）。

平成30年度の水道事業運営に要する契約について、平成29年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、その他の議案についてご説明いたします。

32ページになります。

議案第79号 相互救済事業について。

建物等の市有財産に係る火災、水災、震災等による損害に対する相互救済事業については、

これまで一般財団法人全国自治協会へ委託していましたが、分担金の見直しにより大幅な増額となることから、分担金の低い公益社団法人全国市有物件災害共済会へ委託先を変更するため、地方自治法第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて34ページをお開きいただきたいと思います。

議案第80号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について。

常陸鴻巣駅ふれあい駅舎の管理について、現在の指定管理の指定期間が平成30年3月31日に満了となることから、改めて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、36ページになります。

議案第81号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について。

那珂聖苑を管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

39ページをお開きいただきたいと思います。

議案第82号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経て市道路線の廃止を行うものでございます。

次に、41ページになります。

議案第83号 市有財産の無償譲渡について。

瓜連学校給食センターの廃止に当り、施設の利活用を図ることを目的とし、常陸農業協同組合へ無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。どうかよろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時30分

平成29年第4回定例会

那珂市議会会議録

第2号（11月30日）

平成29年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年11月30日(木曜日)

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	引 田 克 治 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	海 野 幹 雄 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	川 田 俊 昭 君

議会事務局職員

事務局長 寺山修一君 書記 小田部信人君
書 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はありません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、明日12月1日は通告6番及び7番の議員が行います。

以上、ご理解及びご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（中崎政長君） 通告1番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 東海スマートインターチェンジについて。2. 市所有バスの使用について。

3. 薬物乱用防止活動について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） 議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初の項目は、東海スマートインターチェンジです。

さる11月19日に那珂市初めての総合防災訓練がありました。私も、たび重ねて一般質問にて市内一斉での訓練をするべきと訴えてきましたが、ようやく実現できました。まずはこの開催に当たりましてご尽力いただきました市職員の皆さん、関係機関の皆さん、そして地域の自主防災組織の皆さんに心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、参加していただいた約1万人の一般市民の皆さんとともに、この訓練を検証し、よりよい防災体制を構築していきたいと思っております。

また、防災の関連ですと、原子力事故の際には那珂市民は筑西市、桜川市に避難するということとなり、この夏、各戸に避難マップが配布されたところです。それによりますと、神崎地区の住民は東海スマートインターチェンジを使い、高速道路に入って避難するというものですが、改めて神崎地区の住民はどのように避難するのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

現在、策定進めております原子力の広域避難計画でございますが、神崎地区の皆さんの避難経路につきましては、主に那珂インターチェンジ経由となります。ただし、神崎地区でも本米崎地区の住民の方につきましては、基本的には東海スマートインターチェンジ経由ということになります。ただし、自家用車で避難ができない方につきましては、県の協力を得ましてバスを手配することとなっておりますが、東海スマートインターチェンジは今のところ大型自動車の通行ができないこととなっておりますので、その場合は那珂インターチェンジ経由での避難を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 神崎のうち本米崎の住民の皆さんは東海スマートICを使うということですね。今のご答弁のとおり、乗用車は問題ないと思いますが、いわゆる1人では避難できない方、いわゆる避難行動要支援者を運ぶバスは果たして通過できるのかと。通常は中型、大型、特大車は通行不可という看板が入りに掲示してあり、これが非常時には通行できるのか。今のご答弁では大型車は通行できないということでしたが、本当に災害時ではどうか。中型車はどうなのか。ここらが不明であります。

今回も議長に許可をいただきまして、資料を皆さんにお渡ししております。資料、こちらですね。資料1をごらんください。

これが東海スマートインターチェンジですね。これ過去の一般質問でも何回か取り上げられております。これ見ると、このいわゆる水戸・東京方面から日立・いわき方面に向かう下り、この上のほうの路線ですけれども、この下り線からおりるためには、まずこの下り線のパーキングエリアに入りまして、この点線に沿ってE T Cゲートを通過して、高速沿いに非常に狭い側道があるんですが、この側道を通りまして、この狭い橋を渡って東海側に出て、また高速沿いに側道を走って県道62号線に至ると、こういう感じなんですね、おりるときは。東京から帰ってくる時ですね。

なかなか地図だけではわかりづらいかと思います、実際現地へ行って写真撮ってきましたが、いわゆるこの下りのE T Cゲート付近から側道を見ますと、この写真①のようになります。ちょうど車が通りましたので撮ってみました、乗用車1台しか通れないのがわかりますね。制限速度は30キロです。曲がりくねっています。これぐっと下がって、ぐっと上がるというこの高低差もあります。そして、さらに進んで、この橋を渡って渡り切ったところから振り返って取ってみた写真が②の写真ですね。これもちょうど乗用車来たんで撮ってみました、なかなか本当すれ違うのものはわかるぐらい狭いんですね。少なくとも中型車ではとてもこれ通過できない。狭い、橋に入るに当たっても、半径が狭い。狭いのでとても通過できないでしょうね。

ですから、非常時、災害などの非常時には東京方面からの応援車両などの大型車も実際におりることはできないと、そういうことで何とかしなきゃいけないなという声が上がっておりました。実際、私もおりてみて本当に痛感をした次第でございまして、過去の答弁では東海村と協議していきたいということでしたが、その後はどうなっているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

東海スマートインターチェンジでございますが、先ほども議員からもお話あったとおり、なかなか乗用車以外の通行というのが今はばかられるような状況になってございます。そのため、東海村では災害時等において極めて重要と考えられる緊急時に通行できる開口部、こういったものを下り車線のパーキングエリア、こちらに設置したいということで検討を始めています、かように伺ってございます。

その流れで、平成27年3月にはネクスコ東日本との現地調査、同年4月には現地調査を踏まえた課題の検討や協議、こういったものを伺ったと聞いておるところでございます。

直近の状況についてでございますが、こちら東海村のほうに私どものほうから確認させていただきました。その結果、現在も協議を進めているというようなことでございます。那珂市といたしましても、有事の際の避難経路の選択肢の一つ、有事の際の緊急車両の通行に支障がないようにというようなことで、このS I C、有用でございますので、下り車線の緊急開口部の設置に向けて東海村と連携して関係機関への働きかけを行っていく、このような意向を東海村に申し入れているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） やはりこの災害時の避難の対応というのが非常に大切でございますね。今、部長の答弁のとおり、その意味においては緊急開口部の設置、とても重要だと思います。

本米崎地区の皆さんが避難するゲートは、この資料1の中でいうと、このETCゲート上り線と書いてあるちょうどこの③という印のしてあるこの箇所になりますね。この箇所から本米崎の方はゲートを入れて南、そして西のほうに逃げていくと、そういうことになるわけですが、そのところの写真を撮ってきました。下に掲示してありますけれども、ここにETC専用入り口とあって、中型車、大型車、特大車通行不可、こういうふうにあるわけですね。ちょうどやっぱり撮っていたときに車来たんで、ちょっと撮ってみました。これが脇の写真ですが、これ軽自動車で行きました。軽自動車でもこの幅でございまして、狭いです。確かに大きい車が通るのが難しそうでございましてね。現状こうなっていますが、ただ避難計画はここから避難するというふうになっている。東海との協議はなかなか進まない。どうすれば解決できるのか。先ほどからご指摘している課題は、依然としてずっと変わらず、このままなんですね。今後どのように市として対応するのか改めて伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

先ほどから答弁させていただいているとおり、東海スマートインターチェンジ、こちら特に下り線、あと今ご紹介いただきました上り線についても、なかなか難しいような状況、特に中型車両以上、大型車両の通行というのが難しい状況になってございます。特にこの中でも下り線の部分なんか相当難しいものがあるのかなというふうに我々としては捉えているところでございます。なかなか現状、議員がご紹介いただいたこの写真等々を見ていただいてもわかるとおり、相当物理的にも難しい道路の狭隘さ、橋梁の狭隘さというようなものがございまして。こういったものを、じゃ、ちゃんとやり直そうと思えば、相当な多額の費用、あと相当長期間にわたる関係機関との調整、こういったものも見込まれるのかなど、かように考えてございます。

そうは申しまして、ここが大型車両も含めて通行できるようになる、これはその災害時の対応以外にも当然那珂市もしくはその神崎地区にとっても、人と物との交流の拠点がさらに充実するというような意味合いにおいては、我々としても望ましいところだとは考えております。そう言いながらも、先ほど申し上げたような、なかなか現実的に難しいというような問題もございまして。そういったものを踏まえて東海村では今、下り線への緊急開口部の設置というものをまずは当面の策としてお考えいただいているようでございます。那珂市としても、まずはその東海村の今のお考えに足並みをそろえていきたいと、かように考えてございます。

その経過、協議の中で東海村と歩調を合わせて関係機関との協議、国やネクスコ、県、外にも多々ございますが、そういったところとの協議調整、それが進んでまいりますれば、我々としても当然そこを歩調を合わせて同じように働きかけ等々を行ってまいりたいと、かように考えてございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ前向きにお願いしたいと思うわけでございます。災害はいつ来るかわからないというところもございますので、やはり現状遅々として進まないというところでございますから、ぜひこれは、ただ那珂市だけ突出して動くというよりは東海としっかりと歩調を合わせてやっていただきたいと思えます。

また、先ほどのご答弁で、本米崎地区の避難要支援者は東海スマート I Cは使わないということでございましたが、では、そういう内容を地域の住民がどれだけ知っているか、どれだけ告知されているかということだと思えます。ですから、避難行動要支援者の皆さんは東海スマート I Cからじゃなくて、那珂 I Cからですよというような通知を、これやっぱりきちっとしていく必要があるかなと思っております、夏に配布されたこの避難ガイドマップ、これでは神埼地区の皆さんは東海スマート I Cからというふうなルートで書かれているだけでございますのでね。これは今のお話は実際現地に行って聞いてみると、皆さん知りませんよ。那珂インターからですよ、バスが通るのはと。そういうことはきちっとやっぱり通知していく必要があるというふうに思えますので、よろしくお願ひしたいというふうに思えます。

特にこの米崎地区は18年前のジェー・シー・オー事故に一番近い地区でもございます。また、この東海原発からも那珂市内では一番近い地区。5キロ圏内ということでご存じのとおり市内で唯一 P A Z の地区です。いわゆる予防的防護措置を準備する区域に指定されておりますので、那珂市内で一番避難に関しては配慮を要する地区ということになりますので、ぜひ誠心誠意、地域住民の安心安全のために取り組んでいただきたいというふうに思えます。

この項の最後に1点申し上げますが、これは避難の観点からではございませんけれども、今回の調査の中で地元からこういう声が1つ上がっておりました。本米崎の方が東京から帰ってきて、下りの E T C ゲートを出て、出てすぐに実際には左側に曲がる農道につながる道があるんですよ。この地図でいうとちょうど側道に行く手前です。この①って示しているちょうどこのあたり、このあたりからぐっとこの地図でいうと上のほうにいく農道につながる道があります。ここに柵がしてあって出られないんです。この①の写真の左端、下のほうちょっと見ると、ちょっと柵のあれがちょっと見えますかね。これ柵になっているんですよ。ここは E T C ゲート出て、つまり料金を支払って、もう出られるところなんで、すぐそこから農道につながるころ、柵を開けてもらえれば米崎の人はぐるっと東海のほうをまわらなくても、すぐ帰れるという、そういう話がずっと前からあるそうです。こういう話って聞いてないですかね。

こういった声も大いに参考にさせていただきながら、避難時のみだけではなく、日常からの利便性を上げていくためにもご尽力いただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。この項を終了いたします。

次の項、市所有バスの使用について伺います。

地域を歩きますと、1番目、2番目に出てくるのはその時々話題ですが、4番目、5番目ぐらいには、この市のバスの使い方という声を今でも聞きます。前は自治会でも、いろいろなところにこれを借りて行けたのになとか、パトロール隊とかサロンでもこれを使っていたなとか、今はもう使えないんで、もう視察なんかもやめちゃったよと。非常に使いづらくなったなど、こういう声でございます。

これただ、そういう声すらもだんだんちょっと最近では地域で聞くの少なくなってきました。これはニーズがなくなったんじゃないかと、地域の中で諦めのほうが大きくなってきたということなんじゃないかなというふうに思っております。

少子高齢化が進み、地域の活性化を求めていかなければならない昨今、いかに地域で活動する皆さんを応援していくか、これがこれからの行政のやるべきことなんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、いま一度、現状を確認します。市が持っているバスは現在、何台あるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

現在稼働できるバスは、27人乗り1台となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 何か2台あると聞いておりまして、もう1台あるんじゃないですかね。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

もう1台ございますけれども、年式が古く故障も出ておりまして、現在は人を乗せて運行できる状態ではございません。今後、廃車する予定でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 廃車ですか。残念でございますね。古いということなんですかね。

では、この使用方法について伺います。お手元の資料2のほうをごらんください。

市のこのバスの使用方法については現在この使用要項があります。それで、この第3条に使用の範囲というのが記されています。次に該当する場合に限り使用することができる。

読みますと(1)市の職員等が行政目的を遂行するために使用するとき、または市が事業主体となって事業を実施するために使用するとき。(2)小中学校が学校事業を実施するために使

用するとき。ただし、遠足は除く。(3)他の地方公共団体又は市の補助団体が、市が主催する事業に共催者として参加するとき。(4)その他、市長が得必要と認めるときと、こういうふうになっておりまして、言ってみれば行政目的、また学校の事業・行事にしか実際は使えないということになっております。かなり限定的になっております。ですから、今では今までのようには使えなくなってしまうということですね。

では、この目的のために、例えば昨年度は何に対して、どれぐらい使われているんでしょうかね。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

まず、市の職員等が行政目的を遂行するために使用する場合がございますけれども、具体的には職員等の研修や事業に伴う送迎などが該当いたします。平成28年度の使用実績は29回、乗車人数は759人となっております。

次に、小中学校が学校事業を実施するために使用する場合がございますが、具体的には社会科、校外学習や体験学習などでございます。平成28年度の使用実績でございますが、25回、乗車人数は546人となっております。合わせますと平成28年度は54回、乗車人数は1,305人となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 合わせると昨年度は54回使われたということですね。土日、祝日は使わないんでしょうから、平日、年間ですから大体200日ちょっとぐらいかな。ですから、百七、八十日はあいているということですので、割合でいうと4分の3は使われてないということになるかと思えます。もったいないですね。

せっかく市で所有しているバスでございます。もっと言えば市民の税金で購入し、市民の税金でメンテナンスをしているバスです。所有者は誰か。これは市民でございます。所有者である市民が使えるようにもっとならないかなと思うんですね。何でこの運用がこのように厳格化してしまったんでしょうかね。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

関東運輸局茨城陸運支局及び茨城県警察本部交通部より、市バスの使用について民間の一般貸し切りバス事業と類似した使用をしないこと、また市の行政目的のための使用に限ることなどを内容とした通達がございました。市といたしましては、この通達を遵守し、適正な使用範囲での運行をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 運輸支局、また県警本部のほうからの通達が来ているということで

ございますね。確かにこのバスに関しては昨今、バスの事故が相次ぎまして、いろいろと法令が厳しくなっているのは承知しております。それに伴って、運用も厳格化しているということですので、これは、こういうことというのはこの分野に限らないですね。どんどん厳しくなる一方でございます。これはこれで一定の理解をするところではございます。

しかし、一方で本当にこれでいいんでしょうかというふうにも思うんですね。地域の活動、諸団体の活動がどんどん高齢化に伴って縮小傾向にある。でも、行政の皆さんはもっともっと地域で頑張ってもらって皆さん活動してくださいよというふうにおっしゃっておられていると思いますね。ですから、もっと活動はしていただきたいんですけども、でもバスはだめというふうなことでございまして、本当にこれでいいのかなという思いがございまして。今回の質問に当たりまして、いろいろな方からお声をお伺いしております。実際昨日も何人かからやっぱりお伺いしております、地域の活動を応援するという手法なり仕組みはやっぱり考えていただきたいなというふうに、そういう声が上がっておりますので、ぜひこれは今後の課題といたしまして、一緒に考えてまいりたいなというふうに思う次第でございます。

ただ、そういう意味で今回調べていく中で1点ご提案したいというふうに思います。市所有のバスは1台しかないというのはわかりました。ただ、実際はもう1台あるんだそうですね。あると聞きました。これは、ただ茨城県のバスだと。県から無償貸与しているバスが1台あるということを知りました。そして、それは災害用のバスだということなんです。となると、じゃ先ほどのこの要項の考え方でいうと、使用目的が範囲が決まっているのであれば、災害用のバスだとすると、じゃこれは災害用、そっちのほうで防災に使えるのかなというふうに思います。

例えば先日申し上げたとおり、総合防災訓練がございました。地域地域でいろいろな気づきがあったと思いますので、もし仮に地域の自主防災組織の皆さんが先進地の取り組みを勉強したいというようなことで、こういうバスを借りたいなというふうなことは、これはじゃ目的に合致しているから借りられるんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

議員ご指摘のバスでございますが、名目は原子力の避難用バスという名目でございまして、原子力防災活動資機材の一つとして茨城県から無償で貸与されているものでございます。

使用につきましては、原子力防災の目的に使用するものということで、使用貸借契約を交わしているものでございます。ただし、本来の使用目的に支障のない限り他の業務にも使用できるということとなっております。議員おっしゃるとおり、例えば自治会なり自主防災会なりが防災の目的、原子力防災等の目的で使用したいということであれば、可能と思われまますので、その場合は県と調整して対応させていただきたいと、かように思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。あくまで県のものでありますから、県と調整はしていただきたいと思いますが、とにかくあれは今の県のバスは今車庫で眠っているんですよ、ずっと使われてない。だから、これ逆にずっと車をほったらかしにしていると、本当にいざというときに動けるかという、そういうこともありますよね。エンストで動かなければ想定外だみたいなこともあるので、やっぱりちゃんと使っていただいて、ただ非常時にはすぐ戻せると、使えるというふうな体制をとるのが大事なかなと思いますので、そういった意味では行政財産の有効活用ということの観点からも、ぜひこれは検討していただきたい。また、そういった意味では市民の地域活動を、こういうバスの運用の点からも盛り上げていただきたいというふうに思います。

この市のバス、もしくはこのバス絡めた運用の部分に関しては、また取り上げたいと思いますが、今回はこれで終了をいたします。

次に、最後の項目、薬物乱用防止活動について取り上げます。

折に触れて、芸能人、有名人が薬物に手を染めたというニュースを見聞きします。そのこと自体も大きなショックですが、昨今は一般人の間でも簡単に薬物が取引されているということも聞きます。薬物中毒患者による乱暴運転によって、何の罪もない方々が被害に遭う。これも、もう外国の話ではありません。薬物乱用は今や大きな社会問題であり、国を挙げて防止活動に邁進していかなければならない時代になりました。この「ダメ。ゼッタイ。」運動をさらに一人一人の国民へ浸透させていかなければならない、そういう責務を行政も負っています。県でも第4次茨城県薬物乱用防止5カ年戦略を掲げまして、薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進しています。

そこで、那珂市でも一定の役割を果たす必要がありますが、市として薬物乱用防止活動はどのように行っているのか検証してまいります。

まず、未然防止という意味では、将来ある子供たちに何としても薬物に手を染めさせないため、学校教育の中でしっかり教える必要があります。文科省の指導要領でも年に1回は薬物乱用防止教室を開催することとなっております。那珂市の小中学校ではどのように行っていますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

現在、市内小中学校における防止活動でございますが、年に1回以上、薬物乱用防止教室を開催しており、警察や学校医師、薬剤師の外、ライオンズクラブから講師を派遣していただいております。また、定期的に那珂警察署管内生徒指導懇談会を開催し、飲酒や喫煙をはじめとする中学生の問題行動について、警察、学校、市教育委員会において情報共有を図っているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 那珂市内の学校では年に1回は教室を開催しているということのようです。その他、警察、学校、行政の情報共有もあるということですね。

ただいまのご答弁で社会奉仕団体であるライオンズクラブからの講師という話がありました。実は私もライオンズクラブの一員でありまして、薬物乱用防止教育講師に認定をされています。実際に那珂四中において、昨年、今年と8年生全員に対して薬物の恐ろしさを伝え、絶対にしてはいけないよと指導をさせていただきました。講話の中には薬物に関してのDVDを見せることもあり、子供たちは目をくぎづけにして真剣に見てくれます。反応が直接響く、こういう活動が本当に大切でありまして、私もライフワークとして取り組んでいく所存ですが、ぜひこういう教室開催をさらに推進していただきたい。

また、このDVDは子供たちだけではなく、当然大人の方々にも見ていただきたい内容なんです。むしろインターネットなどで薬物が簡単に手に入ってしまう、そういう昨今、地域の方々皆さんに見ていただいて知っていただきたいということが多いです。一人でも多くの方の意識を啓発していくことが必要です。そういう意味で、今、地域の中における薬物乱用防止活動はどのように行っていますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

薬物乱用防止策につきましては、茨城県薬物乱用の防止に関する条例及び第4次茨城県薬物乱用防止5カ年戦略に基づき、茨城県、県内各保健所、市町村等の関係機関が連携して取り組んでおります。

市町村においては毎年「ダメ。ゼッタイ。」普及運動として各保健所、薬物乱用防止指導員の各地区協議会が中心となりまして、関係機関と連携して街頭キャンペーン活動やポスター掲示、地域団体や企業等への啓発活動、募金活動を実施しております。

また、茨城県知事より委嘱されました薬物乱用防止指導員が日常生活を通じまして、覚醒剤やシンナー等薬物の乱用防止啓発活動及び薬物乱用に関する相談を行うなど、地域社会に根差した啓発活動を展開しております。

市独自としましては、出前講座の健康教室の中で、地域の方々へアルコールやたばこの健康外とともに、薬物等における身体への健康被害というような観点で啓発活動を実施しております。また、市ホームページや広報紙におきましても、薬物乱用による健康への影響など情報提供や啓発活動を行っているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今でもいろいろな事業をやっているということですね。薬物乱用防止活動の事業は、ちなみにこの「ダメ。ゼッタイ。」運動というふうに言っております。今ご答弁あったような街頭キャンペーンは、私もライオンズクラブの中では、この地域の薬物乱用防止委員長という立場でございまして、そういう意味でも私も例年参加をしております。

県のこの薬物乱用防止指導員の皆さんとか警察の皆さん、保護司会の皆さんとか、そういういろいろな方々とともに、イオンとかかわねやとか、そういう大型店舗で多くの皆さんにチラシとかティッシュを配布して意識啓発活動を行っているところです。

また、この県の指導員の皆さんは各種研修を受講して勉強されまして、学校等へ出向いてご自身の口で薬物はだめだと、こういうことを訴えておられるわけですね。今、地域で行っている活動を今伺いましたが、さらに推進するために、まずはこの各種キャンペーンをもっと強化していただきたいと思います。

今やっているこのキャンペーンは年に1回の街頭キャンペーンなのですが、市主催のイベント、催しはもっとたくさんあると思うんですね。例えば人が一番多く集まるなかひまわりフェスティバル、また産業祭、また地域の中においては、それぞれの各まちづくり委員会単位の街カフェやいろいろな各種団体の催す行事、そういったものに積極的に出ていってもらって多くの人に見てもらい、知ってもらい、こういう活動をぜひもっと積極的にやっていただきたいなというふうに思っています。

また、今もいらっしゃる県の指導員の方には、今、学校のほうに出ていってもらっていませんけれども、もっと地域の中にも出てきていただくように働きかけを、例えば自治会の集まりであるとか、いろいろな団体の集まりであるとか、そういったところにも出向いていただくような働きかけを行ってはいかかでしょうか。

さらに、今でも地域で薬物に悩んでいる、苦しんでいる方、これ確実にいらっしゃいますから、いらっしゃいますので、その方々の相談窓口、市としての相談窓口、これをさらに充実させる、もっと言えば市で持っている広報機能としては市報とか、おしらせ版がありますから、そういったところを活用して、いろいろな情報を掲載する。場合によってはその薬物乱用の記事、コラムを連載する、そういったことも大事ななど。それも何も市の職員みずから書かなくともいいです。もし書ければいいですけれども、場合によっては専門部局である保健所などに協力を依頼して寄稿していただいて、そういったものを載せる。結果として市民の方々の多くの目に触れることが大事なのであって、そういう取り組みをぜひさらに加速していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

地域の中における活動の推進につきましては、今後とも茨城県薬物乱用防止指導員常陸大宮地区協議会、常陸大宮保健所が中心となりまして実施している街頭キャンペーン等へ積極的に参加するとともに、ポスターや横断幕の掲示、各種啓発活動、募金活動を進めてまいります。

さらに、関係機関と連携し、地域で行われる各種イベント、今おっしゃいましたようなひまわりフェスティバルや産業祭でのPRや啓発活動なども行っていきたいというふうにも考えております。

また、薬物乱用防止指導員の活動につきましては、小中学校、高等学校からの要請に応じるだけでなく、議員ご指摘のとおり、地域での会合や自治会での集会等に積極的に出向いて、講習会を開催していただくようお願いしてまいりたいとも考えております。

また、市での相談窓口につきましては、現在実施しております各種相談事業の充実、市広報紙におきましても那珂医師会、薬剤師会等への協力を依頼し、薬物乱用防止に関するコラムや記事の掲載回数をふやして啓発活動を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひお願いいたします。

さらに、この指導員についてご提案をいたします。

県の指導員の皆さんは薬剤師また民生委員、元教員、そういう方々など、この活動への高い意識を持っていらっしゃる方々でございます。地域の中でそれぞれの社会経験、専門知識を持って活動しておられます。この方々は茨城県知事からの任命を受けておられて、県内で400名という定員があるんですね。これ人口割で決まっております。那珂市はその中で7名ということになっているんです。実直に活動しておられますので、本当に頭が下がる思いでございますが、言ってみれば5万5,000人のこの人口の那珂市、もっともっと多くの方々に伝えていかなければいけないわけでございます。

そこで、県の指導員の7名だけでは足りない。もっと人数をふやして、この薬物乱用防止活動を進めていければと思っております。しかし、県の指導員自体は定数があります。ですから、これをふやすというわけにはいきません。そこで、那珂市長が任命する市独自の薬物乱用防止指導員制度を創設し、理解ある多くの方を公募、公募で結構でございます。公募し、この活動に参画していただければどうでしょうか。もちろん薬剤師などの専門知識をお持ちの方なら大歓迎でございますが、専門知識がなくとも、研修を受講することにより指導員になっていただくと。実は私たちライオンズクラブ講師も年に1回の研修を受講することにより、その資格を与えられるということなんです。

お手元の資料3をごらんください。これはライオンズの研修でいただいた資料の一部なんです。実際にもっともっとたくさんの資料をいただくわけでございますけれども、こういった内容で薬物は意外と身近だよと。本当にすぐ手に入るようなことに今なっちゃっているよということであるとか、薬物というのはここに書いてある覚醒剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン等々、あとは今、本当に危険ドラッグ等々もございまして。また、その裏側には、乱用するとこうなるよというようなことも書いてございまして、これは乱用というのは何回も使う乱用じゃなくて、適正な使い方をしない乱れた使い方という乱用なんです。乱用でございます。

ですから、こういった薬物のこともそうですが、最近講習で出ているのは薬屋さんで買っている薬の使い方も間違えると乱用になるんです。ちゃんと使い方、用法、守って正しくお使い

いくださいとあるわけじゃないですか。あれ一遍に大量に飲むと乱用につながりますからご注意ください、そういう話も学校でしております。

こういう資料もありますので、私たちはだから安心して教室を開催することができるんですね。当然、指導員の皆さんはもちろん普段からのみずからの勉強も欠かせませんが、県の指導員協議会主催の研修なども一緒に受講させていただくということもできるようですし、さまざまな機会を捉えて研さんを高めていただくと。そして、やっぱり何よりも現場が大切でございまして、習うよりなれるということございまして、薬物乱用教室自体は先ほど申し上げたちゃんとDVDができております。

薬物とは何か。薬物の恐ろしさ、薬物というのはまず自分の体を壊します。それでもって薬物が欲しくなるといろいろな犯罪ですね、金が欲しくなりますから、いろいろな犯罪が起きます。乱暴運転もふえて犯罪が起きて多数の犠牲者も出る、そういうことがあるし、言ってみれば薬物は普通のスーパーや百貨店で売ってないですから、そういうものは普通の流通ルートに乗ってないということは、これは暴力団の資金源になっているわけです。そういうものを買うということは、暴力団の増長に手を貸しているということにもなるので、とにかくいいことは一つもないんですね。一つもない。

こういうことをぜひ色々と皆さんに知っていただくという意味で教室をやるわけですが、そういうことはDVDにちゃんとまとまってありますから、そのDVDを使うことによってやるので、その指導員の皆さんもそれほど負担はないんじゃないかなと思います。そういう機会を多くつくってあげることが大事でありまして、だから薬事関係の素人です、私は。素人でも教室を開催して子供たちを前に薬物はだめだよと、絶対ダメだよということと言えるんですね。ぜひ、この市長任命による薬物乱用防止指導員制度を創設していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現行の薬物乱用防止指導員制度につきましては、覚醒剤、シンナー等薬物の乱用防止の啓発活動及び薬物乱用に関する相談を行うことによりまして、健康で明るい県民生活を確立することを目的として、昭和54年から国及び都道府県、市町村が一体となりまして、地域社会に根差した啓発活動を展開し、地域社会において覚醒剤等の薬物に関する知識の普及を推進しているところでございます。

常陸大宮保健所管内の茨城県薬物乱用防止指導員常陸大宮地区協議会には、現在25名の指導員がおりまして、那珂市においては議員のおっしゃるとおり7名の方が指導員として地域で活躍されております。この7名の方につきましては、那珂市長から常陸大宮保健所長へ推薦を行い、茨城県知事より委嘱されております。

また、この推薦に当たりましては、薬剤師、民生委員・児童委員、保護司、青少年相談員、市民活動団体等の構成員、その他薬物乱用防止に熱意と理解を有する者というような要件が

あります。指導員の人材の確保もなかなか難しいところもありますことから、市としましては現行の薬物乱用防止指導員制度を活用することによりまして、さらにライオンズクラブなどの薬物乱用防止に理解がある方々の協力をいただきながら、関係機関と連携を図り、地域社会との薬物乱用防止活動を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 現状はそういうことでございますんですが、ちょっと考え方少し変えていただく必要があると思いますね。

県の指導員に関しては、やっぱり枠があって、ある意味出さなければいけない。市長からの推薦をそういう薬剤師なり保護司なり青少年相談員の方々、そういうの方々の中から何とか上げなければいけない。だから、ハードルが高い。そういうことなんだと思いますが、そうではなくて、やっぱり地域の皆さんに数多く知っていただくためには、当然先ほど申し上げた7名だけでは足りないし、あと私みたいな者でも学校で実際子供に指導できるわけです。そういう少しハードルを下げてください、研修を積み重ねることによって、しかもその時間内はDVDがかなり活躍してくれますから、そういうものを持って、いろいろなところで知識を広める、そういう人を一人でもふやす。2人でも10人でもふやしてほしい。しかも、これは推薦を得るとか、そんなんじゃないなくて公募ですから、こういったことで私は地域のために奉仕する、活動したいという、そういう人をいたらぜひお願いしますということで公募するわけですから、別にその義務もありません。経費もそんなにかからないと思います、この事業は。そういった意味では、ちょっと考え方を改めていただく必要があると思います。

そういう推進体制をぜひちょっと進めていただきたいと思うんです。というのは、私は那珂市こそが全国に先駆けてというか、先陣を切って、この薬物乱用防止活動をしなければいかんというふうに思っております。

私は昨年、県西地区にある薬物依存症リハビリ施設の茨城ダルクに、そのまさしく県の指導員の研修で伺いまして、薬物経験者の体験談を聞くことができました。一人の青年は中学2年生のときにたばこを始めました。それから、大麻、覚醒剤と進んでいったということです。彼は言っていました。あのときたばこをやらなければ、大麻を吸うことはなかった。そうなんです。たばこを吸えない人は大麻を吸えないんですね。たばこを吸うようになってしまったんで大麻も吸えるようになってしまったんです。たばこは薬物の入り口、ゲートウェイドラッグとも言われます。そこで、青少年にたばこを吸わせないようにする、これが未然防止の観点から薬物乱用防止活動にとって非常に重要なんです。

そして、今日本では全国どこでも未成年にたばこを吸わせないようになっていますよね。それは法律があるからです。未成年者喫煙禁止法があるからこそ、子供はたばこを吸ってはいけないんです。

それでは、この法律をつくったのは誰ですか。何を隠そう明治時代の代議士、我が郷土の

誇り、偉人である根本 正先生ではないですか。根本 正先生が未来ある子供たちをたばこの害から守るために、この法律を明治時代につくってくれたんです。そのおかげで、それからずっと日本全国津々浦々まで子供たちが守られて平成の今があるんです。それは那珂市発祥だということなんでよ。この歴史的事実を私たちは今しっかりと認識しなければなりません。たばこだめの法律をつくった根本 正を生んだこの那珂市が平成の今、薬物乱用防止「ダメ、ゼッタイ」運動の先頭に立って頑張らなければならないではないですか。

この話ね、実は県の薬務課の方にも話したんですよ。茨城県は全国の都道府県に先駆けて先陣切って薬物乱用防止やらなければいけないですよって。何でですかって言われたんで、この根本 正先生の話をしました。あ、なるほどそうですかと納得してもらいました。根本 正のお膝元の茨城県、そしてまさしく超地元の那珂市がやらなくて、どこがやるんですか。こういう意味合いで今回この質問をさせていただきました。

確かに県の行政も県の指導員の方も民間団体も頑張っています。ただ、市民に一番近い現場の行政である市がもっと本気になって取り組んでいただきたい。そして、那珂市を薬物乱用防止活動の聖地にしていこうじゃないですか。この地域では徹底して子供も大人も薬物は「ダメ。ゼッタイ。」ですよ。これを徹底していく。そういうすばらしい市につくりかえていこうではないですか。

そういう目で見ると、今やっていることは本当に十分なのか。まだまだやれることあるんじゃないですか。やらなければいけないことあるんじゃないですか。学校ではどうですか。根本 正先生はもう何年も前から副読本ができていて、郷土教育の観点から取り上げられていますよね。もう昔々こんな偉い人がいました、すごいですね、見習いましょう、終わりじゃなくて、それを現代に生かすような教育をしていただきたいと思うわけであります。小学校の社会科もしくは道徳の授業で根本 正先生の人生もしくはその功績から今につながる教育をしていただきたい。これは那珂市でなければできない教育なんですよ。地元の一員なんですから。どうですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

未成年者喫煙防止法や未成年者飲酒禁止法の制定に尽力されました根本 正氏の功績につきましては、那珂市道徳郷土資料集や社会科地域教科書等により既に小中学校において学習に取り入れているところでございます。危険薬物、特に大麻のきっかけは、議員のおっしゃるとおり喫煙から始まるとも言われておりまして、未成年者喫煙防止法の意義とこれを提唱した根本 正氏の思いを授業に取り入れる意義は非常に大きいものと考えております。今後、小中一貫教育の中で、児童生徒の学習テーマの一つとして取り上げていくことも可能とは考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） お願いいたします。

これが今、那珂市の、これは那珂市の教育委員会で作ってもらったものですよね。「私たちの那珂」、あとはその郷土資料集というのができています。この中でちゃんとこれは今小学校3年生4年生でその郷土の偉人ということで根本 正先生のことをちゃんと、取り上げられておりますね。

そういった意味では、これをさらに薬物乱用もしくは未成年者への喫煙防止、そういった観点からぜひ取り上げて、さらにそういう意識でつなげていただきたいなと思うわけでございます。

また、地域社会のほうはどうですかね。地域の成人の皆さんにこういう薬物乱用防止、どんどん伝えていく必要があります。そのための取り組み、例えばまず人をふやすべきというのは先ほどの市長任命のそういう指導員制度ということで提案はいたしました。さらに、県の薬務課、または警察、保健所、こういった関係機関と連携をしまして、ぜひこの日本一の薬物乱用防止活動の市ということに向けて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

薬物乱用防止対策につきましては、茨城県が活動の主体となりまして、当地域におきましては常陸大宮保健所衛生課、茨城県薬物乱用防止指導員常陸大宮地区協議会を中心としまして、管内市村や各警察署、各市村協議会委員会、青少年育成市町村会議、青少年相談員連絡協議会、民生委員児童委員協議会、ライオンズクラブ、常陸大宮薬剤師会、医薬品配置協会県北支部等の関係機関が協力、連携しまして、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の啓発活動を実施しております。

今後につきましても、保健所や薬物乱用防止指導員の連携のみならず、教育委員会や警察署等と関係機関連携を密にしまして、薬物乱用防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、近年は身近で薬物が手に入るというようなことから、大麻事犯による若年層の検挙人員の増加や危険ドラッグのインターネット等による流通の潜在化など社会問題になっている状況から薬物乱用防止に関する普及啓発活動を一層強化していく必要があると感じております。

このようなことから、議員おっしゃる日本一とまではいかないかもしれませんが、薬物乱用の恐ろしさ、危険性を理解していただくよう市としても何かできることはないか考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、これ市長からも見解を伺いたいと思います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今、議員のほうからいろいろお話がありました。覚醒剤、マリファナ、コカイン、LSD、シンナーなどの薬物を社会的規範から逸脱した目的や方法で使うことを薬物乱用と言います。1回使っても乱用と言われてますね。薬物を乱用すると脳に作用し、依存症となります。勤労意欲が減退し、心も体も薬物に依存し、健康に重大な影響を及ぼします。あわせて幻覚や妄想に捉われ、社会不安や家庭崩壊を引き起こします。また、重篤な犯罪を引き起こすことにもなります。

薬物を使用しないように未然防止のための活動は大変重要であると思います。また、薬物乱用の未然防止のために学校教育の果たす役割もまた大変大きいものであるというふうに思っております。先ほどお話がありましたけれども、那珂市の名誉市民であり、教育立国の恩人、青少年健全育成の父と呼ばれる根本 正先生の教えが那珂市の子供たちに浸透することを期待してやまないところであります。

また、薬物乱用防止対策につきましても、現行の薬物乱用防止指導員制度のもとで茨城県、教育委員会、常陸大宮保健所、那珂警察署や現在大変熱心に取り組んでいただいております関係機関、団体ですね、青少年健全育成市民会議等の団体と連携を強めて、撲滅に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（中崎政長君） 以上で質問を終わります。

遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） びっくりしました。まだございます。

今、市長からご答弁いただきました。真摯に受け取っていただいたと思いますが、1点やっぱり「現行制度のもと」とおっしゃいましたが、現行の制度のもとだけでは、やっぱり日本一にならないですね。ぜひこれはトップダウンですね、これは。これこそまさしくお金を何億円もかける事業をやるわけじゃないです。箱物をつくるわけじゃないです。トップダウンでいかようにも変わる話でございますから、ぜひお願いしたい。これは日本に冠たる那珂市をつくっていただきたい。那珂市は根本 正先生で売れますよ。売れます。根本先生、外にない例えば義務教育の無償化、禁酒禁煙、こういったもの、日本全国的な政治家でございます。そういったもので、しっかり那珂市にある地域資源、根本 正ですね、これで全国に名をとどろかせていくと。那珂市の子供たちが、ああ那珂市っていいところだなと、生まれてよかった、住んでよかったと言ってもらえるようにぜひ頑張ってくださいたいし、私も郷土のために頑張りたいというふうに思います。市に期待しまして、一般質問を終了させていただきます。

○議長（中崎政長君） 失礼しました。遠藤議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（中崎政長君） 通告2番、花島 進議員。

質問事項 1. 原子力安全対策、東海第二原子力発電所の運転期間延長問題について。2. 国民健康保険の広域化に関連して、国保税負担、市の財政負担について。3. 市内中学校教員の時間外勤務について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） 質問通告に沿って質問いたしますが、若干通告書を書いたときと変わっていることもありますので、細かいところでは変わるとお考えください。

まず最初の項目です。東海第二発電所の運転期間延長問題です。

日本原子力発電株式会社東海第二発電所、いわゆる東海第二原発と言われているものの運転再開問題です。日本原電は運転再開を宣言していませんが、新規制基準の適合性審査や運転期間を建設から60年までに延ばすために必要な特別点検を実施するなど、運転再開を目指した活動を進めています。また、まさに11月24日には運転期間の延長申請を原子力規制庁に提出したと聞いています。多額の費用がかかるにもかかわらず、これらを進めているということから運転再開の意思を持っているのは明らかだと思われま

す。私は原子力関係の技術者、研究者でありましたけれども、現在の原発技術は安全面で問題があり、安全面の問題あり過ぎると言った方がいいと思います、と考えていまして、東海第二原発の運転再開には反対でいます。

東京電力の福島原子力発電所の事故は、原発の事故は極めて大きな被害を与える可能性があるということを経験した多くの国民に実感させました。原発事故に関連する死亡者、いわゆる関連死と言われている方々も非常に多く、驚くほど多くの方が亡くなったと言われています。

また、原発事故の発生から6年以上になりますが、福島ではいまだに多くの方が住みなれた土地に帰れないままです。生活基盤や生産者の損失も膨大なものになりました。福島原発のような事故が東海第二原発で起きれば、近隣に住む我々が被害が及ぶのはもちろんですが、それだけではなく、社会全体に大きな被害、損害があることが予想されます。

福島第一の事故が示したのは、原発事故は極めて大きな損害を与える可能性があるという

ことだけではありません。我が国の技術や社会のシステムが原発を安全に管理する原発の管理を全うするという点において不十分だったということも示しました。地震に備えるということについては、そもそもどのような地震が起こり得るのかということについて、我々は極めて浅い理解でした。その上、地震についてよく理解してないという認識が甘く、脆弱な施設を許可し、つくらせてしまいました。津波についても同様です。2011年3月の地震後の原発事故への対応の混乱を見て、原子炉、原子力発電所のシステムそのものについても、行政も電力会社も理解や把握が不十分だったということがよくわかります。

福島事故の後、国は原子力の規制体制を見直しし、原子力規制委員会、原子力規制庁をつくり、新規制基準なるものもつくりました。しかし、これによって地震・津波などについてよくわかっていないという事実は変わることはありません。わからないからということで十分な余裕を持たせようという思想もありません。

新規制基準なるものは、厳しく言えば今ある原発をいくらか安全にして動かせるものは動かそうという程度の基準でしかないと思います。今、那珂市を含む東海第二原発近辺で広域避難計画に実効性がない、実効性のある避難計画をつくれないうことが言われています。那珂市の現状では、実効性のある避難計画はつくりようがないと私は考えています。しかし、そのことよりも、仮に避難ができたとしても、大きな原発事故で帰れなくなれば損害は大変大きいものになるということを重視して考えます。避難計画をどうこうするよりも、避難しなくてよいようにすることが大切です。そのためには、今の技術段階では原発をなくすこと、運転しないことだと考えています。あるいは真に信頼できる原子力システムを夢想することもあります。現実にはそれはまだありません。また、東海第二原発をそのようなものに変身させることもできません。

もう一つ大切なことは、今も近い将来も、原子力を使わなくても電気もエネルギーも賄えるということです。その中に社会に大きな被害を与える可能性のある原発を運転するのは賢い選択ではないと考えています。

さて、福島第二原発の事故で原発は大きな被害を出す可能性があることは認識されました。ですが、その外の原発でとんでもない事故がどのくらい起きそうなのかをはかる感覚は人々の間で隔たりがあります。そこに難しさがあります。原発の事故は最悪の自体ではとんでもないものにはなり得ますが、めったに起きるものではないからです。それが社会的判断を難しくするわけです。めったに起きるものではないので、少しの間は動かしてもよいだろう、あるいは自分が責任ある地位にいる間は大丈夫だろうなどと考える方も少なからずいらっしゃいます。

さきの県知事選挙で橋本氏は、子を持つ親に言われたから再稼働に反対することにしたようですが、そこには気分や感情論ではなくて社会の選択として損得勘定から東海第二を運転すべきでないという姿勢は見えません。感情論に同意したというふうにはしか見えないわけです。このように原発の危険性は考え方として非常に難しいものを持っています。まして原発

を運転するかしないかが企業や個人の収入にかかわるので、なおさら難しくなります。

ですが、このように難しい問題でありますけれども、まれなことに備える道を示すのが政治の役割と私は考えています。日本原電は再稼働に向けて申請など既に多額の資金を使っていると思います。東海第二原発は規制委員会に示したことを実施するために、さらに1,800億円必要だということも言われています。このように資金を注ぎ込めば運転しないとする判断はますます難しくなります。日本原電には早期に運転断念を促すのが望ましいと私は考えております。

そこで、市長に伺います。

東海第二原発の運転期間20年延長申請に対して那珂市あるいは那珂市長として、どのようにお考えになっているのか、どのように対処するつもりなのかをお伺いします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

先ほど議員がおっしゃったように、運転期間延長許可申請については審議申請をとめる権限がありません。そのような中、11月24日に日本原電は運転期間延長許可申請を原子力規制委員会へ提出しました。日本原電は、延長申請は再稼働と直結するものではないとの認識を示しておりますが、本市を含む6市村で構成する原子力所在地域首長懇談会は、延長申請の行為はいずれも再稼働に結びつく重要事項であることから、延長申請の前までに6市村が同等の権利を有することなどを含めた原子力安全協定の見直しを日本原電に対し強く申し入れをしました。この申し入れに対する回答が、11月22日開催された懇談会において日本原電から提出されました。内容は、実質的な事前了解権限を6市村に認めるものとなっており、一歩前進したものとなっておりますが、いまだはっきりしないというか不明瞭な部分もありますので、改めて修正した成案を早期に提出することになりました。

いずれにしましても、5万5,000人の那珂市民の生命、財産を守ることが市長である私の責務でありますので、今後も6市村の首長と力をあわせて権限をもらえるよう日本原電と粘り強く交渉を重ねていくという所存でおります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 大変努力なさっているとお見受けしまして、感謝申し上げたいと思います。原電が安全協定の見直しについて、これまでの要求にある程度沿った回答をなさっているようですが、まだ細かいところはこれから詰めるということですね。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） そのとおりです。

○3番（花島 進君） では、今後も市民の安全のため、市民だけではなくて、この地域あるいは広く言えば日本の安全のために那珂市でできることを努力していただきたいと考えます。次の質問に移ります。

国民健康保険の広域化に関連して伺います。

国民健康保険は我が国の保険制度の重要な部分ですが、現金収入が少ない世帯が多く利用しているため、保険料あるいは保険税の負担を重く感じる人が多い現状があります。私が入手した茨城県の国民健康保険室の資料を見ますと、平成29年6月現在で那珂市の国民健康保険の世帯8,321世帯のうち滞納世帯は1,508世帯となっています。約18%が滞納なさっているということです。ちなみに、この率は茨城県全体とほぼ同じ率でした。多くの滞納者がいる理由は、1つは経済的な理由、これが非常に大きいと思っています。

この国民健康保険ですが、これまで市町村が運営していましたが、来年度から県が運営の責任を持つことになる予定です。この広域化に関して利用者の税負担がどうなるかが心配になります。さきの6月議会に同様の質問に対して、来年度の保険税の税率などはどう設定するか、11月ごろに示される予定の県の事業費や那珂市に要求される納付金額を確認してから判断したいとの答弁でした。11月きょうで終わりですので、県から納付金額等の提示はどうなっていますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

当市の国保事業費納付金につきましては、17億6,203万円余りの金額が提示されました。この金額につきましては、28年の決算の状況から推計がなされておりますが、一般被保険者分のみで退職者被保険者分が計上されておられません。あくまでも推計値となっております。今後12月末に国において計数が確定され、茨城県において納付金の再計算がされることになります。このため、投資の一般被保険者分と退職被保険者分を合わせた納付金額が確定されるのは来年1月中旬ごろとなる予定となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） まだ確定しないということなんで、早急に知りたいわけですが、利用者の方に非常に気になるのは、利用者の税負担がどうなりそうかということなんですが、それもやはりまだ見えないというふうに考えてよろしいですか。

それと、那珂市はこれまで約年1億円くらいを一般会計から補填しています。これについての見通しをどのようにお考えでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

一般会計からの国民健康保険特別会計に繰り入れておりますのは、例年どおりの金額を予定しております。本年でいいますと1億円となっておりますが、このことによりまして、国保加入者の負担の軽減が今後とも図られていくというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） それは歓迎なんです、この広域化によって結果的に両者の税負担はふえそうになるか変わらないのか減るのか、その辺の見通しがあればお伺いしたいんですが、それはできないということでしょうか、まだ。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

その部分につきましては、まだ正式な金額が提示されておられませんので、なかなかお答えづらい部分がありますが、市としましても現行の税負担というのがありますが、そちらについて、なるべく上がったたり、そういったことがないような形で、今申しました一般会計からの繰り入れとか基金からの繰り入れとか、いろいろなことを考えながらやっていきたいと思っておりますけれども、まだ正確な数字をお示するという段階にはなっていません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） わかりました。本来、現行よりもさらに安くしたいというのが私の希望ですが、何しろこの広域化というものを1つ乗り越えなければそういうことも言いづらるので、とりあえず今段階では税負担を重くならないように極力の努力をお願いしたいと思っています。それはよい回答をいただけたので大変ありがたいと思っています。

つけ加えて言えば、この広域化というのは別に市民が望んでやっていることではないわけですね。ですから、市民の望まない形で、望まないというのは間違いですね。望んだことでもないのに広域化されたことによって税が上がってしまったのは、ちょっと市民に申しわけないと私は考えています。

次に、広域化に関して単に予算の問題だけでなく、いろいろな諸準備を進めていかなければならないと思っておりますが、来年4月、新制度を実施するために事務処理方式の移行やデータ類の新しい処理システムへの引き継ぎなど、実務作業がたくさんあると思っておりますが、順調に進んでいますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

広域化に当たりまして、新たな端末の設置は必要ありませんが、現行のシステムを改修し、市と茨城県国民健康保険団体連合会との間で国保情報のデータの抽出、送信、收受、取り込み等のテストを行っている段階でございます。この作業の進捗状況につきましては、現在のところ大きなトラブルはなく、順調に進んでいると思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 外の自治体では何かうまくいってないとかいう話もちろちら聞いています。那珂市では今のところ大きなトラブルがないようなんですが、4月になって何かいろいろなトラブルがあって利用者に負担がかからないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

この作業等には、これまでの単なる延長での事務遂行とは別の費用がかかると思います。この市の職員の労力とか、それもありますし、場合によっては外部に何かを発注してやらなければならない部分もあると思います。これらのコストはどこが負担することになっているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

広域化に対応するため、システムの改修が必要だということをお先ほど申し上げましたが、そちらの費用につきましては、国の補助金において対応することになります。また、データ連携テストに係る職員の労力に関する費用につきましては、補助はなく、市の国保会計の予算で対応するということになります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 主な費用は国が負担ということではいいんですけども、もう一つは市の職員の労力も結構大変かなと私思うんです。私もこういうプログラム関連の仕事をしてきたことがありまして、締め切り近づいて、うまくいってないときに大変な思いをして超過勤務だの何だの言えないくらいやった記憶があります。その面での市の職員の過剰負担がないように配慮いただきたいと思います。よろしくお願ひしたいんですが、大丈夫でしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） 新たな仕事が増えるということですので、通常の業務の外にも増えるということですので、当然のことながら残業等はふえていくものとは考えておりますが、過剰な残業等にならないように各課が一丸となって取り組んでいく必要があると思いますので、その辺のところはないように私も配慮していきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 外の課等の応援も含めて配慮してくださるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、担当者としては、なかなかうまく行ってないことを言いつらいこともありますので、その辺もよく目配りといいますか、して見ていただきたいと思います。

以上です。

次の課題に移ってよろしいですか。

市内中学校教諭の時間外勤務についてお伺いします。

那珂市に限ることではありません。また、今だけではないことですが、学校教育の現場で働き過ぎになっている先生が多くいることが問題になっています。那珂市の担当課でも問題を認識していると私は考えていますが、改善を図るために1つ有効なことは、現状の

把握です。それは、現状を把握すれば各方面にこのように先生の負担は大変なんだよということを経験した際には具体的な数字で示すことができますので、そのような現状を確認することが非常に大切だと思っています。

中学校の職員に限らないんですが、ここでは小学校は中学よりも多分負担軽いだらうということで、中学校についてのみお伺いしています。那珂市内の中学校の教員の部活動指導時間等も含めた、いわゆる勤務なのかどうか、ボランティアなのか曖昧な部分も含めた勤務状況をどのように把握しているかをお伺いしたい。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

教職員の勤務状況につきましては、各学校におきまして管理職である学校長が把握しておられるところです。内容といたしましては、出退勤時間をはじめ勤務時間外に行っている部活動指導や教材準備、書類作成などの業務内容の外、教職員の健康状態につきましても把握に努めているところでございます。教育委員会としましては各学校の勤務状況について報告を求めてはおりませんが、例月の学校長会の際には、適切な労働状況環境の重要性について各校長に対し指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 教育委員会あるいは市として把握していないということなんで、それはぜひ改善してほしいと思っています。ちなみに民間企業、私が務めていた企業で半分公的機関で半分民間扱いなんですけど、そこでは、あるときよりかなり厳しく労働基準監督署というところから言われまして、勤務時間等の把握をきっちりやれというふうに言われています。その把握の範囲というのは、いわゆる超過勤務手当を払わなくてもいいような職員も含めて、払わなくても実際どうなのか把握しろというものになっていますね。一般の労働基準法の範疇とはちょっと違う勤務対応かもしれませんが、基本的な考え方は一緒だと思うんですね。管理職あるいは経営の中核にある校長さんが把握しているだけでは、実際に何か過剰な労働があっても、ちゃんと目が届くというふうには言えない。仮に校長がちゃんと見ている市として把握するようにしていただきたいと思っています。

ただ、こういう調査をするときに私も今回実態を示せと言わなかったのは、いきなりそういうことを調査すると、それでなくても大変な先生の作業がさらに大変になるということも考えられるわけですね。ですから、把握するには、そのやり方をよく考えてやっていきたいと思うんです。ただ、校長に出せとか、これこれのデータを出せというのではなく、一番いいのは現場の先生方に負担を軽くしたいのだと説明して、そのために実態把握が必要ですよと言ってどうしたらいいか相談していくのがいいと思います。

本来先に言うべきことなんでしょうが、よい教育のためには、よい教師と熱心な教師が私は必要だと思っています。その教師に過度な負担をかけてしまつては、いつかよい教育が

できたようでも無理がたまって長続きしないと思っています。また、優秀な人材の確保もままならなくなってしまうと思っています。

それで、先生方の負担を軽減するに最も必要なことは、正規雇用の教員をふやすことだと私は考えています。これは多分、市の担当課も同様のご意見かと思いますが、配置の基準は県が決めているということで、なかなか思うようにいかないわけですが、その点も強く県や国に働きかけて、負担軽減のためにさらなる努力をお願いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

教師の負担軽減のための補助教員につきましては、さまざまな目的に対応するため県費負担と市費負担により、常勤又は非常勤の講師を雇用しているところでございます。県費負担としましては、県の基準によりまして少人数加配、生徒指導加配等の講師を配置し、学級運営や授業支援等に活用しているところでございます。市費負担としましては、小中一貫教育の推進のため、各小学校に教科担任制のための講師を1名ずつ配置しているという状況になっております。学校司書につきましては3名雇用し、小中学校を巡回する形で配置しております。

議員おっしゃるとおり、正規職員の増が一番の解決策と思いますが、県の配置基準に基づきまして配置運用されているのが現状でございます。しかしながら、今後、教職員のほうも大量の退職時代を迎え、資質向上、能力等も課題となっているところでございますので、総合的な視点で那珂市の教育を支える体制が充実するよう、機会あるごとに教育長協議会や各関係団体を通して国・県等に正規職員の増を要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 教育は社会のある意味で基盤だと私は思っています。よりよい社会にするためにも特に義務教育の段階でしっかり教育ができるということが非常に大事なんで、今後とも努力をお願いしたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告2番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（中崎政長君） 通告3番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 子供貧困対策について。2. 認知症施策推進について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔6番 寺門 厚君 登壇〕

○6番（寺門 厚君） 議席番号6番、寺門 厚でございます。質問通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、子供の貧困対策について。通告では子供貧困ということで申し上げておりましたけれども、子供の貧困対策についてでございます。

子供の貧困につきましては、厚生労働省の国民生活調査によりますと、平成27年度において、子供の貧困率は平成24年に比べまして24年16.35に対し13.9と、パーセントで減少をしております。それで、このパーセントは、やはり以前は6人に1人と言われておりましたけれども、現在でも7人に1人は貧困であるということでございます。

それから、ひとり親世帯の貧困率24年度は54.6%に対し、平成27年度は50.8%と、こちらも減少しております。それでも、ひとり親世帯では半分が貧困世帯だということは深刻な事態が今でも変わってはいないということであります。

茨城県においては相対的貧困率が12%、約3万5,000人も貧困の子供がいるというふうに言われております。しかも、日本においてはOECD諸国の平均の子供の貧困率を上回っており、数にしまして約280万人もいるということが言われております。また、経済的理由で就学援助を受ける児童生徒数も24年度は15.9%、順次漸減ということで直近の値では15.62%にまで微減しておりますけれども、依然として高どまりの状態が続いております。

このまま子供の貧困を放置しておけば、社会的損失は所得で40兆円を超える額が失われ、財政収入は16兆円も失われることになるという調査で推計の値が出ております。こちらは日本財団子どもの貧困対策チームという団体があらわした値でございます。

これにつきましては、「子供の貧困が日本を亡ぼす 社会的損失40兆円」というタイトルで本が出されております。私もこの本を読みましたが、大変な衝撃を受けました。今まで抱いておりました子供の貧困というイメージではなくて、本当にこれだけの損失があるということは国家的な大打撃になるというふうに思います。と同時に、本市の実態はどうなんだろう、社会的損失をどう認識しているのか、現在の子供の貧困対策のままでいいのかという思いが強くなり、今回の一般質問に至ったわけであります。

子供の貧困につきましては、今年度第1回定例会で遠藤議員が教育支援中心に質問をしておりました。私は今回、本市の実態、教育支援の強化、これからの子供の貧困対策等につい

てお聞きしていきたいと思います。

初めに、子供の貧困対策の現状についてでございます。

ここで議長に許可をいただきまして、資料を配付させていただきました。こちらです。

まず最初、基本的なデータを載せておりますので、参照いただきながらお聞きいただきたいと思います。

初めに、本市の子供の貧困率についてと就学奨励援助率はどれくらいあるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

貧困率につきましては、市単独での数値は把握しておりません。

なお、厚生労働省が発表しました日本の相対的貧困率は平成27年現在で15.6%となっております。これは国民の所得格差をあらわす指標で、年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない国民の割合を指しています。

また、那珂市における就学時の支援につきましては、生活保護法における支援はもちろん、教育委員会では実施している準要保護制度で支援を行っています。

なお、那珂市において支援を実施している児童生徒数の推移ですが、平成24年度が小学校は99人で全児童数の3.33%、中学校は76人で4.97%、平成28年度は小学校で197人、7.12%、中学校で115人、7.88%となっております、年々増加傾向にあります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 次に、生活保護世帯の推移と生活保護世帯におけるひとり親世帯数の推移についてあわせて伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

まず初めに、生活保護世帯の推移でございますが、5年間の数字ということで、それぞれ4月1日現在の数字になりますが、平成25年度が206世帯、平成26年が218世帯、平成27年が223世帯、平成28年が226世帯、平成29年度は236世帯であり、年々増加傾向にあります。

次に、生活保護受給者世帯によるひとり親世帯の過去5年間の推移でございますが、こちらも4月1日現在の数字になりますが、平成25年が7世帯、平成26年が10世帯、平成27年が10世帯、平成28年が7世帯、平成29年は8世帯となっております、ほぼ横ばいの状態となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 生活保護ひとり親世帯は横ばいと。生活保護世帯が平成29年度には246世帯へ、就学奨励援助者は312人へと、これは年々増加していることはわかりました。最初の答弁にありましたように本市独自の子供の貧困率は把握されていないということにな

るわけですね。とすると、本市の子供の貧困状態がわかる、より近いデータとなりますと、就学奨励援助率と生活保護世帯数と生活保護でひとり親世帯と、この数ということになりますけれども、では本市の子供の貧困の実態と、こちらの把握はどのようにになっているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほど福祉部長も答弁をいたしました。小中学校に在籍し、経済的な理由で就学が困難な家庭に対して学用品や給食費などの一部援助を行っているところでございます。この援助制度に申請し、援助を受けている方については家庭状況等を把握しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今答弁いただきましたけれども、要保護、準要保護ということで、こちらの家庭の子供さんだけは対象になっていると、これが実態だろうということになるわけなんです。これも申請方式ですので、本市の実態というのは全体像がどれくらいなのかというのとはわからないということではないでしょうか。

そこで、国全体では先ほど子供の相対的貧困率15.6%と申し上げましたけれども、このことから推察しますと被保護世帯で可処分所得122万円以下、これ収入でいいますと3人家族で207万円以下のひとり親世帯、あるいは児童養護施設等の子供の貧困状況もあわせて把握することが本市の実態に近い状態が見えてくるのではないかとこのように考えます。やはり実態がわからないと適切な手が打てないということになります。

そこで、子供の貧困が与える社会的損失を最小限の損失で済むように食いとめる責任が我々にはあります。ですので、ぜひとも低コストで調査対象者に配慮した調査が実施できます大学との連携による本市の子供の貧困状態実態調査を実施されるよう提案しますので、ぜひ検討いただきたいと思っております。

次に、子供の貧困対策の実施策と課題について伺います。

本市では、平成27年に施行されました生活困窮者自立支援法に基づく支援事業を行っておりますけれども、具体的にはどのような状況になっておりますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

生活困窮者の自立支援法に基づく実施事業につきましては、那珂市自立相談サポートセンターをひだまりに設置しまして、自立相談支援事業、生活保護者等就労支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業などを行っております。

なお、その実施につきましては、一部決定等の事務手続を除きまして、那珂市社会福祉協議会に委託し、実施しております。

相談件数になりますが、新規相談につきましては、平成27年度が89件、平成28年度が104

件となっております、就労まで結びついたケースにつきましては平成27年度が3件、平成28年度が6件となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 新規相談件数は年々ふえておるといことで、就労まで結びつくケースも平成28年度は6件あるといことでございましたが、その外、実施事業の実績が少ないといことはわかりました。なぜそういう状況なのか課題と対策について伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在、相談内容に応じてケアプランの作成や、ハローワークへの同行訪問などさまざまな支援を実施しておりますが、相談件数に比ばまして就労決定などによる生活困窮からの脱却件数が少ないというのが状況となっております。

相談に来る方の多くが就労意欲の低下や社会とのかかわりに不安を抱えると複合的な課題を抱えており、直ちに就労に結びつくといことが困難となっております。このようなことから、今後は個々に応じた相談支援を実施するために相談担当職員の積極的な研修参加などによる資質向上を図るとともに、就労自立促進事業や特定求職者雇用開発助成金など行っています。ハローワークとの連携を強化しまして勤労意欲を高め、一人でも多くの方が就労につながることで生活困窮より脱却できるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 相談員の資質向上を図って、きめ細かなフォローをお願いしたいと思います。

先ほど自立相談サポートセンターという答弁がありましたけれども、こちらの構成員はどのような方々なのか生活困難者はもちろん、生活困難予備軍まで対象としているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在、那珂市自立相談サポートセンターに従事しています職員は主任相談員、相談員、就労支援の3名で、その資格としましては社会福祉主事や相談支援専門員の資格を持っております。また、相談の対象としましては、生活にお困りの方はもちろん、不安のある方や心配がある方など家族を含め来所した全ての方々に相談を受け付けております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今後は生活予備軍までのフォローや高校中退者のフォローなどの支援拡大を強化すべく精神保健福祉士、心理士、教員、弁護士、ファイナンシャルプランナーな

どの構成を加えたライフサポートセンターというものを設置して、より対応の強化を図ってはどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂市においては、要保護世帯であれば社会福祉課、高齢者であれば介護長寿課、子供のことであればこども課といったように相談内容に応じて専門性を持って相談に応じ、支援を行っております。議員ご提案のありましたライフサポートセンターの設置については考えてはおりませんが、関係各課連携を強化することで、さまざまな相談に応じ、支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） それぞれ専門で相談の対応をしていくということですが、そして連携を各課深めていくと。それで対応するんだというお話ですが、それぞれ専門性はいいんですけれども、連携を深めるときに、どうしても緊密な連携というのは非常にとりにくいということがありますので、留意をしていただきたいなというふうに思います。

そして、これ新たな設置ではなくて現状の相談体制を強化する方向で、いま一度考えていただきたいなというふうに思います。

子供の貧困は、貧困の連鎖を断ち切ることが大変重要な根本解決策であるというふうに言われております。そのためには子供の貧困者の学力不振を取り除き、高学歴、高収入の道が開かれるような支援が必要と考えます。そこで、子供の貧困世帯への学習支援事業の実施についてはどのように進めていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

子供の貧困対策の一つであります学習支援につきましては、来年度実施するための現在準備を進めているところでございます。現在、那珂市の状況に合った子供の学習支援を実施すべく、近隣市町村の実施内容の確認、那珂市における事業内容の精査、実施できる機関の確認等を行っている段階でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 来年度に那珂市に合った学習支援を実施ということですので、期待したいと思います。

子供の貧困の連鎖をなくすためには、就学前教育、これは意欲、自制心、社会性、コミュニケーション力等の非認知能力を育てる教育が大変効果的であるというふうに言われております。ということで、3歳未満児クラスですね。こちらに指導員1人を増員いたしまして、幼保教育の強化を実施していく必要があると考えますが、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

幼児期におきまして、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であります。人間として社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していく重要な時期であると認識しております。このようなことも踏まえ、認可保育所につきましても、非認知能力等に問題がある児童が在園し、保育所加配の必要な場合につきましても3歳未満児クラスにつきましても同様に加配を行うなど対応するとともに、市内の各子育て支援センターやこども発達相談センター「すまいる」と連携を取りながら保育を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 現状では加配で対応したり、こども発達相談センター「すまいる」と連携で対応を強化していくということですね。では、学習支援は子供ばかりではなく、その親御さんも支援が必要ではないかと思えます。そこで、保護者の親業を学ぶ講座を開設したり、就労のための学び直し等の支援策を実施すべきと考えますが、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

保護者が親業などを学ぶことで、子供の成長だけでなく親の自立に向けた環境を構築する中で大変重要なことだと考えております。保護者の方が子供たちとよりよいかかわり方などを学ぶ講座としまして、市におきましても全部で年間7回の講座になりますが、「怒鳴らないで子育て」のプログラムを開催して行っているところです。

さらに、よりよい就労に結びつく技能、知識等を習得するための自立支援、教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の制度による支援もございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 「怒鳴らないで子育て」講座開設は大変よい取り組みだと思います。継続して開催してほしいと思います。そこで注意点は、どうしても参加していただきたい方への周知を工夫徹底していただきたいと思います。

次に、本県の茨城県子どもの貧困対策に関する計画については、平成32年までの5カ年計画が策定され、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援の4つの事業、57施策について実施されております。本市はこれを受け、どのような対応をしているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

県の茨城県子どもの貧困対策に関する計画につきましては、市としても計画に沿った事業を行っているところです。

まず、教育支援につきましては、子供の貧困世帯への学習支援の準備を進めているところ

でございます。

就学支援の充実につきましても、県の無利子貸付制度の利用を促すことで学習機会の充実を図っております。

生活支援に関しましては、県、市による保育の多子世帯軽減措置や放課後児童クラブへの受け入れ態勢の確保、妊娠期からの支援、相談体制、保育指導の充実などを図っております。

就労支援としましては、ハローワークとのタイアップによる就労相談等の開設、さらには県事業による就労のための資格取得の費用の一部負担なども実施しております。

さらに経済的支援としましては、ひとり親世帯を対象として児童扶養手当支給や18歳のお子さんまでとその親を対象としました医療福祉制度、ひとり親マル福と呼ばれるものですが、などの生活及び医療費等に対するの援助を行っているところです。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） かなり多岐にわたり支援があるのはわかりました。対応漏れがないよう留意しながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、国の子供の未来応援国民運動について、本市の取り組みはどのようなものなのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

子供の未来応援国民運動につきましては、生まれ育った環境によって教育の機会が得られない子供たちや、健やかな成長に必要な衣食住が確保されていない子供たちに、教育の支援や生活の支援、保護者の就労支援や経済的な支援を行うことを趣旨としております。本市におきましても、低所得者世帯への保育料の軽減や児童扶養手当などを通じた子供の未来応援国民運動に沿った取り組みを行っております。さらに、民間の団体により市内においても子供食堂の実施をいただいている事業所もありますので、子供の貧困対策の実施施策についても国や県の補助金等を活用しながら施策を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） わかりました。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、先ほど本市で子供食堂を実施されている事業所があるということでしたけれども、事業所数と実施頻度はどれくらいで、何人くらいの方が利用されているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市のほうで把握している事業所になりますが、今年度6月から実施をしています社会福祉法人1団体のみとなっております。実施頻度としましては、毎月第3土曜日の午前11時30分から午後1時まで、法人が運営を行っています認可保育所において実施しております。利

用者人数につきましては、今年度7回の実施をしているわけなんです、延べ95人の利用者があると聞いております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 将来、保護者も含め学習支援ができたり、相談ができたりするこの第3の居場所として、この子供食堂が発展できることを期待したいと思います。

では、次に本市独自の取り組みはどういうことを行っているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂市としての独自の取り組みとして、国の多子世帯軽減に該当しない階層の方も第1子の適用範囲を未就学児から小学校3年生まで引き上げをしております。学童保育につきましても、ひとり親の低所得者世帯を対象に保育料の減免も実施しております。効果につきましては、これらの市独自の施策を行うことで、さらなる経済的負担の軽減が図られているものと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 国や県の取り組み以外で那珂市に有効な事業の展開をしていってほしいと思います。

次に、今後の子供の貧困対策の取り組みについてお聞きします。

我が国の将来を担うのは子供たちであります。我々は子供たちを自立した大人に育て、さまざまな立場で社会に貢献できる存在にする責務があります。子供の貧困問題は、親や学校、政治や行政府だけの責任ではないと考えます。子供の貧困をそのまま放置すれば、冒頭申し上げましたように社会的損失、生涯所得40兆円超えで失われ、財政収入16兆円の損失にも上る国家的な危機状態にあり、もはや人ごとではありません。適正な社会的相続が地域全体で補完ができるようにしていくことが大変重要になってきます。そこで、行政、地域社会としてどう取り組んでいくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

子供の貧困対策につきましては、子供の成長や学習に必要なものが不足していたり、社会的・文化的な経験を幼児期に必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうなど、将来を担う子供が健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況なども考えられます。また、これらの状況は家庭や本人の努力だけでは改善することが困難となっており、子供の貧困、社会全体で対策を図るべき課題だと考えております。

市としましても、経済的支援だけでなく、就学前の教育支援、就学後の学習支援など、さらには親に対しての支援を組み合わせながら地域社会全体で子育てを担う環境を育てていき

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 行政としましては、しっかりと政策を立て、子供の貧困対策推進の強力な旗振り役として、またフォロワーとして頑張っていただきたいと思います。

そして、我々が地域で取り組むことは子供の貧困を自分事として理解し、意識すること、次に、具体的には子供の貧困問題に取り組むNPOや各種団体への協力、参加してみるなど、自分のできることから始めてみるのが肝要だと思います。こういった活動の場を広げていくことが貧困問題の解決へ一歩ずつ近づいていく原動力になるのではないかとこのように考えます。

これからの子供の貧困対策は、子供から社会保障全体を見通した制度や仕組みづくりをしていくべきではないでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

貧困対策につきましては、国におきましても子どもの貧困対策法の制定をはじめ、茨城県におきましても茨城県子どもの貧困対策に関する計画により、さまざまな対策が打たれているところでございます。しかし、貧困層の所得を上げるための施策には至っていないのが現状であります。今後は新たな制度による施策の実施や対応、仕組みづくりにつきましても国や県の動向に注意しながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 限られた守備範囲の中ではありますけれども、できることは精いっぱい取り組んでほしいと思います。

さらに、今我々が、地域や行政が、事業者がやるべきことは何かを明らかにし、少子化対策も含め、根本的な自治体、地域の存続のためにも、改めていま一度、子供の貧困対策の重大性を再確認し、この重篤な危機を乗り越える策を講じていく必要があるということを強く訴えまして、この項の質問を終わります。

次に、認知症施策推進についてでございます。

高齢化社会の日本におきましては、認知症が年々ふえております。認知症とは脳に何らかの原因で障害が起き、脳の機能が低下することで、物忘れや判断力低下など日常生活がうまく行えなくなる脳の病気です。

認知症は今や誰もがなる病気だとも言われております。早い段階で見つけて治療を開始することで最期までその人らしく暮らすことができるようになりました。2025年問題の対応も講じていかななくてはなりません。介護制度も平成29年度より仕組みが変わり、地域包括支援センター中心に地域包括ケアシステム再構築稼働により、高齢者福祉の充実を推進してい

るところであります。特に認知症の対応につきましても、地域包括支援センター内での体制強化、支援の仕組みづくりと運用体制の整備が現在進められております。

今回は平成28年度第3回のときに一般質問ですけれども、認知症について聞いておりました、その後の認知症対応推進の進捗状況について伺ってまいります。

認知症の現状についてですけれども、資料につきましては、2ページ、3ページを参照いただければと思います。こちらに認知症の認定者数ですね。その中で介護認定者の、730名いらっしゃいますけれども、その内訳、地区別にあらわしたものを掲載しております。参照しながらお聞きいただきたいと思います。

本市には認知症と認定された高齢者や若年認知症の方はどれぐらいいるのか、また認知症予備軍の方はどれぐらいいるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

平成29年4月1日、現時点ですね、要支援要介護認定を受けている65歳以上の認知症患者、高齢者数につきましては、1,315人となっております。また、40歳以上65歳未満の若年者の認知症者の数でございますが、26人となっております。

なお、認知症高齢者の予備軍の数につきましては、把握することは困難な状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今年4月の時点で高齢者、若年者合わせて1,341人もいるというふうには私は理解、受けとめました。高齢認知症は市の第7期高齢者福祉計画で先ほど2025年時の推定数ということで、こちらでは1,990人になるだろうという予測が出ております。ということは、今後も間違いなく認知症の方がふえ続けていくということが予測されるわけです。

若年性認知症については本市においては横ばいですが、全国的には今国会でも取り上げられており、その増加がやはり問題視されております。

このような増加の一途をたどる認知症に対して、本市においてもさまざまな対策が実施されております。認知症施策の推進につきましては、地域包括ケアシステムの中で特に地域包括支援センターの機能強化と、これをやっていくということで準備が進められておるわけですが、どこまで進んでいるのかお聞きしていきます。

初めに、那珂市在宅医療介護連携認知症対策検討委員会、これが設置されておりますけれども、構成員及び活動はどのようなものか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂市の地域包括支援センターでございますが、その中で認知症初期集中支援チームの設置を行いまして、それを平成30年4月1日から予定しているところでございます。その活動

内容としましては、認知症の人や認知症が疑われる人を訪問し、受診支援や本人、家族等への助言等自立に向けた初期のサポートを行うことをしております。チームの構成としましては、医療、介護の専門職によるチームで認知症疾患センターである栗田病院と地域包括支援センターで組織する予定でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 認知症対策の推進強化の諸施策や実施事項の検討をしっかりと進めていただきたいと思います。

今、答弁にもありましたけれども、認知症ケアパス、これは昨年作成され、配布されたと聞いておりますけれども、普及進捗状況はどのようになっていますか。また、PRはどのように進めているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

認知症ケアパスにつきましては、平成28年9月に市内全戸に配布しております。認知症ケアパスにつきましては、まずは市民が相談できる場所として地域包括支援センターや医療機関を知ってもらうことが第一と考え、作成しました。また、地域包括支援センターの役割や活動内容を理解してもらうため、今年度「広報なか」におきましても、年5回の連載記事でその周知、PRに取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 那珂市認知症相談医療機関ガイドとして昨年9月に全戸配布されたということですが、現物はこちらでございませぬ。全戸配布ですので、私もこれは探してみましたが、とうとう見つけることができませんでした。ということなので、結構なくされた方も多くいらっしゃるのではないかなというふうに思います。ということで、今お話し、回答いただきましたようにPRについて広報紙で5回やっていくということは大変ありがたいことでございます。

加えて、ホームページやフェイスブックでも改めてPR、周知していただきたいなというふうに思います。

次は、認知症初期集中支援チーム、これについても設置をされたのか、また活動内容はどのようなものなのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） 先ほども申し上げましたが、初期集中支援チームにつきましては、平成30年4月ということで予定をしております。認知症の人や認知症が疑われる方を訪問して自立に向けた初期のサポートを行うとしておりまして、チームの構成としましては医療介護の専門のチームで栗田病院、各地域包括支援センターをもって組織することとして

おります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） プレ訪問し、実際に相談から自立に向けたサポートまでの実践活動を今行っているということで、来年4月には予定どおり稼働できるということなので安心いたしました。このような活動も含め、地域内でのきめ細かな対応をするために、地域包括支援センターの人員体制整備強化も進められておりますけれども、その中で認知症地域支援推進員の設置、これはもうされたんでしょうか。活動内容はどのようなものか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

認知症地域支援推進員につきましては、認知症初期集中支援チーム設置に合わせて平成30年度から地域包括支援センターの職員が担うことになりまして、認知症の相談を受け、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう支援活動を行ってまいります。このため、昨年度から必要な研修を受講してもらうなど、必要な人材育成と体制の構築に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 研修を昨年から受講してもらい、人材の育成と体制づくりはできたということで回答いただきましたけれども、この仕事も地域包括支援センターに付加されるということになるわけですね。地域包括支援センターには現在3名しかおりません。新規の担当職務として新たに今言ったこの認知症初期集中支援チーム、それから認知症地域支援推進員という仕事がふえることになり、オーバーワークで対応できないということがないよう人員体制は整っていますか。不足はないのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、業務内容もふえていくことが見込まれております。このようなことから、現在各地域包括支援センターは3名の職員体制となっておりますが、平成30年度からは1名増員し、各4名体制にすることで地域包括支援センターの体制強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 増員して4名体制ということですので、ぜひ実現をして体制強化を図っていただきたいというふうに思います。

認知症対策は、まず認知症を正しく理解していただくことが第一ということで、次には理解された方が地域でも認知症者を地域の一人として支援、つまりサポートしていくことが対

策にもなり、予防にもつながるということで、現在市では認知症サポーター養成を進めておりますが、現在は何人くらいいるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

認知症サポーターにつきましては、各地域包括支援センターによる認知症サポーター養成講座において養成に取り組んでおりまして、平成29年9月末時点での数でございますが、1,693人となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 前回の質問でもサポーターをふやすため小学生にも認知症サポーター養成講座を開設するよう提案しておきましたけれども、その後、小学生サポーター養成講座等が開設されると聞いておりますが、実施はされたのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

小学生に対するサポーター養成講座につきましては、学童保育所で特別養護老人ホーム等での介護施設のボランティア活動時に合わせまして、認知症サポーター養成講座を受講していただいております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 学童保育所の児童対象から始めたということですね。今後は小学生への養成講座実施をぜひとも進めて行ってほしいと思います。

市民の方からは、せっかくこの認知症サポーターになったのに活動の場がないという声を聞いております。今後サポーターイベントなどを開催し、認知症の理解促進活動のお手伝いをいただければどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、市としましては市民の認知症に対する理解は十分でないと考えております。このため、まず認知症サポーター養成に引き続き取り組むことで認知症サポーターをふやしていくことがまずは必要じゃないかと考えております。

なお、先日、総合センターらぼーるにおきまして、市社会福祉協議会が中心となり開催しました認知症への理解を広めるための研修会など関係機関と連携し、市民への周知、市民への認知症に係る啓発活動についても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今年9月現在で1,693人というサポーターの方がいらっしゃるという

回答ですけれども、これでもまだまだ市民の認知症の理解が足りないということなので、認知症サポーター養成を継続してやっていくというわけですね。その認知症サポーター増員策としまして、65歳時に介護保険被保険者証というものが配布されます。それと、介護保険料の案内が同時にされます。このときに認知症サポーター養成講座受講案内を一緒に送付し、認知症サポーター増と理解者増を図ってはどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員ご指摘のように多様な機会を活用し、PR活動を行うことは重要だと考えております。市では介護保険被保険者証の送付に際しましてシニアカードの案内を同封しており、その申請に来庁された方は、あわせて地域包括支援センターの役割や活動内容の周知に取り組んでおります。引き続きこの中で議員ご提案の認知症サポーター養成講座のことにつきましても案内していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひとも多様な機会を捉えてご案内をしていただきたいと。そして、サポーター増を図っていただきたいなというふうに思います。

次に、認知症徘徊者については本市ではどのような対応を行っていますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

徘徊者対策としましては、徘徊高齢者家族支援サービス事業としまして、徘徊する高齢者の位置を探すためのGPS機能を利用する方に対し、初期導入費用の助成を行っております。また、実際に徘徊等により行方不明となった高齢者の捜査につきましても、警察と連携するとともに防災無線での捜査協力等を行っております。

なお、徘徊等により行方不明になった高齢者が発見された後につきましては、地域包括支援センターが速やかに自宅を訪問し、状況を把握するとともに、民生委員やケアマネジャーと連携し、徘徊の再発防止に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） これからもGPS機器の利用や地域の方、警察や地域包括支援センター、民生委員さんなど連携を強化して対応と再発防止に努めていただきたいというふうに思います。

次の質問ですけれども、認知症相談体制についてということでお聞きします。

市民の方は、相談窓口へ行くというときには相当な勇気と覚悟が必要であります。最近の例ですが、那珂市への転入者で認知症について相談したいが、どこへ相談したらよいかわからない。あちこち調べて相談したところ、相談者に配慮した対応ではなく、失望したという

市民の声をお聞きしました。相談窓口での対応は、1度たりとも相談者に不愉快な思いをさせてはいけないというのが原則ではないかというふうに思います。相談窓口はどこで、誰が担当しているのか、また相談実績はどれくらいあるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

認知症にかかわる市の所管課は介護長寿課となっておりますが、市民からの相談対応につきましては、地域包括支援センターが担っております。平成28年度の相談実績としましては262件となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今後も相談件数は増加が予想されますし、相談者が相談する、相談を対応する人、出先での対応となる場合も多くなりますので、窓口対応者への安全対策あるいは心的負担の軽減といった配慮が不可欠となりますが、相談者への配慮あるスムーズな対応への相談員、これは職員の対応力向上はどのように図っていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在、各地域包括支援センターは3名の職員体制で運営しております。場合によっては3名とも対応に追われ、事務所を不在にする場合もございます。そういった場合におきましては、相談者からの電話が職員の所持している携帯電話に転送される仕組みをとっております。

また、職員のレベル向上ということにつきましては、各種研修を計画的に受講するとともに、毎月3つの地域包括支援センターと市の介護長寿課で定例会を開催して、困難なケース対応をはじめ各種情報の共有化を図るなど、相談者に対して対応力の強化に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 職員のレベル向上研修の実施や3つの地域包括センター間での情報共有化、対応方法の共有化ですね。非常に大切なことだと思いますので、ぜひとも相互連携を強化して、促進していただきたいと思っております。

対応する側については対応力強化が進められていくわけですが、相談側の認知症予備軍の方や認知症の方、そのご家族の方などのお茶飲みや情報交換の居場所となりますオレンジカフェというものは開設されているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

認知症者とその家族、地域住民や専門職等との集いの場をオレンジカフェと呼んでおります。まずは平成30年4月から始まる認知症初期集中支援チームを稼働させていくことが重要

であり、課題だと考えていますので、現時点におきましてオレンジカフェの開設等は考えておりません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 認知症については、認知症初期集中支援チームの稼働が喫緊の課題ということでございますけれども、それに当面傾注をしていくということで回答いただきましたが、やはり相談する側の今居場所が全然ないということで、認知症の人も居場所がないということになっておりますので、ぜひとも今後その居場所部会、先ほど検討されるというふうにお聞きしましたけれども、ぜひとも協議、検討をしていただきたいなというふうに思います。

次の質問ですが、認知症予防対応について伺います。

今や認知症は早期発見・早期治療で最期までその人らしく暮らすことができるようになってきています。認知症の予防は当然取り組まなければなりません。認知症予防対応については具体的にどのように進めていくのか、また早期発見、重症化をおくらせる方法等がありますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

認知症の予防対応につきましては、まずは認知症につきまして市民の理解を深めていただくことが重要だと考えております。そのために、地域包括支援センターでの認知症サポーター養成講座をはじめとする取り組みを継続、発展させていきたいと考えております。

また、地域包括支援センターによる健康講座の実施や、民生委員や地域住民の方々との連携による見守りネットワークの充実に努めていくことで認知症の早期発見・早期治療に結びつけていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 先ほど認知症の理解を広めるための研修ということで、11月22日に開催しましたという話がありましたけれども、私も参加をしてみました。これはNPO法人認知症ケア研究所代表理事の六角僚子先生のお話でございました。先生がおっしゃっていたのは、認知症の人を支えるために認知症を病気と理解すること、このことを自分のこととして捉えることが大切であるという教えでございました。こういう理解こそが地域の私たちにできることではないでしょうか。

社会福祉課の皆さん方には地域包括支援センターでの認知症サポーター養成講座や認知症理解研修への参加、民生委員や地域住民との連携による見守りネットワークへの協力など地域でのできることからかわりを深めていくことが大切であるということをぜひとも住民への周知を徹底し、行動へ結びつくようしっかりと役割を果たしていくことを切に要望いたし

まして、私の一般質問を終わります。

- 議長（中崎政長君） 以上で通告3番、寺門 厚議員の質問を終わります。
暫時休憩をいたします。再開を14時10分といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

- 議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 大和田 和 男 君

- 議長（中崎政長君） 通告4番、大和田和男議員。

質問事項 1. 那珂市所有の危険空きビルについて。
大和田和男議員、登壇願います。
大和田議員。

〔1番 大和田和男君 登壇〕

- 1番（大和田和男君） 議席番号1番、大和田和男です。

ただいま住民や議会の問題となっている那珂市所有となってしまった旧橋本歯科医院の危険空きビルについて、通告に従いまして1点のみの一般質問をいたします。

これは皆様もご存じのとおり、昨年9月定例会で発覚した空きビル解体の財産管理事務費の委託料130万円、工事請負費1,420万円の合計1,550万円はどういった内容かから始まり、その定例会で修正動議により一般会計補正予算が一部差戻しとなりました。

私もこの修正動議に賛成をしましたが、その理由は修正案の理由にもあるとおり、この財産管理事務費1,550万円について、空き家対策の条例を制定しないまま進めていることは妥当性がないということと、議会への事前説明や報告もなく寄附を受け、経緯についての明確な回答や根拠となる資料の提示が得られない状況において、議決する根拠が乏しく、市民への説明責任が果たせないということでした。先日、福田議員もおっしゃっていたとおり、採決するまでの時間や情報が余りにも少ないという理由もありました。

その9月定例会では、市長が部下の管理不行き届きだとした納得がいかない謝罪がありましたが、私はトップの指示、決断こそが今回の混乱の原因だと思います。アスベスト発覚などの甘い見積もりのせいで高額になったのも問題であります。

笹島議員の討論や一般質問での追及で、固定資産税がさかのぼって課税されるようになりました。この課税しなかったことは行政の瑕疵だと思います。この1件で十分に行政も反省

し、今後はこのようなことがないようにしていただきたい。その後、何度も全員協議会が開かれ、今定例会前の全員協議会でも当時の担当である参考人が招致され、秘密会により、個人のプライバシー部分も判明し、危険除去から始まった多くの事情、経緯がわかりました。

また、さきの定例会では、住民の方からの解体の陳情が出されましたが、それが本物かどうかのような変な議論に向かってしまいました。木野議員が陳情者から判こをもらっていることも明白ですし、陳情者からすれば、こんな大騒ぎになるとは思ってもいないと思います。本定例会に出された陳情にも、どういう形にせよ壊してほしいという旨が、その前の陳情者も含まれて出されています。

また、綿引議員も、副市長に書面で出せないかと頼まれたことについても、副市長も地域の住民の安全を考えて先に進めたい思いで地元の綿引議員に懇願したのだと思います。私も菅谷の住民から早く解体してほしいという声も聞いています。

このようにもめにもめたのは、遠藤副議長が特に追及している負担つき寄附か否かが重要な点になっています。弁護士見解で合法であるという結果が出ました。寄附前にも弁護士と相談し、弁護士も売却に向けて動いたことも明らかとなりました。負担つきではないことの見解から、議会の議決事項ではないと判断し、事が進んでいってしまったのでしょう。専門家の見解も出ていることから、黒ではないということでしょう。

また、議論されているさまざまな基準についても、さきの定例会で寺門議員の一般質問により、空き家対策協議会の設置も進み、そこで今後の基準は決まってくるのだと思います。この1件を通して、早急かつ確実に進めていただきたいと思います。

そして、小宅議員の言われる「公共性、公平性、透明性がない」という点も議論となっています。公共性については、やはり公園の前であり、景観の問題、熊本のように震度7の地震が来たらビルも仮囲いも壊れてしまうでしょう。先日、花島議員もおっしゃっておられました。これで被害が出たら市の責任ともなるでしょう。また、アスベストの飛散状況も気になります。住民の安心安全のための公共性はあるでしょう。透明性はこの1年、前述のとおり、各議員、各会議で多くの議論で明らかになったと思います。であります。公平性においては無いと思います。

しかし、今後このような案件があっても適切な方法を必ずとるということは、議会への回答や不動産評価審査会の議事録でもわかるとおりで、今回は特例の特例としていることから、公平ではないが、やむを得ずということだと思えます。今回の空きビル寄附は、法律違反ではなかったが、適当ではなかったと副市長も認めているところであります。

私は、今回のケースは特措法による対応では時間、費用がかさむことから、任意の手段を選択した行政の政策選択の問題だと思います。まさに市の政策選択の一つで、そのミス、いわゆる失政であります。つまりは市長の失策であり、市長の責任だと思います。市長の謝罪を求めるとともに、今後このような案件が発生した場合の対応について伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今、議員が述べられましたけれども、経緯からお話しますと、今回の旧歯科医院空きビルの寄附につきましては、全員協議会等でもご説明申し上げておりますとおり、相続者による対応が家庭状況や資力の問題により期待できないこと、建物の構造上、崩壊により周辺に及ぼす危険性が高いことなど総合的に判断して、危険を回避するための緊急避難措置として行ったものでございます。空き家対策特別措置法の中で、助言、指導、勧告、命令、代執行という手法があります。この手法により行った場合には、解体費用の外に代執行に係る費用や競売などの費用も加わり、余計に費用がかかることが見込まれ、先ほど議員がおっしゃったように任意の手段を選択したということでございます。

しかし、建物にアスベストが使われていることが後から発見されたことから、見積金額が想定外になってしまいました。

いずれにしましても、今回の空きビルの寄附の件につきましては、経緯をはじめ寄附者との交渉状況など事前に市議会へ説明や報告を行ってこなかったことは事実でございます。このことにより、昨年から市議会を混乱させてしまったことにつきましては、長である私の責任であり、深くおわびを申し上げたいと思います。今後、同様な案件が発生した場合には、特措法や空き家条例に基づき、適正な基準を定めて対処していきたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 市長からようやくその一言を聞くことができました。初めから議会への説明があれば、このような事態にはならなかったと思います。今回の件では、空き家対策条例の制定、今後の空き家への対応、責任がどこにあるのかが私の要求でした。そして、空き家対策条例は施行され、対策協議会の設置も進み、今回は特例中の特例とし、今後は適切に処理する、責任は市長にあると確認しました。市長の責任についてのとり方は市長自らが決めることが最良であります。そうでない場合、議会が今後それについて追及していくのか、市民が何らかの行動を起こすのか、次期の市長選挙でこの政策選択について問われるのかがこれからの話になっていくだろうと思います。

市長は、執行部と議会は車の両輪だと言われました。正にそのとおりです。市民の代弁者として、もう前に進めたいと思います。まだまだ那珂市には解決しなければならない問題がいっぱいあります。仮囲いを再リースし、市民の血税をさらに使おうなんていうことはできません。そもそも寄附を受けなければという話もありますが、もうどうにもならないでしょう。もう二度とこのようなことが起こらないように、まっとうな職務をしていただきたい。とともに、ぜひ3月定例会で解体費の補正予算を上程していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 以上で通告4番、大和田和男議員の質問を終わります。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（中崎政長君） 通告5番、小宅清史議員。

質問事項 1. 教育のメソッドの変化について。2. ひとり親世帯を考える。3. 企業誘致について考える。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔7番 小宅清史君 登壇〕

○7番（小宅清史君） 議席番号7番、小宅清史でございます。本日も、おおむね通告に従いながら質問していきたいと思っております。

まず冒頭に、先日の総合防災訓練お疲れさまでございました。職員の皆様、そして議員の皆様も初めての取り組みということで初めてわかったこともあるでしょうし、戸惑ったこともあるかと思いますが、こういうふうなことが実施されたということで、まず大きな一歩かなというふう感じた次第でございます。

私自身で言いますと、議会事務局からの一斉メールが迷惑メールとして処理されてしまっていたということが初めてわかりまして、携帯のセキュリィーのほうを直したわけで、今度同じようなことがあった場合には、ちゃんと連絡が来るということがわかりました。

それでは、まず前回ペンディングになっておりました件でございます。市長から議事録を見て検討しますと言っていただきましたので、その答弁からまずいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） まだ見てないので、見てから。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 前回の定例会から3カ月ございまして、まだ見てないと。一般質問の時間も聞いてなかったということでありますので、もうちょっと真剣にやっていただければなというふうに思います。

それでは、気をとり直しまして、教育のメソッドの変化について考えるというところから始めていきたいと思っております。

先日、菅谷西小学校と五台小学校の学習研究発表のほうを拝見させていただきました。小学校2年生の教室に伺いましたら、タブレットを使って図形の仕分けなどをやっております、大分、今の教育というのも変わってきたんだなというふう感じた次第でございます。まず、このような多様な教育の方法を取り入れるようになったのが約20年前ぐらいからというふうにお聞きしました。どのような取り組みがなされてきたのか、まずお聞きします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

学校教育はご存じのとおり学習指導要領に即して実施されており、10年に1度、改定が続けられております。約30年前の平成元年に初めて「確かな学力」という言葉が使われましたが、特に転機となりましたのは約20年前の平成10年の改定であり、一般的な「ゆとり教育」と言われる方向からの大きな転換でございます。学習の基礎、基本を確実に身につけるとともに、社会の変化に対応していくため、自ら学び、自ら考え、行動できる「生きる力」の育成が理念として掲げられ、総合的な学習の時間はこの改定により新設されたものでございます。その外にも一人一人の能力に応じた習熟度別学習、きめ細やかな指導を実現するティーム・ティーチング、少人数クラスを編成する少人数指導が取り入れられ、また学習方法の変化として、共同学習の手法や地域に開かれた学校といったものまで、さまざまな取り組みがなされてきたところでございます。

教育委員会としましても、その時々々の学習指導要領に掲げられた理念につきまして、各学校の教職員への理解や集中を図るとともに、本市として学校教育の目標や基本方針を掲げ、目指す児童生徒の姿を念頭に、指導方法の研究を進めながら取り組んでいるところでございます。

また、平成27年度に本格実施となりました小中一貫教育もその一つでありまして、系統的・横断的な指導を通して学習意欲や学力の向上ばかりでなく、個性や創造性といった豊かな心の育成にも取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ゆとり教育というのが20年前から始まったということで、ゆとり教育、最近では「ゆとりだから仕方ない」というような言葉で揶揄されるような世代があると聞きます。それがゆとり教育、いわゆるそれまでの詰め込み教育をやめるということだったわけですが、単純に内容を薄くして、ゆとりを持っていきましょうということじゃないんだと思うんですけども、やはり人間性のほうの成熟のほうに重点を置いたというのがゆとり教育なんだと思いますが、やはりそれではだめだということで、最近では「脱ゆとり」ということを言われているということをお聞きしております。

それから、「脱ゆとり」というふうになってきた場合、また覚える量が今度はまた多くなっていくわけですね。そういったときに今まで元に戻ってしまうじゃなく、いろいろな方法を使って、いろいろな手法を使って、覚える量はふやしながらも、いろいろ覚えやすくしていきましょうというのがいわゆるメソッド、ツールを工夫していくということなんだと思います。

そこで、最近よく聞きますのがICT教育という言葉でございます。このICT教育、言葉は聞くんですけども、具体的にはどういうものなのか、これもお聞きしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

ICT教育とは、児童生徒の情報活用能力の育成と教科の学習目標の達成のためにICTの機器を利用した教育活動でございます。現行の小学校学習指導要領では、「各教科の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習する活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」と述べられております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 説明も難しいんですけども、要はいわゆるIT技術を使つてと、平たく言うとそういうことなんだろうなというふうに思います。今のお子さんたち、私たちが育つころはキーボードも触る機会というのは本当にめったになかったんですけども、今はもう生まれたときからタブレットが目の前にあるというような世代でありますので、そういったものを学習に活用していくということが非常に有効だということはよくわかります。そうすると、いわゆるそれを使う考え方という部分になります。従来の考え方と大きく変わる部分、こちらを教えてください。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

旧来はチョークと黒板を中心に、教師が一方向的に教える授業形態でございましたが、教材も写真やパネルといった掲示資料から、OHPなどの視聴覚教材の導入が図られたことで、児童生徒の参加を促す手法へと変遷いたしました。さらに、パソコン教室での機器を活用した授業から、現在は普通教室でのタブレットを利用した授業へと転換したことで、児童生徒がみずから課題を見つけ、共同で問題解決を図る授業形態へと変わってきているところでございます。

特にタブレット型パソコンを使ったICT教育は、教師と児童生徒の双方向型の授業展開により、また五感に訴えながら理解を深める効果があると認識しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 私が先日その学習発表を拝見したときも、小学校2年生がタブレットを使いこなして図形の仕分けなどをやっておりました。従来タブレットとか、そういうパソコンとかというのは、子供が使うのはゲームというふうに捉えられがちだったんですが、こういうものが教育に使われるということで、子供たちにとっては垣根が低くなると思いますか、楽しみながらやれるというふうなことになるんだなというふうに素直に感じたわけでございます。実際これによって生徒の学習意欲というのは上がっているんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

国の研究報告におきましては、児童生徒の8割が「楽しく学習することができた」「コンピューターを使った授業はわかりやすい」と、肯定的な回答をしていると報告されております。

本市におきましては、平成28年度にタブレット型のパソコンを導入したことで情報教育の環境が大きく変わり、特に普通教室に持ち込むことができるようになったことで、あらゆる教科でタブレットを使用した授業展開が可能となりました。子供たちにとりましては、教科書や板書により先生から教わるという受動的な授業から、自分たちで学ぶといった能動的な授業に転換したことで、積極的、主体的に授業に参加する姿が見られており、学習意欲が高まってきているものと認識しているところです。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね、私たちの頃はもうひたすら覚えるものは広告の裏に書きなぐって覚えたりとか、そういうふうな感じの覚え方でしたが、今はそういうことじゃなく、タブレットを使って楽しみながら学習ができるという環境でございまして、それが実際この試験を受けるときにはペーパーのわけですので、それが学力に実際つながっているのかどうか、要はタブレットだったらできるけれども、ペーパーのテストになると全然できないみたいなことでは、これもぐあい悪いんだと思うんですね。そこで、お聞きしたいんですけども、これは学習の向上には実際つながっているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

本市におきましては、ICT導入と学力向上の相関関係について特に調査はしておりませんが、学校からの報告によりますと、授業に臨む児童生徒の姿勢がよくなっているという実感があるとのこととございますので、今後向上していくものと期待しているところでございます。

学力向上の要素としましては、教える側の教師の資質、能力も当然のことながら、何より子供たちの主体的な学びと学ぶ意欲の向上が重要であることから、先ほど答弁申し上げたとおり、タブレットを使った授業が子供たちの興味や関心を喚起し、主体的な学びへ導くため、非常に重要な動機づけとなるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 非常にすばらしいツールだということでおっしゃられて、確かに私も拝見していて子供たちも一生懸命やっていたのを見ていますので、非常にいい取り組みだと思うんですが、やはり問題はハード面の整備というところがこれはでてくるんだと思うんです。端末、安いものじゃないと思いますので、これを市内どのぐらい今普及しているのか、那珂市立の小学校、中学校でどのぐらい今普及していますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

タブレットの普及状況、配備状況でございますが、市内各小中学校におきましては木崎小学校に30台、それ以外の小中学校には各校40台ということで配備してございます。普及率でございますが、1台の教育用タブレットを7.6人で使用しているという状況になっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 1台を7.6人といいますと、ちょっと世の中、今1人1台スマホの時代ですので、そこから考えると低いような気がしちゃうんですけども、教育への取り組みということで、また別な観点から見ると、近隣市町村と比べて那珂市の普及率、これわかりますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

近隣市町村の普及率でございますが、ひたちなか市、水戸市、常陸大宮市は今年度タブレット端末を整備する予定と聞いております。また、東海村は那珂市より先に整備が完了しておりますが、1人当たりの普及率ですね、それについては同様の程度ということ聞いております。大子や大洗町はモデル校を指定して今後整備を検討している段階と伺っております。

近隣市町村を比較しますと、那珂市では比較的いち早くタブレット端末を整備し、小中学校でのICTを活用した授業に取り組んでいることから、比較的授業の実践は進んでいるところであると考えております。さらに、瓜連小学校や菅谷西小学校の取り組みにつきましては、茨城大学でのメディア教育研究会で実践発表したり、情報教育の機関誌に記載されたりしているところでございます。

また、瓜連小学校につきましては今後、大阪と東京を会場とした全国のフォーラムでICTを活用した授業の実践を発表する予定となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 東京、大阪で発表すると、瓜連小学校の取り組みを発表するというのはすごいことのような気がするんですけども、近隣市町村に比べても那珂市は取り組みが早いということなんですね。非常にいいことだと思いますので、なお一層こちらも行政の責任としてハード面の充実を更に整備していってほしいと思います。

ただ、一方でタブレットですので、逆に教師は今まで学んできたこととは違うツールでございますので、教師によって使いこなせるか使いこなせないかというような差も出てくると思うんですね。それで、ある教師はここまで、こんな使い方知っているけれども、こっちの教師はそういうのは知らないというところで、教わる側の方に差が出てしまうというよ

うなデメリットが今度考えられるんですけども、タブレットのスキルによって教育に差が出てしまうというようなことはないのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

確かに導入初年度は教育用タブレットの操作に関して得手不得手の差がございました。その対応といたしまして、市の方からICTの活用のレベルを提示しまして、どの教職員でも気軽に扱える方法として、写真機能を活用して即時に資料提示をする方法や映像を撮影して即時資料を提示する方法により、教師が用いる授業への導入を図ってきたところでございます。先生方はICT機器を用いることの利点を実感する中で、さらに効果的に授業づくりに生かす機器の活用方法を工夫され、レベルを上げているというところですよ。

また、レベルが上がるにつきまして、こんなことをしたいとか、こんなことをするためにどうすればいいかといった要求が出てまいりましたので、その解決のためのICT支援員の協力や教師間での連携が進み、その格差は解消し、現在ではベテランの教職員のほうが授業で十分活用できているという報告を受けております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ベテランの教職員のほうが使いこなしているというのも、またこれも意外な話だなというふうに感じますけれども、でも、先ほど花島議員からの一般質問でもありましたが、教職員がちょっと仕事量が多いというような話もありましたが、そういったものの解消の一つになれば、こういうのも違った面での効果があるのかなというふうにも感じる次第であります。

正直、職員、特にベテランの職員から不満が出ているんじゃないかなって、ちょっと思った部分があったんですけども、そういうことはないですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

先ほども答弁申し上げましたが、教育用タブレットですね、端末を導入している、検討している段階では、不安から来る不満の声が若干ありましたが、昨年度に導入して以来、不満の声はなくなり、さらなる充実を求めるといった声が出てきているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） それはすばらしいですね。やはり那珂市もペーパーレス化を進めて、ぜひタブレットを総務部長、導入していただけるようによろしく願いいたします。

「案ずるより産むがやすし」というところかと思しますので、それもやはりこの支援員という方が大事な役割をしているのかなというふうにもちょっと感じたんですけども、支援員という方はどのぐらいいて、実際足りているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在、ICT機器のほう指導する支援員は、各学校に月2回ずつ訪問しているところがございます。この頻度ですと、実際は日々の授業づくりで疑問に思ったところや機能に関する質問に対応するには回数が少ないとの意見も上がってきております。学校によりましては、ICT支援員との交換ノートを作成して日々の授業で起こった疑問や質問事項を記入しておいて解決を図るように工夫しているとの報告もあります。今後さらに授業へのICTの活用を考えた場合、即時対応ができる人員等の配置が理想的であるとは考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 授業にますますタブレットが導入されていくということに従って、先生スキルが上がっていけば当然指導員も現状のままでいいんでしょうが、もし足りなくなったら指導員のほうもまた足してくるというようなことも必要なのかなというふうに感じます。方向性として那珂市は積極的にこの方向性でいくと。それとも能動的にこの辺でちょっと様子を見るという形なのか、ちょっとその辺のところを伺っておきたいんですけれども。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

先ほどから申し上げましたとおり、ICTを活用した授業の効果は大きいものであるというのは認識しております。今後のさらなる導入推進につきましては、経費面もございまして、国・県の動向を注視しながら整備のほう進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 先ほどからの話でいきますと、その生徒の意欲が上がって学力が上がって、先生たちも意欲が上がってというところで非常にいい面ばかりなんですけれども、やはり問題はこれ予算だと思うんです。実際この授業に予算どのぐらいかかるのか、まず端末1台、私が見たのはカラオケのリモコンというか液晶ぐらいの大きさのちょっと大き目のタブレットでしたけれども、これ1台どのぐらいするものなんですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

教育用タブレットでございますが、現在1台当たりの金額ですが、小学校用で12万6,000円、中学校用で16万8,000円ということで、教育用タブレットにつきましては耐久性とか仕様、アプリとの整合性がございまして、この金額というふうになってございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 端末はさっき7.6人ということでございましたが、これがやはり将来

的には1人1台に近い数字にいけばなというふうに思います。そうすると、普及率として考える現行のシステム、現行の1台今13万8,000円ですか、中学生用で16万8,000円、小学生用で12万6,000円という話だったんですが、今もっと安価なものも出ていますので、そういったものにかえていって、1人1台を目指すというような方向性はちょっとまだ難しいでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、さらなる向上を図るためには端末の普及は必要であるとは考えております。現時点で、まだ全国的にも教育用タブレットの整備状況は高くありませんので、今後、先ほど話したように教育用タブレットは非常に高価なものでございますので、他市町村でも整備されまして、市場価格が下がることも想定されますので、それらの動きを注視ながら整備を進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） これもやはりいい那珂暮らしの一つとして、やはり小学校に通わせるなら那珂市の小学校、タブレットが普及しているというように言われると、これもまたいいなというふうに思います。ぜひ今後もこのICT教育のほうを進めていっていただいて、つきましては那珂市役所のほうもペーパーレス化を図っていただいていただけるといいなというふうに思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、ひとり親世帯を考えるということでございます。

先ほど寺門議員の一般質問でもございました。子供の貧困問題の提起がありましたけれども、やはりひとり親ということで一家の働き手が半分になってしまうということで、子供が貧困になってしまうという要因の一つにもなるというふうに考えられます。

知り合いに離婚した方がいらっしゃいまして話を伺いましたら、非常に大変だというふうに伺いました。母親が子供を引き取って育てながら働くと。そして、家事もするという場合、それまで夫婦で夫のほうに働いていて主婦がパートに出ていたという場合で離婚してしまった場合、そこから正社員の就職を探しても、なかなか見つからない。そうすると、どうするかというと、昼間働いて夕方子供に夕飯をつくって、また夜、違うパートに出るというようなことになると。それでも年収200万円にも満たないというようなことになるということでございます。もちろん社会保険も入れませんし、過重労働になりましても事業者が複数であるため、そのチェックに引っかからないというようなことがあるわけでございます。

どうしてそこまでして働くのかといえば、やはり子供のため、子供が貧しい思いをしないためということで、親御さんは一生懸命働くんだけれども、やはりそういったところにも行政は何をしてあげられるのかということをやっときょうは考えてみたいと思います。

現在、那珂市内ひとり親世帯どのぐらい実際あるもののでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ひとり親が該当します児童扶養手当の対象者としましては、平成29年3月末の数字でございますが、514世帯となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 514、死別の方ももちろんいらっしゃいますでしょうし、離婚しても親元で暮らしているという方もいらっしゃるの、それは死別の方は入っていますけれども、親元で暮らしている方は入っていらっしゃらないんだと思います。大体、那珂市内2万世帯くらいだと思いますので、大体2.5%ぐらいがひとり親世帯として暮らして子供を育てているということなのかなと思います。

本日ちょっと資料のほうを配らせていただきました。ひとり親が困っていることということで厚生労働省、ちょっと古いですが、2011年度全国母子世帯調査というものの調査だそうです。まず1位ですね、男女ともに、やはり心配なのは家計ということになっております。やはり先ほども言いましたけれども、収入の担い手が1人になってしまうと。あとは未成年しかいないという状況でありますので、非常にその部分が不安だということだと思います。

このひとり親世帯ですね、現金での補助、これはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

主なものとしましては、ひとり親等の生活の安定と自立を助ける扶助としましての児童扶養手当やその外にも、ひとり親対象ではございませんが、中学生までの子を対象とした児童手当がございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうしますと、これひとり親世帯、どのくらいの金額が実際に補助されるものですか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

児童扶養手当に関しましては、所得に応じまして全部支給される方、一部支給される方がおりますが、全部支給される方であれば、対象児童が1人の場合は平成29年度としましては月額4万2,290円、2人の場合は5万2,280円、3人の場合は5万8,270円が支給されることとなります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 月額で1人当たり4万2,290円が支給されるということでございますので、パートで働きながら、こういったものがもらえるということで、確かにこの金額というのは大分ひとり親世帯にとっては助かる金額なんだと思います。

そうすると、金銭的な補助の一方で、今度は制度的な補助ですね。こういったものがあるかどうかもお聞きしたいんですけれども。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

配偶者がいない方で18歳未満の児童を監護されている方及びその児童につきましては、ひとり親家庭医療福祉費、ひとり親マル福と呼ばれているものですが、そのようなものとか、保育所入所等におきまして、ひとり親世帯の保育料減免や市民税が非課税の方への免除制度などがございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 保育料減免、市民税非課税の方への免除などがある。あと、ひとり親マル福というのがあるということですね。こういったものをフルに使っていただいて生活に困らないようにしていただければと思います。

そして、次がやはり2位が仕事というのが不安のところ、これは母子家庭、父子家庭両方とも2位が仕事というふうに出ています。やはり中小企業でも正社員になればいいんですが、それもなれない。なかなかパートから正社員への壁が厚い、高いというような話をよく聞きます。そこで職場が不安定だということでだと思っと思うんですが、こういったものへ就労の支援というものはあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ひとり親の就労支援としましては、ハローワークとタイアップして実施しておりますが、児童扶養手当の現況届提出時期に合わせて市役所において出張ハローワークを実施しております。さらに、県事業になります。よりよい就労に結びつく技能・知識等を習得するための自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の支援制度もございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 自立支援教育訓練給付金、こういったものを、こういう教育を受けると1年、2年、教育を受けるというのも実際問題としては非常に子供を抱えたままでは大変だという話も聞きます。預かってくれる親御さんが近くにいればいいですが、そうばかりでもないと思うんですね。それは仕事もして、仕事をする方も一緒になんですけれども、そうすると、やはり就労に当たっては、子供を預かってくれる場所というのがやはり必要になってきます。学校はもちろんですけれども、市内に学童、これどのぐらいありますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在、公設の学童保育所になりますが、市内小学校ごとに9カ所設置しております。さらに民間の学童保育所につきましても現在4カ所設置しておりますので、合計で13カ所の設置ということになっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） それから、保育所もこれも今何かと問題になっておりますが、那珂市でも今プロポーザルをまさに実施しているところでありますけれども、ひとり親ですと保育所に優先的には入れるとか、そういったことはあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ひとり親世帯、ひとり親家庭につきましては、優先的に入所できるよう点数を配慮した入所審査を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 優先的に入れて学童もあっても、サービス業の場合、これ土日も勤務せざるを得ないんですね。土曜日曜出られませんかという人は、サービス業ではなかなか正社員としては使ってもらえないという現状もあります。そうしますと、土日預かってくれる施設がありますか。それと、あと平日も夜遅い時間まで預かってくれるところがあるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） 土曜日曜とか平日の夜というふうなご質問かと思いますが、まず初めに市内の認可保育所につきましては、土曜日の保育は実施しておりますが、日曜日の保育につきましては実施しておりません。夜間の保育時間につきましては民間保育所1園のみ夜8時までの延長保育を実施しております。それ以外の保育所につきましては、午後7時までの保育となっております。

続いて、学童保育所ということになりますが、土日につきましては、現在公立の学童保育所におきましては、長期休業期間のみ土曜日の保育を実施しております。今回の定例会において、議案の提出をさせていただいておりますが、平成30年度より公立でも通常の土曜日について保育を実施していきたいというふうに考えております。

なお、民間の学童保育につきましても、土曜日のみの保育を実施しております。

夜間保育につきましても公立は午後7時までの保育となります。民間の学童保育所につきましては1園が午後8時まで開所しておりますが、それ以外の学童保育所につきましては午後7時までの保育となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） あと社会福祉協議会さんの方でやっているファミリーサポートセンターというのがあると。以前、筒井議員のほうでも質問されていましたが、こちらのほうもちょっとお聞きしておきたいと思います。

ファミリーサポートセンターですね、買い物ですとか用事があるときに子供を預かってくれるというようなサービスだと伺っておりますが、こちらのほうの利用者どれぐらい年間いらっしゃいますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ファミリーサポートセンターの利用者の中で、ひとり親世帯の方が利用者しているというような数につきましては把握しておりませんが、子育て世帯につきましては、平成28年は194の方が利用しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） これ年間予算どのぐらい委託料で払っていらっしゃいますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

このファミリーサポートセンターの委託費につきましては、年間予算は158万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ファミリーサポートセンターについて、ちょっと千葉県の流山市さんに聞いてみました。何で流山市さんに聞いたかといいますと、流山市さんは「子育てするなら流山」というようなキャッチフレーズで今非常に子育て世代が移住してくる人が多いというふうに聞いていますので、流山市ではどうなんだろうということで、ちょっとお電話で役所のほうに聞いてみました。

そうしましたら、ファサポ大体年間、民間2社にやはり指定管理で委託しているそうなんですけれども、1,600万円、年間予算とっていらっしゃるそうです。利用料が那珂市は600円だったと思うんですが、流山市は700円でちょっと高いんですけれども、高いんですけれども、そのうちの半分を補助していらっしゃると。それなんで金額が1,600万円まで大きいんですけれども、この利用料の半分補助という部分が那珂市でもできるのかどうか、この辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。ごめんなさい、ひとり親世帯に対してですね。ひとり親世帯に対しては半分補助をしているということでございますので、それが那珂市ではできませんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂市においては、産前産後や子育て世帯を対象とした家事育児の援助支援をファミリーサポート事業の一部として、那珂市社会福祉協議会に委託し、実施しております。利用料金につきましては1時間当たり600円と低廉な料金設定をしており、利用しやすいのではないかとはいふには考えておりますが、議員ご指摘のようなことにつきましては、近隣市町村の状況等を参考にしながら調査研究してみたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 流山市さんと人口規模も違いますので、一概にどうこう予算規模だけでは言えませんが、ひとり親の方で誰も預ける人がいない、特に遠方からこちらに来て住んでいらっしゃる方には誰も頼る人がいないというような状況も考えられますので、そういった場合に頼れる場所としてファミリーサポートセンターのほうをもっと使いやすくしていただきたいと思いますというふうには考えます。

それで、またお子さんが大きくなってきますと、今度は進学の心配というのが出てきます。やはりお子さん学校に行かせる、授業料はただとはいっても、それ以外のこといろいろお金かかってきます。このお子さんが進学する場合、この補助というものは何かあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在のところ補助としてはありませんが、県の就学資金貸付制度などを利用することができます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） わかりました。それで、先ほどの表に戻りまして、父子家庭の5位、母子家庭の6位ですけれども、親族の健康・介護というのが困っていることにあります。子供を引き取ったけれども、お子さんが障害を持っているというような場合も十分考えられるかと思えます。その場合の補助というものはあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ひとり親のみではございませんが、障害を有する児童に対して支給されます特別児童扶養手当という制度がございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 障害を持っている方、ひとり親にかかわらず特別児童扶養手当が出ま

すということですね。わかりました。こういったものも、離婚してまず市役所に相談に来るといことが大事なのかなというふうに感じました。

それから、母子家庭の3位、父子家庭の6位でございますが、離婚して困っていることの上位に住居というのがあります。確かにそれまで一緒に住んでいたのに、どちらかが出ていく、あるいはどちらも出ていくというようなことで生活が変わるわけですので、住居が変わるといことは十分想定されるわけです。島根県の浜田市では、そういった方が逆に引っ越してくるのを条件に準備金として30万円用意しますというような自治体があるそうです。東京都の豊島区ではNPOが仲介となりまして、敷金・礼金のかからない物件を紹介しますというような制度を行っているそうです。那珂市でも移住促進、移住促進というかどうかちょっと微妙なんですけれども、こういったものを那珂市でも移住につなげるような取り組みをしていくことはできませんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

離婚するに当たりまして、新たな住居として物件を探すということは本当に大変なことだといふふうに思っております。那珂市においても移住促進策としまして、子育て世帯住宅助成金交付事業は実施しているところではございますが、離婚等によりまして移住促進につなげる取り組みとしては今のところ考えてないといふか、できてないのが状況でございます。しかし、離婚が成立した場合におきましては、県の事業にはなりますが、住宅資金、転居資金などの貸付制度を利用することが可能となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 一方では空き家問題が出てきて、一方では住むところに困るといふような状況があるといふことでございます。日本といふ狭いところでの話なんですけれども、なかなかマッチングのその辺がうまくいっていないのかなといふようなこともありますし、離婚といふような場合での転居となると、やはり冷静な判断が難しくなるといふこともあるのかなといふふうに思いますが、最大限そういった方が困らないような制度といふのも設計していただけるといいかなといふふうに思います。

ぜひこれも含め子育てするなら那珂市でといふことで、さまざまな政策を打っていただきたいといふふうに思います。それでも親御さんが離婚して育ったけれども、それでも那珂市に住んだからよかったとて、また戻ってきてもらえるようなそういうような行政であってほしいなといふふうに思います。

そして、本日は厚生労働省のアンケートで配らせていただきましたけれども、非常に多くの自治体で、ひとり親世帯への実情のアンケートといふのをとっているようです。いろいろな自治体のがありましたが、今回は厚生労働省の大きなものを配らせていただきました。那珂市のほうも実際、実情がどうなっているのかといふようなことを1度アンケートをとって

みていただいて、何が足りてないのかというようなことを実態調整してみていただければなというふうに思います。

以上で、このひとり親世帯を考えるとというところを終わりにします。

続きまして、企業誘致について考えるということでございます。

企業誘致に関しましては、一般質問の場で今までも多くの多くの議員さんたちから、どうなっているんですかというような質問がたくさん出てきたことかと思えます。またかというような話で、うんざりされるかもしれませんが、現在工業団地の誘致の進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

那珂西部工業団地、こちらの誘致の進捗状況でございますが、こちらの誘致、基本的には土地の所有者でございます茨城県、茨城県の立地推進室、立地推進東京本部、事業推進課、こちらと連携して情報の交換等々行いつつ、企業情報の収集に努めているというようところでございます。県とのいろいろ情報交換させていただいていますが、最近の傾向をご紹介申し上げますと、正直言うと、これまで問い合わせ自体もなかなかなかったというものが、ここ一、二年、案件が出るようになってきたというようなことは伺っておりますが、まだ具体的に進捗するようなものには至っていないというのが現状でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ありがとうございます。いい話もちろほら出てきているといういいお話を伺いました。じゃ、どういうふうな誘致の方法、誘致活動の方法を変えたというようなことなんですかね。どういうような誘致活動をされているんですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） まず、市の取り組みをちょっとご紹介させていただきますと、これ昨年度、平成28年度でございますが、その那珂西部工業団地に所在する企業の1次取引先、2次取引先、そういったところ、その中でも年間売上額が20億円以上、取引先が全国にあるなど、そういった基準を設けて1,000社に絞った上でアンケート調査を行ったところでございます。

その結果、具体的な例えば事業所の新設とか移転の計画がある、もしくは検討しているというような企業のうち、22社からアンケートの回答をいただきました。こちらから実際に現場のほうご案内しますよ、もしくは企業訪問しますよというようなところで、企業さん1社あったわけではございますが、実際にはお邪魔するというようなところにも至らぬまま結果的には終わってしまっているというようなところがございます。

あと今年の取り組みですけれども、先日ですが、11月、茨城県主催のいばらき産業立地セミナー、これ東京で開催されたものがございます。そちらのほうにも那珂西部工業団地もしくは那珂市のPRブース設けさせていただきました。そこには227社、424名の方ご参加い

ただいております。そういった特に日本を代表するような優良企業が集まる場でございますので、那珂西部工業団地の優位性、那珂市の住みよさ等々をそこでPRをさせていただきました。そういった形で、我々その那珂市としては企業誘致活動等々を推進しているところでございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 手前みそですけれども、那珂市は非常に東京からも近いし、仙台にも行きやすいし、北関東自動車道も通りまして、向こうにも行きやすいですし、非常に使いやすい立地なんだと思いますね。思うんですけれども、交渉のテーブルまで着けないという何か要因がありますか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） 実際になかなかその交渉、具体的な交渉に至らないという要因としては、もうさまざまあるかとは思いますが、さまざまあるかとは思いますが、主だったところをいくつかご紹介申し上げますと、面積と価格の問題があるかと思えます。面積、今残っている残画地5ヘクタールで1画地というような物件でございます。これについては県ともいろいろ協議をさせていただきました、分割して分譲するというようなことが可能かどうかみたいなことをこれまで協議させていただきました。その中で余り細かい分割になりますとインフラの関係等々も出てきますが、まずは2分割というようなことであればいけるんじゃないかというようなことで、県の事業推進課とある程度方針のすり合わせはできてきたのかなとは思っております。

もう一つ、価格の要因でございます。価格、今現在、平米当たり2万600円というような形で分譲させていただいております。正直その企業さんにしてみれば、やっぱりここは高いよねというようなご評価をいただくようなところが多い。こういったこともございますので、市としてはかねてより、ここの工業団地の分譲価格の引き下げをずっと県にお願いしてまいりました。過去も価格の引き下げに至ったというようなこともございましたが、それでも今の2万600円でも、なかなか難しいというようなところもありますので、今現在も引き続きその価格の引き下げ、これについてはいろいろ県のほうにも積極的に対応してくれるようにということでお願いをしているところでございます。その面積と価格の問題がある。

あと難しい要因のもう一つになるかどうかというのはあれなんですけれども、今現在、那珂西部工業団地、比較的高度な技術の集積が図られているというようなところ、例えばその事業所の中にクリーンルームがあつてというようなところ、そうするとその周りの環境なんかも相当影響してまいります。例えばそういう意味では今あいている画地に例えばとんでもないような、今なかなかないんでしょうけれども、ばい煙だとか粉じんだとかというものが例えば出るような企業さんだと、周りの企業さんの企業活動に影響も出てしまうと。そういうような可能性も多分あるかと思えます。そういったものも含めて、なかなか具体的な進展に至らないというような背景はいくつかあるというようなことでご了解願えればと思いま

す。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ガスの取り出し口もできたということで聞いておりますので、ぜひ訪問件数をふやすですとかして、ぜひ何かしら誘致、取りつけていただければ幸いです。

続きまして、上菅谷駅前、J A常陸ですね、事務所。こちら先日営業を停止されたそうでございます。底地が那珂市は市有地でございますので、あそこの借地契約、こちらはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 市と常陸農業協同組合にて賃借契約を結んでおります。契約は3年ごとに更新となっており、現在の契約は平成28年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 31年まで、再来年までであるということですね。地代はこれいただいているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 年間206万円となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ありがとうございます。31年3月31日まで借りて、それまでは地代が入ってくるということですが、ただその後、今現実使ってないようですし、先日J A常陸の方に聞いたら、今何も使ってないよという話だったので、おそらく契約満了になれば返ってくるのかなというような気はします。

それで、いざ返還となった場合、これ市で何か計画、駅から近いですので、があるのかどうか教えていただきたいですね。サーボ跡地のようにどうしようどうしようというようなことにならないように、どのような計画になっているのかお聞きします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

来年度末までの契約というようなこともあるかとは思いますが、今現在J A常陸さんからここをどうするこうするというような話についてのご相談は、今のところ市に対しては来ていないというのが実情でございます。

ただ、その今の実態考えますと、当然実際の利活用どうしようかということを考える必要は当然出てくるかと思えます。その際には当然返還される土地の今の建物をどうするかとか、あと周りの市有地との兼ね合いはどうするかとかというようなものも踏まえて、しかるべき

体制を整えた上で、きっちり検討した上で土地を処分するかどうかも含めて検討していくというようなことが必要になってくるかと思えます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね、ぜひ私も菅谷の旧道沿いに住んでいる人間としまして、ぜひ有効な使い方をしていただきたいなというふうに願う次第でございます。それで、総合戦略ですね、今度サテライトオフィスというものの誘致といいますか、招致といいますか、そういうものがあります。こちらの移入の進捗状況はどうなっているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

今、議員からもお話あったとおり、サテライトオフィスでございますが、市の総合戦略策定に当たっても仕事の創出の一環として、サテライトオフィスの導入について検討していくというようなことをさせていただいております。市の中のスケジュールでございますが、市としては来年度、平成30年度に具体的な検討に入っていくというようなことで計画しているところでございます。

サテライトオフィス、どのような機能がというようなところもありますが、いろいろインターネット回線、そういったものが整備されているかどうかというのが当然今の時代、必要でございますし、あとはどのような使われ方をするのか、もろもろいろいろ検討した上で、どのような形でやっていく必要があるかということのを来年度検討していくようなことになるかと思えます。そういう意味では、まだ今現在サテライトオフィスどのような形で進めるかという青写真が今現在あるわけではございません。それを来年度しっかり検討していった上で、その那珂市の仕事の創出もしくは定住・移住といったものにつなげていければなど、かように考えてございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 先ほどの工業団地のようなマクロな招致もあれですが、こういうミクロな招致が積み重なることで、やはり効果というか、那珂市の豊かさといいますか、そういったものが出てくるんじゃないかなというふうに本当に期待しております。来年から具体的な検討ということですので、ぜひこれもサテライトやるなら那珂市と言われるように、ぜひ入ってくる方々のやりやすいような環境をぜひ整備していただきたいというふうに思っています。

これの空き家バンクとのセットプランというお話もあったかと思えます。こちら空き家バンクの進みぐあいはいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

空き家バンク、こちらの進捗状況でございますが、こちらについては市が直接的に関与できない実務的な賃貸や売買に関する手続ですね、媒介業者の選任などそれも含めて依頼する

ために茨城県の宅地建物取引業協会、こちらと協定を締結して協力を求めることとしております。その上で那珂市空き家バンク制度実施要綱、これを定めまして、平成30年1月、来る1月から運用を開始する、このような予定となっております。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） その先ほどの工業団地も今回のこのテレワークも、それもそうなんですけれども、やはり那珂市に来てもらうためには、今現在、那珂市でやっている企業さんや那珂市に住んでいる方、そういったものが魅力的に見えないと、なかなか那珂市へ行こうかなというふうにならないという一面もあるのかなというふうに思います。ですので、現在市内にある企業、こちらを大事にしていく施策というものも必要なのではないかなと思うんですが、こういった那珂市独自の取り組みがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

市内の企業さんの活性化、こちらを図る施策としては、よろず相談事業といったものがございまして。昨年度から商工観光課、こちらに企業コーディネーターを1名配置しまして、企業支援に係る相談をワンストップで受け付けられると、こういった相談窓口を設置しているところでございます。

地域産業の活性化を図ることによって、市内の企業を元気にして活力あるまちづくり、これが実現するよう、まずはその企業と顔の見える関係、これをしっかり構築して、さまざまな相談に応えられるよう、現在は企業訪問を中心として活動を展開しているというようところでございます。こちらのその企業コーディネーターでございますけれども、まだ予定ではございますが、来年度からはさらにこの体制を強化するというようなことでコーディネーターを1名増員というようところでございます。

また、今後この仕事の相談と移住定住の相談などこれを連携することによって、新たな雇用の創出、人材の育成等々を積極的に図っていければと、かように考えてございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね、今事業を那珂市でやっている方も、そしてこれから入ってきて那珂市で事業をやる方も、そして那珂市に住んでいる方がそういったところで雇用が生まれるということと非常に三方よし、それでさらに、そこに税収が上がるということになれば、役所としても非常にいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひこちらのほうを進めていただきたいと思いますというふうに思う次第でございます。

その辺のところを期待いたしまして、私の一般質問のほう終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中崎政長君） 以上で、通告5番、小宅清史議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は明日12月1日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時20分

平成29年第4回定例会

那珂市議会会議録

第3号（12月1日）

平成29年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年12月1日(金曜日)

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案の質疑

議案第66号 専決処分について(平成29年度那珂市一般会計補正予算(第4号))

議案第67号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号 那珂市税条例等の一部を改正する条例

議案第69号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例

議案第70号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第71号 那珂市立学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

議案第72号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第73号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第5号)

議案第74号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

議案第75号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第2号)

議案第76号 平成29年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)

議案第77号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第78号 平成29年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第79号 相互救済事業について

議案第80号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について

議案第81号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について

議案第82号 市道路線の廃止について

議案第83号 市有財産の無償譲渡について

日程第 3 議案等の委員会付託

日程第 4 請願陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	引 田 克 治 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	海 野 幹 雄 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 会 長 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	川 田 俊 昭 君

議会事務局職員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	書 記	小 田 部 信 人 君
書 記	萩 谷 将 司 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に

出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程につきましては、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

◇ 筒井 かよ子 君

○議長（中崎政長君） 通告6番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. 高齢者にやさしいまちにするために。

筒井かよ子議員、登壇願います。

筒井議員。

〔5番 筒井かよ子君 登壇〕

○5番（筒井かよ子君） 議席番号5番、筒井かよ子でございます。

通告に従いまして質問いたしますが、高齢者にやさしいまちにするためにということで質問いたします。私もれっきとした前期高齢者でございますので、今回はこの質問をさせていただくことにいたします。

まず初めに、シルバー人材センターについてお伺いいたします。

先日、茨城県シルバー人材センターの20周年記念式典が行われ、地域貢献と発展を誓うという記事が掲載されておりました。働きたいという意欲のある高齢者の就業率を高めることが求められており、シルバー人材センターの役割が大いに高まっているとのこと。政府の一億総活躍プランでは、シルバー人材センターの活用が掲げられていると会長は強調しておられました。

那珂市においても、退職後まだまだ働きたいという元気な高齢者が大勢いらっしゃるのではないかと思います。その方たちが意欲を持ってシルバー人材センターへの登録を希望するであろう現実を踏まえ、いくつかの質問をしたいと思います。

まず、登録をして仕事をしたいという側からの質問です。会員登録についての手続はどのようなになっているのか、さらに、会員になるための条件などがあれば教えてください。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

会員になるための条件としまして、那珂市在住のおおむね60歳以上であることとなっております。申し込み後、シルバー人材センターの理事会の承認を得る必要があると聞いています。また、年会費として2,000円が必要になってまいります。

入会は随時行っておりますが、入会希望者に対しましては毎月第1、第3木曜日の10時から入会説明会を実施しており、入会に際しての詳しい説明が聞けるようにも取り組んでいるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 理事会の承認を得て会員となるということですが、厳しい感じもいたしますが、現在の会員数と平均年齢、それと地区別で登録者数の多い地区を教えてください。また、会員数はふえている状況にあるのか、教えてください。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

まず初めに、会員数と年齢ということでございますが、平成29年10月末現在の会員数は312人、会員の平均年齢は72.4歳となっております。会員数の多い地区につきましては、一番多いのが菅谷地区となっております。2番目に多いのが神崎地区、3番目に多いのが瓜連地区とのことでございます。

また、会員数につきましては、平成28年3月において281人、平成29年3月末で302人、先ほども申し上げましたが、10月末で312人と年々ふえている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） では、その方々のためにも、まず仕事の内容が気になります。シル

バー人材センターに市から委託している主な仕事を教えてください。また、その外、企業から委託されている主な仕事内容等についてもお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市からの主な委託内容につきましては、文書配送業務、施設の清掃や除草などの管理業務となっております。

また、企業から委託されているものにつきましては、約80社から受託しているということで、平成28年度の受注件数は延べ535件、就業延べ人数としましては9,278人となっております。その主な仕事内容といたしましては、清掃作業、緑化管理作業、荷受け作業や事務補助作業となっておりますが、平成27年度から新たに遺跡の発掘調査についても受注しているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 私が思っていたよりもかなり件数があると思いますが、例えばこの仕事を依頼されても個人的に条件が合わず、仕事が回り回ってこなかった場合、やめてしまうことが考えられますが、会員数に対し仕事量は十分なのでしょうか。

また、毎月入会しているということですが、手元にある資料を見ますと、新規会員がふえているとはいえ、1年間に10人ぐらいです。会員数のふえ方が少ないように感じますが、その理由は何なのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やめていく理由の一つに、思ったとおりに仕事がないというようなこともあるかもしれませんが、平成28年度の実績での就業率につきましては95.4%ということになっておりまして、一概に仕事が少ない、思ったとおりにないということでもないのかなというふうに聞いております。また、会員の中には、依頼された仕事と条件が合わずに断ってしまうような方もいらっしゃるというようなことで、事務局としてもその点では人集めとか、そういうことにいろいろ苦慮しているというようなこともあるそうです。

また、会員数の増加が毎月ある割には少ないのではないかとというような点につきましては、随時やめていく方もいらっしゃるというようなことでございます。その理由としましては、会員の平均年齢が先ほども申し上げましたが、72.4歳というようなこともありまして、病気や体力の低下、または家庭の事情、本人の就労意欲に反し、そういった理由でやむを得ずやめていく、退会される方がいるというような状況になっているからというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） なるほど、そういうこともあるんですね。入会もあるけれども、退会も結構あるということがわかりました。

さて、仕事量をふやすために、シルバー人材センターとしてどんなことに努めているのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

企業等の大口顧客の新規開拓に努めているというようなことでございまして、その新規開拓につきましては、理事長を筆頭に外の理事さんや事務局が一体となって積極的に企業訪問を行うなど、顧客をふやすことに努めているというように聞いております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） この新規開拓もなかなか難しいものがあると思います。そこで、請け負うばかりでなく、市内に多く存在する休耕地などを利用して、作物を生産し販売することや、木工作品など得意分野を生かして製作し販売するなど、独自の展開もあるかと思いますが、シルバー人材センターとして独自に事業展開を考えているものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

シルバー人材センターの独自事業としましては、結婚相談事業、刃物研ぎなどを行っているというようなことでございます。また、今年度からふるさと納税の返礼品としまして、那珂市を離れて行ってしまった方のためのお墓の掃除や部屋の掃除などにも取り組んでいるというようなことでございます。離れて行ってしまった方が那珂市になかなか戻ってこれないというようなことから、そのようなこともやっているというようなことでございます。

今後も請け負える職種をふやすことで業務を拡大していきたいというふうには考えているかとのことでございますが、独自事業として新しい事業展開を進めるのはなかなか難しいのではないかとというようなことも聞いております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今お話しいただきましたお墓の掃除、これはなかなか着眼点はよいかと思えます。遠くに住んでいてお彼岸やお盆にもなかなかお掃除に帰れない方の要望もあるのではないかと思います。期待するところであります。

また、古河市では、古民家再生の鑑定士の育成をシルバー人材センターを対象に始めたという新聞記事が掲載されておりました。高齢者を対象に育成し、今後の観光につなげていこうという計画だそうです。ふえ続ける空き家の古民家再生への模索の一環だと考えられます。古民家簡易鑑定士の育成は、西日本を中心に13都道府県で始まっており、本県では古河市に

続き下妻市など、講習会を県内各地で順次開く方針であると新聞では報じています。このように、何か新しいことに挑戦していくシルバー人材センターであってほしいと願っています。では、次に仕事をお願いする側からの質問です。

仕事を依頼する市民の立場からしますと、シルバー人材センターにお願いできる仕事の種類がよくわからないと言われますが、周知方法はどのように行っているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

周知の方法につきましては、一般家庭に対しまして、シルバー人材センターの広報紙を年1回ではありますが、全戸配布し、その中で活動内容とともに、具体的な業務内容を掲載しております。また、平成28年度には業務内容を周知するためのチラシを作成しまして、市内、やはり全戸に配布し、PRに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） さらに、シルバー人材センターが1カ所にあるため、身近に感じられないという声をよく聞きます。例えば、各まちづくり委員会の中にシルバー人材センターの分室をつくるなど、身近で頼みやすくするような仕事の受け付け先を各地区に配置することはできないのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、そのような形でできればよろしいのかなとは思いますが、シルバー人材センターの事務局の人員とかいろいろなこともありまして、なかなか難しい、できないというふうに聞いております。

一方で、シルバー人材センターとしまして、受け付け方法の改善としまして、休業日である土日の相談に対応するため留守番電話を設置するなど、できる限り改善に努めているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） いろいろ伺いましたが、元気な高齢者が生き生きと過ごすことができ、シルバー人材センターの機能がさらに充実し、市民のために大いに活躍していただけますようお願いしております。

シルバー人材センターの質問は以上といたします。

続きまして、那珂市デマンド交通「ひまわりタクシー」について質問いたします。

市内交通機関の不便を解消するために、ひまわりタクシーが導入されており、大変便利に利用されている方も大勢います。

そこでお聞きいたします。ひまわりタクシーの現在の利用登録人数をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答え申し上げます。

ひまわりタクシーの利用登録者数でございますが、過去3カ年の各年度末の実績で申し上げますと、平成26年度が1,816人、平成27年度が1,896人、平成28年度が2,052人となっております。なお、今年度、これは10月末日現在の数字でございますが、2,132人となっております。まして、登録者数は年々増加傾向にあるというような状況でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今のお答で、大変多くの方が利用されているようですが、この利用登録者数は地区別にお問い合わせいたしますと、どこの地区が多いのか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答え申し上げます。

利用登録者、これらの数が多い地区順に地区名をご紹介します。

まず、菅谷、五台、瓜連、神崎、額田、芳野、木崎、戸多の順になってございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） やはり人口が多い順となっていることがわかります。

それでは、利用登録者全体に対する高齢者の割合はどのくらいになりますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答え申し上げます。

今年度10月末日現在の数字でございますが、65歳以上の高齢者の登録者数は1,752人となっております。割合で申し上げますと、全体の82%を占めている状況でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） これはやはり予想どおりです。やはり高齢者の足となっているのがよくわかります。

それでは、これを利用する際の利用券の販売は、市役所と瓜連支所の外、どこで販売しているか伺います。ふれあいセンターなどでの販売は行っていないのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答え申し上げます。

利用券の販売は、市役所政策企画課と瓜連支所の外、あと、ひまわりタクシーの車内での販売も実施してございます。

なお、ひまわりタクシーの車内で購入する場合には、予約時に利用券を購入したい旨をタクシー事業者にお伝えいただくことで、車内で購入することが可能となっております。わざわざ市役所などに来ていただくなくても購入できる体制をこういうような形で整備させていただいているところでございます。

また、各ふれあいセンター等での利用券の販売でございますが、現時点では行ってございません。ただし、今後市民や利用者の要望等を把握しながら、必要に応じ、利用券の販売簡

所の拡充を図っていきたいと考えております。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） ありがとうございます。

それでは、その次の質問は私がとてもきょう質問したかったものでございます。

ひまわりタクシー利用要件の中に、那珂市にお住まいの方とあります。そこで、一つの事例を申し上げてお願いしたいことがあります。

那珂市にお住いの介護認定者Aさん、この方はひとり住まいで90歳ぐらいです。この方がこのひまわりタクシーを利用する際は、介助者が必要になります。介助者が那珂市在住者であれば問題ありませんが、介助者として娘さん、息子さんが当たる場合、必ずしも那珂市に住んでいるとは限りません。この方の場合、東京在住の娘さんがこの母親の介護のために長期間滞在し、いざ母親を介助して病院に行こうというとき、現在の規定では娘さんは登録できず、ひまわりタクシーに乗ることはできません。結果的に母親も1人では乗れませんので、一般のタクシーで行くこととなります。往復で高額な料金がかかるので、回数を減らす、あるいはやめるかになると言っていてがっかりしています。これでは福祉の意味がありません。

子供が那珂市以外に住んでいることは、今や珍しいことではありません。現に私の子供たちも那珂市には住んでおりません。そして、親の介護のために携わるのは大変親孝行なことと称賛に値します。介助者が市外に住んでいても、息子、娘、親族が証明されれば登録できるようにしてはいかがでしょうか。料金に多少差が出てよいかもしれません。何十年と那珂市に住み、那珂市のために税金を納め、那珂市のために働き、高齢になって介助が必要になったとき、自分の子供の介助を受けることさえもままならない市政には納得がいきません。何とか善処をお願いいたします

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

現在のこのひまわりタクシーの運行事業実施要綱及び利用案内では、ひまわりタクシーの利用登録要件として那珂市に在住されていること、これが条件となっているところでございます。その中で、小学生以下のお子さんや障害を持った方、介護認定を受けた方など、一人でタクシーに乗降できない方が利用される場合は、介助者1人が同伴できることとなっておりますが、この方も利用者登録が必要となっております。那珂市在住の方に限定されているというような状況に今現在はなっております。

議員ご指摘の件につきましては、これまで我々市のほうには具体的な相談等はなかったところでございます。しかし、介助者の方が必ずしも市内在住者とは限らないというのは、今、議員からご紹介いただいたとおりでございます。市外にお住まいの親族の方なども介護等に携わるケースがあり、またこれが今後増加するというようなことも容易に想定できるのかなと、かように考えてございます。

こういった事情を踏まえまして、市といたしましては、このようなニーズに対応して、で

きる限り多くの方に安心してご利用いただけるように、市の地域公共交通会議等で協議を行って、利便性の向上を念頭に置いた制度の見直し、これを早期に図っていきたいと考えております。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） ぜひ早期により案を出していただければと思います。

同じ質問ですが、市のトップとして市長の見解をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 高齢化が進み、高齢者や障害者など日常生活の移動に支障を来している方への支援施策は、市の重要課題の一つとして認識をしております。現在、市の地域公共交通はコミュニティバスとデマンドタクシーの2つを運行しており、水郡線と路線バスを補完する市民にとって大変重要な移動手段となっているのではないかと考えております。

特に、平成25年度からスタートした乗り合いタクシー、ひまわりタクシーについては、ドア・ツー・ドアで移動できる交通手段として、市民生活に密着し、より利便性の高い移動手段となっておりますが、議員のご指摘の内容など、制度面で現制度でカバーし切れない部分もあるかと思われますので、市民や利用者のさまざまなご意見や要望等に耳を傾け、ひまわりタクシーを含む市の地域公共交通をできる限り多くの方に安心して利用していただけるよう、積極的に利便性の向上を図っていきたいというふうに考えております。

来年の1月から、免許返納者に対しましても、ひまわりバス、ひまわりタクシー共通の利用割引券1万円分を交付する事業がスタートします。那珂市が持つ住みやすさの一つとして、交通手段の利便性が評価されるよう、今後も取り組んでいく所存でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） よりよい方向になるように、ぜひ検討していただきまして、住みよい那珂市になることを願っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告6番、筒井かよ子議員の質問を終わります。

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（中崎政長君） 通告7番、古川洋一議員。

質問事項 1. 一般質問に対する回答の進捗状況について。 2. 総合防災訓練について。 3. 各種助成金について。 4. 市長の公約等について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

[10番 古川洋一君 登壇]

○10番（古川洋一君） おはようございます。議席番号10番、古川洋一でございます。

今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として27回目の一般質問をさせていただきます。今年のトリを務めさせていただきますので、気持ちよく年が越せますよう、執行部におかれましては前向きで、かつ簡潔なご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初は、一般質問に対する回答の進捗状況ということで、自治会等の区割りについてお伺いをしていきます。

本件につきましては、私自身が子供会の育成会やPTA活動を通じて自治会、学区、子供会の区割りが複雑に絡んでおり、自治会活動や子供会活動に支障を来しているといったお声を多数お聞きしていたことから、平成26年3月定例会の一般質問において問題提起をさせていただきました。私がこれらのお声をお聞きいたしましたのは、今となりましては10年くらい前の話でありますから、今現在、各自治会等で問題はないということであれば、それはそれで結構、あくまでも問題提起ですというお話をさせていただきました。

最初の質問の前の打ち合わせで、執行部からは、区制度、いわゆる区長さんがいた区制度から自治会制度に移行する際に、当時の区長さん方に、自治会は今のままの区割りでよろしいですかというふうにお聞きしたところ、特に異論はなかったのも、そのままの区割りにしたと。したがって、問題があるとは認識していないというようなことでもございました。

しかし、私は、当時の区長さんたちが自治会の区割りを学区とか子供会のことまで考えて問題なしと判断したのか疑問であるということで、一般質問にて再度調査をお願いいたしました。執行部からは、市民アンケートにより調査しますとのご答弁をいただきましたので、誰をアンケートの対象にするのか、どういう設問にするのかなど、私からもアドバイスをさせていただき、特に問題があるであろう菅谷地区の住民に対し、抽出という形でアンケートが実施され、その結果は今年の第2回定例会の一般質問で明らかになりました。

これまで問題ないと言われてきた自治会内の方々からもさまざまな意見が出され、中には以前に自治会内で問題提起をしたが、棚上げになったままだといったご意見もあったようです。アンケートの結果、「区割りを変更したほうがよい」と回答された方は、回答者の実に44.1%に達しました。逆に、「今のままでよい」と回答された方は残りの55.9%かというところ、そうではなく、15%しかいない。あとは、「わからない」という方が35%という結果でありました。ですから、私はそのアンケート結果と多くのご意見を各自治会にお示しし、ご検討をお願いしていただきと要望をいたしました。執行部からは、これは一自治会単独の問題ではなく、関係自治会の同意が大前提なので、中間自治組織であるまちづくり委員会に検討をお願いすると。ただ、学区の問題もあるので、教育委員会を含めた関係課もそこに加えていただき、ともに解決策を考えてまいりたいとのご答弁がありました。

私は、まちづくり委員会側に立って考えますと、行政主導といいますか、行政が積極的にかかわってくれなければ答えは出せないと思うということで、行政のかかわりを強く要望して、前回の質問を終わりにいたしました。

ということで、最初の質問は、まちづくり委員会に、アンケート結果をもとに、どのような依頼をされ、その検討結果はどうなったのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからご紹介がありましたアンケートでございますが、平成27年12月から翌年の1月にかけて実施させていただきました。自治会、小学校区、子供会、それぞれの区割りが違うので、その区割りを「変更したほうがよいと思いますか」という設問に対しまして、「変更したほうがよい」と回答された方が約44%ございました。そのため、菅谷地区まちづくり委員会に対しまして、まちづくり委員会等において今後検討していただけるかどうか、また、いただけるのであれば、市としましても市、さらに教育委員会も協議に加わる用意があるという旨の照会をさせていただいたところでございます。

これに対しまして、菅谷地区まちづくり委員会からの回答でございますが、この問題につきましては、自治会あるいは個人それぞれに意見が異なりまして、まとめるのは非常に難しいと。強く進めますと感情的な問題に発展する可能性もあるということで、現時点では検討を行うことは考えていないというような回答を、口頭によりいただいたところでございます。そのようなことで、現在のところ、このことにつきましては話し合いは行っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） まちづくり委員会では検討はしていただけなかったと。文書で正式にお願いをしたら、回答は口頭だったということでもあります。

そのこととお伺いいたしますが、市長名の文書でお願いしたのは昨年10月27日ということでお聞きしておりますけれども、口頭での回答があったのはいつでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

口頭ですので、正式な記録が残っているわけではございませんが、約二、三週間後ということでございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 二、三週間後ということは、昨年中ということですよ。28年中。わかりました。

私は、感情的な問題にも発展する可能性があるからというまちづくり委員会のおっしゃることもよくわかります。ですから、行政がきちんとかかわらなければ、この問題の解決には

つながらない。答えは出せないということは、私だけでなく、多くの方が、アンケートの回答にもございましたけれども、積極的な行政のかかわりを強く願っているというか、期待をしているわけであります。にもかかわらず、文書名、まちづくり委員会に流した文書を拝見しましたけれども、「区割りを検討していただくお願い」という文言ではなく、「アンケートの結果について」というお知らせであって、その中で検討していただけるかお聞きしたいと。検討していただけるならば、市や教育委員会も同席しますよという言い方をされているんですね。それがお願いの仕方として本当によかったのか、私はちょっと疑問を感じております。

加えて、ただいまのご答弁では、口頭による回答が昨年にあったということですが、現在は検討していないということなのですが、今回この件で私が再質問をしなければ、いつ私にというか、議会に報告をいただけたのでしょうか。その辺が行政がかかわる気が本当にあるのかどうかということをお話しているような気がいたします。住民の44%の方が問題ありだというふうにおっしゃっているのに、残念であります。

まちづくり委員会さんには、いつ、誰が、つまり会議の構成メンバーですね。誰が検討しないという結論を出したのかも含めて、文書による回答をお願いしていただきたいというふうに思います。また、その結論を出した方々がまちづくり委員会のどなたなのかはわかりませんが、上層部の方々だけのご意見ともうかがえますので、一般の自治会員のご意見も吸い上げられるような方法、例えばまちづくり委員会から各自治会内に持ち帰っていただいて、一般の方々のご意見を集約していただいて再協議をするなど、そのようなことはできないのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、回答につきましては、まだ口頭でしかいただいておりませんので、文書で回答いただくように再度依頼したいと思っております。

また、自治会員の意見を吸い上げられるような方法はないのかというご質問でございますが、市といたしましては、まちづくり委員会、さらには自治会という組織がございます。これを飛び越えて直接会員に意見を聴取するといったことというのは、ちょっと難しいというふうに考えておりますので、その点も含めまして、再度まちづくり委員会にはご相談申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） よろしくお伺いいたします。

その協議検討した結果が自治会だけではなく、学区、それから子供会も含めて区割り見直しの必要なしという結論であれば、私はそれ以上申し上げるつもりはございません。まちづくり委員会からの回答文書、それから行政の積極的なかかわりでの再度のお願いによる検討

結果について、ご報告をお待ちしております。

では、2番目の質問、総合防災訓練についてお伺いたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、避難所に指定されていた学校では、備蓄品もなければ対応マニュアルも全く機能しなかった。同年6月の一般質問において、実際の災害を想定した準備や訓練が必要ではないですかといった指摘から始まり、それ以降、平成24年、25年、26年と毎年1回は一般質問を通して地域防災計画の見直し、学校など公共施設職員も含めた初動態勢の確立、5年に一度の中学校区単位での防災訓練から、いつ来るかわからない災害に備えた市全体の総合訓練への移行などを訴えてまいりました。

もちろんこれは私だけでなく、多くの同僚議員もさまざまな要望をしてまいりましたが、先月、震災後6年半以上が経過し、やっと多くの一般市民も参加しての総合防災訓練が実現いたしました。これには私からも感謝と敬意を表したいと思います。

それでは、今回の総合防災訓練について、実施して間もないですけれども、いくつかお伺いしてまいります。

まず、市及び各自治会の取り組みについてお伺いたします。

今回の総合防災訓練の目的、災害の想定も含めて、市としてはどのような内容で実施したのか、また自治会ではどのような取り組みをされているのか、把握している範囲でお伺いたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

訓練想定も含めてというご質問でございますので、若干長くなりますが、お許しいただければと思います。

今回、初めて全市を単位とした総合防災訓練ということで実施させていただきました。今回の総合防災訓練では、午前8時30分に茨城県沖を震源とする地震が発生し、本市那珂市では震度6弱を観測したと。さらに、茨城県沿岸部で大津波警報が発令されたという想定で行ったところでございます。

訓練には69の自治会を中心に、約1万人の市民が参加していただきました。それで、自分や家族の安全を確保するための行動を身につけていただきまして、災害時でも落ちついて避難ができるよう、一人一人の防災意識の向上、さらには防災知識の普及というものを目指して取り組んだところでございます。

また、市で行った訓練でございますが、市では、消防職員を含みまして約400人の職員が参加いたしました。それで、災害対策本部の設置、運営を通して緊急時の役割分担ですとか、職員の危機管理意識の向上を図ったところでございます。

さらに、防災活動が迅速かつ的確に実施できるための防災体制の強化と、それから各関係機関との連携を目標に取り組んだところでございます。その中で、連携した訓練の一つといたしまして、自衛隊への派遣要請、これを行いました。自衛隊では、住民を拠点避難所のほ

うへ搬送をするという訓練を行ったところでございます。

さらに、もう一つ、久慈川付近で孤立した住民がいたという想定のもとで、県の防災ヘリの出動を要請いたしました。実際にふれあいセンターごだいから総合公園まで防災ヘリによりまして、ピックアップ訓練というんですが、ロープをつるして孤立した住民を引き上げるというんですか、ふれあいセンターごだいから総合公園までヘリコプターで搬送するという訓練も実施したところでございます。

さらに、自治会側での取り組みということでございますが、まず大規模災害が発生したという想定のもとで、市民がみずからの身を守るための安全行動というものをその場で実施していただきました。さらに、各自治会で決めました一時的な避難場所へ避難を行っていただきました。その一時避難場所では、自治会ごとに住民の安否確認を実施しまして、市へ報告訓練を行っていただいたところでございます。その後、市が開設いたしました6カ所の拠点避難所、ふれあいセンターですとか、らぽーる、それから総合公園、そういったところの拠点避難所に参加者に移動していただきました。拠点避難所まで移動していただいた自治会は、35の自治会が参加していただいたところでございます。

拠点避難所では、水消火器ですとかAEDを使用した各種の訓練を実施したところでございます。また、一時避難場所で避難経路の確認や避難誘導、それから炊き出し、防災資機材の使い方、そういった独自の防災訓練を実施していただいた自治会もございまして、地域の防災力を高める取り組みを行っていただいたところでございます。

ざっとご紹介したところでございます。以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 一つちょっと確認なんですけど、訓練は69自治会を中心にとということで約1万人と。その69自治会というのは、市の全体ですか。全ての自治会でしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） はい、言葉足らずで申しわけありません。69というのは市内全部の自治会が69という意味で、そこを中心に約1万人が参加していただいたところでございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

何か直接確認したわけではないので、確かなあれではないんですが、何か中には自治会で何か市からの連絡、この日に総合防災訓練やりますよという連絡が何か遅かったのかあれなのか、何か参加できないというような自治会があったとかという話を聞いたんですが、ごめんなさい、不確かなのでお答えは結構ですけども、何かそういうことがもしあったとするならば、自治会にもいろいろな行事が立て込んでいて、なかなか日程調整も難しいかもしれませんけれども、そういうこともあるので、やる場合には早目のご連絡というか、それを今後のこととしてお願いをしておきたいというふうに思います。

市としても、今ご答弁がありましたように、盛りだくさんの内容で、職員おのおのが真剣にそれぞれの持ち場でもって業務に当たっていただいたというふうに思います。また、各自治会においてもそれぞれのやり方は違えども、工夫を凝らしたよい訓練ができたものと思います。しかしながら、今回想定したような大規模災害が発生した場合、本当にその方法がとれるのかという疑問と、参加者の意識の温度差といいますか、その辺を少なからず感じました。

東日本大震災のときには、電話が通じない、電気が消えるといったことなどを勉強したわけですが、今回議会内のお話をさせていただきますと、議会内での通信手段はメール、ファクス、電話によりましたけれども、議会事務局からの電話は非通知になっておりました。メールが届かない、ファクスが自宅にない、そういった連絡方法が本当にそれに頼ってよいのかというようなことも思いました。

また、各自治会では、一時避難場所までの経路を確認したり、安否確認を行ったというようなことですが、それぞれの反省点や気づきもあったことと思います。市としても反省点があったかと思えますけれども、いかがでしょうか。また、成果としてはどのようなことがございましたでしょうか、あわせてお伺いします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

成果と反省点というご質問でございます。

まず、反省点につきましては、災害時に、議員もおっしゃったように通信手段の確保をどうするかといった問題、さらには配置人員の確保をどうするかといった課題も見られたところでございます。さらには、執行部の運営体制を振り返りまして、総合的に考察してまいりたいというふうに考えているところでございます。また、参加していただいた市民からも、その際にアンケートという形でご協力いただいております。このアンケートの結果につきましても、まとめ次第公表させていただきたいというふうに考えてございます。

さらに、訓練の成果でございますが、東日本大震災から6年余りが経過してございます。そのため、災害への意識というものが徐々に薄れてきている中で、市民の皆様が訓練に参加していただいたことによりまして、いつ起こるかかわからない災害に備える防災意識の高揚が図れたということが一つ言えるのではないかと考えてございます。その中で、避難場所ですとか、避難経路の確認、さらには安否確認の方法など、災害時にとるべき行動の確認が行えたというふうに考えてございます。あわせて、地域内での助け合い、支え合いであります共助という考え方、これの意識も高まったというふうに考えてございます。さらに、市の職員レベルで考えますと、やはり災害対応というものを再確認できたのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、それらの反省点、もちろん成果もありましたが、反省点を踏まえて、今後の訓練ではどのような取り組みをしていくお考えか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 今後の取り組みということでございますが、まずは市民が災害を想定して実際に避難行動をとることですとか、職員が避難所を開設して、実際に市民を受け入れるということを経験するなど、今回の訓練は体験型の訓練という形で実施できまして、大変大きな効果があったというふうに感じております。

今後は、訓練を通じまして地域の取り組みがさらに進展し、安全確保ですとか、相互の連絡が困難な状況におきましても、それぞれが自立的に行動できますよう、地域の防災力の向上に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

毎年実施しておりますが、市職員の抜き打ちの参集訓練というものも継続して行ってまいります。また、市民一人一人が平常時から災害への備えですとか、心構えを持っていただきまして、災害時にとるべき行動について意識を持ち続けていただけるように、広報やホームページといった広報手段を使いまして、情報発信ですとか、さらには出前講座などにより直接訴えかけてまいりたいというふうに思っております。

また、実際の災害を想定する訓練といたしましては、内容をより具体的にいたしまして、関係機関の連携もさらに密にいたしまして、より多くの市民に参加していただけるよう努めてまいりたいと。さらに、その訓練に参加していただいた市民のアンケートですとか、職員や関係者からさらにご意見をいただきまして、問題点や課題の改善に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 数多くの訓練によりまして、いろいろなことを体験、試行錯誤していくことは無意味ではないと思いますが、反省点は次に生かさなければなりません。まだまだ多くの課題があるかと思えますし、アンケートの結果もこれから出てくるということで、実際の災害を想定した訓練というものと意識づけというものがやはり大事だと思いますので、可能な限り短いスパンでの総合防災訓練の実施をお願いしておきたいと思えます。

ちなみに、次回はいつごろを予定しているとか、ございますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 今のところ、次、いつ実施するかということはまだ白紙でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

では、次の質問、各種助成金についてに移らせていただきます。

助成金給付の周知及び申請についてお伺いをしてまいります。

昨年の第4回定例会でのスポーツ振興と人づくり、まちづくりについてという私からの一般質問の中で、スポーツ大会出場報奨金交付要綱というものがあるが、報奨金の交付要件に該当する方がもっといるのではないかとの問いに対し、報奨金の交付を受けようとする場合には、まずは申請していただかなければならないとのご答弁がございました。とはいっても、この制度を知らなければ申請はできないわけですから、教育委員会はアンテナを高くして、そういう選手がいたら、こういう制度がありますから申請してみてもいいかというふうに教えてあげるなど、積極的に応援していただきたいというふうなお話をさせていただきました。

私は現在、教育厚生常任委員長として茨城県後期高齢者医療広域連合に派遣されておりますが、後期高齢者医療保険証をお持ちの方がお亡くなりになった場合には、葬祭費用として5万円が、国保加入者の場合は4万円が助成されることなど、恥ずかしながら改めて知りました。そのときに、こういうことというのは市民の方々はご存じなのかなというふうに思っておりましたそのやさきに、11月16日の茨城新聞の1面を使って、ある広告が掲載されました。それがこれであります。ちょっと内容までは見えないと思いますが、こういったものが1面を通して広告として出ておりました。

「後期高齢者医療保険証をお持ちの皆さんへ」と題して、交通事故などでけがをした場合は届け出が必要です。お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口へ届け出をしてください。さらに、届け出がされないと云々、届け出がおけると云々といったことまで詳しく、何と見やすく親切なのかなというふうに思いました。高齢者でも読めるような大きな文字で書かれております。

私、当該広域連合の監査委員も兼ねておりますので、この広告料いくらかかっているんだろうというような余計な心配もいたしましたが、それは別としましても、何と見やすいものだということに関心いたしました。これなら見るよねというふうに思いました。このように、制度を知らないがために助成金等の給付が受けられないという方が少しでも減るように、逆にいえば、多くの方が助成金を受けられるようにと願うわけであります。

そこで、平成28年度各種助成金、補助金のほんの一部ではございますが、執行部に一覧表を作成していただき、本日、議長にお許しをいただき、皆様にお配りいたしました。資料の1であります。

まず、助成金や補助金の対象となる方が制度を知らないで給付を受けることができない可能性があるものについて、総務部長からご説明をお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

各種の助成金や補助金等、申請することで給付を受けることができるものは各分野にございますが、対象となる方本人が制度を知って申請しなければ給付できないものもございます。古川議員が配付した資料でご説明いたしますと、1ページの中ほどの那珂市国民健康保険特

定健診受診促進助成金や、一番下から2ページにかけての各種の検診など、一覧表の一番右の列の「知らない場合もらえない可能性があるもの」に丸印があるものがそういったものでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

今ちょっとよく見て思ったんですけども、私がこれまで何回も一般質問で取り上げてきました不妊治療費助成事業、1ページ目のちょうど真ん中よりちょっと下ぐらいですか、不妊治療費助成事業とございますが、これなんかも制度を知らないと申請しないんじゃないかなと今、丸印がついていないとおかしいんじゃないかなと思ったんですけども、いかがでしょうか、保健福祉部長、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、これも申請しない、わからないとももらえないものでございますが、この不妊治療の場合は、まず初めに県のほうの不妊治療費がございますので、そちらのほうを一回申し込んでいただきます。それで、さらに不妊治療のほうの費用が多額になる場合、追加して那珂市のほうからこの助成が出るという形になっていきますので、ほとんどの方が県に通して、それで申し込むという形になっていきますので、そのようなことは余りないのかなとは思っていますけれども、ご指摘のとおりの部分はあるかとは思っています。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。ありがとうございます。

質問なんですけれども、助成金や補助金の制度全般ですね。一つ一つというよりも全般について、どのような方法で周知しているのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 各種の助成金等につきましては、共通しておりますのは、市の広報紙やホームページ、市民便利帳などへ掲載する方法となっております。対象となる方が市のほうで把握できるもの、例えば一覧表で申し上げますと、1ページの一番上から特別児童扶養手当や特別障害者手当など、一番右の列に丸印がないものでございますが、これらにつきましては個別通知や直接窓口で説明するなどでお知らせしているものもございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 共通して「広報なか」や、お知らせ版を含めて、それとかホームページで掲載しているということなんです、広報は自治会未加入者には届かない。高齢者はホームページを見ていないというようなことも十分に考えられるわけですが、特に最初の質

間のように、制度を知らないがために助成金等の申請をせず、給付を受けられないといったことを減らすために、どのように周知をする、今後も含めてお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

最近では自治会や班へ未加入の方も多くなっており、広報紙が配布とならない世帯が多くなっている現状がございます。市といたしましても、何とか市の情報を多くの市民へ届けたいという思いを持っておりますが、難しいところもございます。

現在、広報紙は市内公共施設や金融機関、コンビニなどに配置しており、班未加入の世帯の方へ配置場所をお知らせするため、年1回ゴミ収集日程表などと一緒に配置場所の一覧表をお送りしております。広報紙につきましても、スマートフォンでいつでもどこでも見られるように市ホームページに掲載している外、アプリケーションソフトの「マチイロ」や「茨城ebooks」でも閲覧可能となっております。

広報紙以外の情報発信の方法といたしましては、市ホームページをはじめ、メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなども活用し、情報発信に努めております。

また、担当課からの情報発信の外、市民課の窓口などで転入や婚姻の手続の際に該当すると思われる方などへチラシを配付しております。また、不動産屋さんや販売店など、関係する民間の業者さんにもご協力いただき、チラシをお渡しいただくなど、多方面からの情報提供にも努めているところでございます。

今後もさまざまな形で情報発信を行い、少しでも多くの方に市の情報をお届けできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、この一覧表の右側に丸印があるものの周知方法について、いくつか具体的にお伺いをしたいんですが、ちょっと時間がなくなるので、2つだけお伺いします。

2ページ、右側のほうのページのちょうど真ん中ほどにスズメバチ駆除費というのがございます。これについてはどのような周知をしていらっしゃいますか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

先ほど総務部長が答弁したように、広報紙、ホームページ等々で広報しているところでございますが、さらにスズメバチに関しましては、例えば業者に駆除を依頼したという場合に補助金が交付されるという内容でございますので、その駆除業者というのが限られてございます。市内には1件しかございませんし、周辺含めましても四、五件しかございません。で

すので、業者のほうにもこういう制度があるので、市民から駆除の要請があった場合には、補助金ももらえるよというようなことをお伝えいただくというような方法もやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ごめんなさい。やってまいりたいということは、今はやっていないということですか、いや、結構です。

まず、これ業者のほうに直接依頼する方というのは、そうはいないんじゃないかな。つまり、どこでやっているかわからないということで、まず環境課だったり消防本部だったり、何とかしてほしいんだけどもというお問い合わせがあることもあると思うんです。そういうときには、今のお話のように、業者に依頼した場合には補助金がありますので、ぜひ後日申請してくださいというような声をかけてあげると、教えてあげることが大切なのかなというふうに思っております。

それから、もう一つ、最後、質問の冒頭にもお話ししましたが、那珂市スポーツ大会出場報奨金についてはどのように周知をされておりますか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

こちら、スポーツ大会出場報奨金でございますが、市内の在住、または学校に在籍の方がオリンピックや全国大会等に出場したときに、報奨金として個人ですと1万円、オリンピック等国際大会ですと5万円を補助する制度でございます。制度自体は平成28年3月に要綱を定めたものでございますが、昨年度、こちら高校生が2団体と個人1名、ねんりんピックが4名ということで、合計14万円を交付いたしました。

周知としましては、市の体育協会やスポーツ少年団、市内の高校には周知しているところであり、昨年場合は、出場者本人や関係者から助成金に関する問い合わせがありまして、スポーツ推進室のほうで対応し、申請を受けたものでございます。

今後の周知漏れということでございますが、こちら市内小中学校児童生徒はこの報奨金とは別に補助制度があり、該当する大会への出場者は漏れなく交付はしております。ただ、こちらの報奨金制度につきましては、対象になる方が非常に限定されておりますので、オリンピック出場のような報道機関で大きく取り上げられ、選手が把握できるようなものは容易なんですが、議員おっしゃるように、それ以外の大会ですね、出場選手の把握は直接お問い合わせいただければありがたいところでございますが、そういったことで全ての把握はホームページ等の周知だけでは厳しいところかなということは感じております。

現在、市の体育協会やスポーツ少年団、市内の高校には継続的に周知は図っておりますが、今後報道等の情報収集に努めながら、市内全域に在住しております市役所職員全体、こちらのほうにこの制度の周知を図りまして、市内ですと職員、臨時も含めて800からおりますので、その8割は市内のほうに在住しておりますので、各地域に在住している職員のほうに制

度の周知を呼びかけて、大会出場選手等の情報提供、収集するという形を今後はとっていき
たいかなというふうに考えております。提供いただきました対象となる選手については、直
接こちらのほうからお知らせをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

前回の質問のときに、例えばこういうものは該当しますかという話をさせていただいて、
例えば甲子園野球、高校野球ですね。甲子園に出場して優勝したと。例えばですけれども、
常総学院が優勝したと。その中に那珂市の在住のメンバー、選手がいた場合は該当しますか
ということで、該当すると思うというふうにお答えになっていますよね。ですから、そうい
うこともあるので、やっぱりちょっとアンテナを高くさせていただいて、今の市職員全員で、
そういう意識を持っているという方がいた場合にはどうですかと。該当するかどうかわから
ないけれども、一応教育委員会に聞いてみたらいかがですかというようなこともやはり教え
ていただく、そういったこと。それから、大きな大会に出場して立派な成績をおさめたとき
に、よく市長を表敬訪問される団体とか個人もありますよね。そういうわざわざ向こうから
知らせに来てくれるわけですから、そういう方が該当するのかもしれないのか、その辺も広報な
んかで教育委員会も多分確認ができるかと思っておりますので、そういう方がいたら、その一声か
けてあげるということがやはり一番大事なのかなというふうに思いますので、自分がもし何
も知らない一般市民だとしたら、何がうれしいかということも考えて、市民の立場を考えた
仕事ができたら最高だというふうに思います。

では、この質問は以上とさせていただき、最後の質問、市長の公約等についてに移ります。

公約及び選挙リーフレットにて市民との約束として掲げた事業等の達成状況について、お
伺いしてまいります。

配付資料の2をごらんいただきたいと思います。

これは、平成27年の那珂市長選挙において、海野市長が選挙公報に載せた選挙公約の7項
目、そして市民に配布したリーフレットで「市民との約束」と題して掲げた三十数項目に及
ぶ事業の数々を一覧表にしたもので、執行部において進捗状況を記入し、さらにはそれぞれの
項目の評価として丸・三角・バツで自己評価をしていただいたものであります。

念のためお知らせしておきますが、選挙後の27年3月定例会において、私は一般質問で、
選挙公報に載せた7項目以外のものもリーフレットで市民との約束として多くの市民にお配
りし、選挙に当選したわけでありますから、これらも公約ではないですかとの問いに対し、
市長は公約ではないと。あくまでも自分の努力目標であるといった趣旨の答弁をされました。

その後、常設型住民投票条例の制定を上程する際に、総務建設常任委員会において委員か
ら、なぜこれをやりたいのかと質問され、市長は「公約だから」と述べられ、同じ委員から、
古川議員の質問に7項目以外は公約ではないと答弁されましたよねと指摘をされたという経

緯もございます。

ですから、まず何が公約で何が努力目標なのかを明確に分けた上で、質問に移らせていただきます。上から7項目が公約、その下の市民との約束36項目が努力目標ということであり

ます。それから、今回なぜこの質問をするのか、なぜ一覧表をつくっていただいたのかということをお伝えしておきますけれども、議員の皆さんもそうだと思うんですが、一般の市民の方々から、市長どうしてと、どうなのよというようなことをよく聞かれます。そのときに、私の主観とか個人的な例えば感情だとか、そういったもので述べるのは、これは失礼だというふうに私も思いますので、やはり客観的な視点でお話をするのであれば、市長がご自分で約束されたことを一覧表にして、それをきちんとやっているかどうかを評価し、見ていただくことが私は一番というふうに考えたからであります。

ですから、決して揚げ足をとるつもりでこの表をつくってほしいとかいうつもりではありません。きちんとやっているのであれば、きちんと私は評価をして、市民の皆様にもお伝えするということですから、そこだけはちょっと誤解のないようお願いをしたいと思います。

では、まずこの一覧表は、私が打ち合わせしたのが企画部長、秘書課長でございますが、これは企画部長の指示のもと、秘書課を通して各担当課で進捗状況を記入していただいたものだと思いますが、市長はこれ目を通していただいておりますか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 目を通しております。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

では、公約等と進捗状況の内容に間違いはございませんでしょうか。どういうことかと申しますと、市長がご自身で掲げた公約等を市長就任後、部下に対して、これは具体的にはこういうことをやりたいんだということを明確にご説明して、仕事を指示しているのかどうかということがよくわからない。または、これら多くの項目を、いや初めて見たよなんていう職員がもしかしているのではというふうに思ったからであります。だとすると、部長以下担当課の職員の方は、多分市長はこういうことをしたかったんだろうということで自分なりに解釈をしてしまって、この一覧表の進捗状況を記入した可能性があると思っているからであります。その辺、いかがでしょうか、内容に間違いはございませんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 2回目の市長に就任したときに、ちょっとどういう場で話したかはわかりませんが、私のリーフレットとそれから選挙公報を示して、これを実現してくれというふうに指示はしてあります。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

それから、右側の評価のところ、こちらのほうはいわゆる担当課のほうで丸・三角・バツをつけたのか、市長ご自身がこれは丸だよとかバツだよというふうにしたのか、ご自身の評価と同じかどうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） これは職員に評価をしてもらいました。ですから、ちょっと甘い点があるかもわからないですね。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、これは企画部長にお伺いしたほうがいいんでしょうか。その辺の丸・三角・バツ、どのような状況だったら丸で、どのような状況だったら三角なのか。例えば、点数でいうと、10点満点の10点だったら丸、ちょっと検討を始めた、その程度でも検討を始めているんだからバツじゃないだろう、三角だろうということで、1点から9点までが三角なのか、その辺の判断、どのような基準で丸・三角・バツをつけたのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画課長。

○企画課長（今泉達夫君） 基本的には、その辺の判断というのは各所属に委ねております。というのも、こういうことで申しわけないんですけども、ちょっと作業する時間もいとまが非常に短かったというような現実もございます。ですから、この記載してある中身についても非常に厳しい状況の中作業したものであるということは、ご理解いただければと思います。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

それでは、その辺が本当に三角なのか丸なのか、ちょっと具体的に確認をさせていただきます。時間の許す限り、続けさせていただきます。

まず、公約の4番目の「那珂市地域振興公社をつくります」ということなんですが、その進捗状況を拝見しますと、ほぼ無理なんじゃないかと。考えが甘かったということなんじゃないかなと思うんですが、だとすると、バツなのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 地域振興公社ですけれども、農業は、那珂市の基幹産業の一つであります。それが高齢化等により、休耕地や耕作放棄地が目立つようになっている中、今後時代の流れに対応できるものとして、地域農業の振興と農村環境を守り育てていくためにはこのような公社が必要と考えました。また、市では、利用権の設定や農地中間管理事業による農地の貸し借りや就農相談窓口業務を行っており、これらを含め、農地の売買、農作業の受委託、農業機械のリース、6次産業の研究・普及なども公社で行い、同時に市が管理している農業振興施設等の管理についても、専門的な知識や経験を持った職員が行うことによって、

効率が上がるのではないかという思いで掲げたところでもあります。

地域振興公社につきましては、まず先進地の視察を行うよう担当課に命じ、27年度に県内4公社、それから県外2公社の調査を実施したところです。担当課からは、初期投資や運営に関し自治体による人や財政的な支援は不可欠であり、また事業を継続するためには収益性に問題があるとの報告を受けております。この先進地視察を通して、公社設立、運営方法も含めた多くのデメリットが見えてきた部分がありますので、農地の課題の解消につながる手法について、今後も公社設立も含め、那珂市の農地の保全、農業が抱える課題解消について、民間の力を活用するなど、引き続き研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

ということは、振興公社の設立に向けて、今後とも継続して検討していくということでしょうか。わかりました。

では、公約の6番、「JA」、これJA常陸さんだと思いますが、「本部事務所を那珂市に早急に誘致できるように全力を尽くします」ということなんですが、これは以前もお話ししましたけれども、選挙前にはもう既にJAさんの基本計画で決まっていたというような情報もございましたけれども、早急に誘致できるように全力を尽くすということで、どのように全力を尽くしたのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） これ、6番じゃなくて7番ですね。これについては、JAの役員会において那珂市につくっていただくということで、これは機関決定しております。それと、場所についてはこれからいろいろ詰めていかなくちゃならないんですけども、JAさんも資金的な面もあるということで、二、三年後ぐらいの目途になるのかなというふうには思っておりますけれども、これはこれから詰めなくちゃならない部分がたくさんありますので、鋭意早くつくっていただくようにお話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

この件についてはもうちょっとお聞きしたいんですが、ちょっと時間もないので、次へいきます。

それでは、公約ではなくて今度は市民との約束ということで、努力目標の部分なんですけれども、市民との約束の8番、「周辺地域を結ぶネットワークを構築します」でございます。これは、進捗状況を見ますと、道路をつくるのがネットワークの構築ということなのかなと、本当に市長はそれをこの約束として上げたのかなという気がするんですが、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 8番ということでお答えをします。

中心となる市街地から通勤、通学、買い物や病院など、市内どこに住んでいても快適な日常生活が送れるような環境の構築を考えていました。道路や交通のネットワークをうまく構築することによって、市内どこでも生活に支障のないような環境を整備することによって、市街地の活性化にもつながり、市内全体が活性化していくのではないかと考えたところです。

進捗状況につきましては、公共交通によるネットワークの構築につきましては、1期目の任期中に循環バス運行の見直しやデマンドタクシーの実証運行を実施いたしました。中心市街地の活性化と周辺地域を結ぶネットワーク構築に関しましては、公共交通ネットワークをさらに見直し、交通弱者と呼ばれる方の利便性をさらに向上させる方策を検討しています。

那珂市の骨格をなす都市計画道路の整備は非常に重要なものであり、本年3月に下菅谷停車場線の一部が供用開始しました。また、県事業につきましても、菅谷飯田線の下菅谷高架橋が昨年2月に開通したところでございます。さらに、現在市では菅谷市毛線と上宿大木内線について、開通に向け整備を進めているところでございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

今のご説明でよくわかったんですけども、ただ単に道路をつくるということじゃなくて、公共交通のあり方とかそういったものを見直した上でネットワークを構築していくというのならわかるんですけども、何かこれだけの進捗状況を見ますと、道路をつくるのがネットワークをつくるというふうにもちょっととれちゃったものですから、お伺いをいたしました。

それでは、市民との約束の16番、「市街化区域、市街化調整区域の見直しをします」ですが、大型商業施設の区域区分の見直しを検討することが市街化区域と調整区域の見直しということだったんでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） いわゆる周辺地域の人口減少に対応するための見直しというふうにとってもらってもよろしいんですけども、那珂市の土地利用については、少しでも利活用の幅や可能性を広げるために、区域の見直しが必要ではないかと考えたところです。それにより、効率的な土地利用や開発などの可能性が広がるのではないかと考えておりました。近年の人口減少など、既存集落のコミュニティを維持することが難しくなっていることから、既存集落の維持・保全を図るとともに、少しでも利活用が図れるよう、市街化区域、市街化調整区域の見直しが必要ではないかと考えたところであります。

平成29年4月にいろいろ協議を重ねていただきまして、既存集落のコミュニティを維持・保全を図る方策としまして、市街化を促進するおそれのない区域において14集落の区域指定を行ったところであります。また、市街化区域、市街化調整区域の見直しにつきましては、例えば大型商業施設が予定されている部分につきましては、具体的な一部限定、その見直しにつきましてはそういうところに限定されるんじゃないかというふうを考えます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

これも今、説明を聞いてわかったんですが、区域指定とかそういったこともやはりこの区域の見直しだったということで、これがいい悪いは別としても、そういうことはやったというように、私はそういう意味では評価をいたします。

それから、市民との約束の27番、「若者や女性が活躍するスキルを身に着ける社会人大学院を創設します」ということで、女性ネットワーク那珂は、これ既存の団体ですから、社会人大学院とはほど遠くて、これは全く違うことなんじゃないかというような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） これを掲げたことは、市の活性化を考えると、若者や女性が活躍できる社会は元気で活気がある社会であるというふうに考えております。そこで、市内においては、若者や女性が社会で活躍できるようなスキルを身につけられるような高度な学習を受けられる環境が身近にあることが理想的なのではないかというふうに考えております。

大学院というと、学校法人の大学院ではありませんで、専門の先生を招いて学習講座を設けることなど、社会人でも誰でも受講できるような環境ができればと考えて提案といたしますか、ピックアップしたわけでございます。

女性が社会で活躍できるようなスキルを身につけられる学習環境の一つとして、ウイメンズクラスの開催や、先ほどおっしゃいましたけれども、女性ネットワーク那珂の会員を研修会等に派遣し、これ派遣するわけですね、スキルアップに努めていただいております。習得されたスキルを地域において発揮していただき、地域の活性化に大いに期待をしているというところでございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） じゃ、もう時間もないので、私のほうからちょっと疑問点をいくつか上げさせていただきます。

約束の20番ですか、「地産地消を推進するための新たな条例を制定します」と。条例の制定ということが約束だと思いますので、どうなのかなと。

それから、市民との約束の32番、「市民が相互に学びあう「ふるさと学芸員」をつくり出す」ということですが、地域資源学会に委託し、冊子を作成することが市民が相互に学び合うふるさと学芸員をつくるということなのかということも疑問がございます。

それから、その下のほうにあります「那珂市が本であふれる「みんなの図書館」を立ち上げます」ということで、立ち上げるということですから、図書資料の充実に努めるということではちょっと違うんじゃないかなというような気がいたします。

それから、下から2番目の「常陸那珂港から那珂インター、県北に向かう幹線道路が開通します」ということなんですが、下菅谷高架橋が完成し、菅谷飯田線が開通したことで丸に

なっていますが、これが県北に向かう幹線道路の開通と言えるのかどうか、その辺も疑問であります。

最後に一つだけお伺いします。一番下の市民との約束の36番、「常設型住民投票条例の制定を推進します」ですが、議会で否決はされましたが、そのときのNHKの取材に対し、また機会を見て上程するといった趣旨の発言をされたと記憶しておりますが、これがバツになっておりますけれども、バツということは、もうやめたというふうに理解してよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） たくさん今質問がありましたので、まず一番最後の部分から。
（「最後の部分」と呼ぶ者あり）

○市長（海野 徹君） 一番最後の部分ね。これについては……

○議長（中崎政長君） 市長、マイクを近づけて。

○市長（海野 徹君） はい。

これについては、今現在までにできなかつたものという、否決されたので。ただ、あと一回チャンスはありますので、機会はありますので、出すかどうかはよくこれから検討して、何というんですか、上程するときには上程したいというふうに思っております。私は非常にいい制度だと思っておりますので、決して諦めることなく、チャンスを見つけて上程していきたいなというふうに思っております。

それから、20番かな。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○市長（海野 徹君） いい。はい。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

まだまだお聞きしたいし、市長も言いたいこともたくさんおありかと思っておりますが、いずれにしても市長の公約、まだ1年残っておりますから、公約の達成に向けて頑張ってくださいたいと。そして、執行部の方々も年が明けてまたこれから頑張ってくださいたいように期待いたします。私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中崎政長君） 以上で通告7番、古川洋一議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

議案第66号から議案第83号までの以上18件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

議案第66号から議案第83号までの以上18件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、議会運営委員会を開催いたしますので、議員及び関係者においては11時40分までに第2委員会室にご参集願います。

散会 午前11時28分

平成29年第4回定例会

那珂市議会会議録

第4号（12月15日）

平成29年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

平成29年12月15日(金曜日)

- 日程第 1 議案第66号 専決処分について(平成29年度那珂市一般会計補正予算(第4号))
- 議案第67号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第69号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例
- 議案第70号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 那珂市立学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第74号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第75号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第76号 平成29年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第77号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第78号 平成29年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第79号 相互救済事業について
- 議案第80号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第81号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第82号 市道路線の廃止について
- 議案第83号 市有財産の無償譲渡について
- 陳情第 5号 菅谷地内旧歯科ビル(土地建物)に関する陳情
- 日程第 2 議案第84号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第85号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第86号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第6号）
議案第87号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第88号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）
議案第89号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

- 日程第3 議案第90号 那珂市教育委員会委員の任命について
日程第4 議案第91号 人権擁護委員の推薦について
日程第5 発議第2号 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の設置について
日程第6 議員派遣について
日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出について
追加日程第1 選任第2号 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 大和田 和 男 君 | 2番 | 富 山 豪 君 |
| 3番 | 花 島 進 君 | 4番 | 中 崎 政 長 君 |
| 5番 | 筒 井 かよ子 君 | 6番 | 寺 門 厚 君 |
| 7番 | 小 宅 清 史 君 | 8番 | 綿 引 孝 光 君 |
| 9番 | 木 野 広 宣 君 | 10番 | 古 川 洋 一 君 |
| 11番 | 萩 谷 俊 行 君 | 12番 | 勝 村 晃 夫 君 |
| 13番 | 笹 島 猛 君 | 14番 | 助 川 則 夫 君 |
| 15番 | 君 嶋 寿 男 君 | 16番 | 遠 藤 実 君 |
| 17番 | 福 田 耕四郎 君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

- | | | | |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 市 長 | 海 野 徹 君 | 副 市 長 | 宮 本 俊 美 君 |
| 教 育 長 | 大 縄 久 雄 君 | 企 画 部 長 | 今 泉 達 夫 君 |
| 総 務 部 長 | 川 崎 薫 君 | 市 民 生 活 部 長 | 石 川 透 君 |

保健福祉部長	加藤裕一君	産業部長	篠原英二君
建設部長	引田克治君	上下水道部長	石井亨君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	海野幹雄君
会計管理者	小澤祐一君	行財政改革 推進室長	平松良一君
農業委員会 事務局長	根本実君	総務課長	川田俊昭君

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	事務局次長	清水貴君
次長補佐	横山明子君	書記	小田部信人君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎議案第66号～議案第83号及び陳情第5号の各委員会審査報告、質
疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第1、議案第66号から議案第83号までの以上の18件及び陳情を
一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

1、付託事件でございます。

議案第66号 専決処分について（平成29年度那珂市一般会計補正予算（第4号））外8
件でございます。

2、結果でございます。

議案第66号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとする。

議案第68号、第70号、第72号、第73号、第79号から第81号は、全て全会一致で原案のと
おり可決すべきものとする。

陳情第5号は、全会一致で採択すべきものとする。

3、理由でございます。

議案第66号は、さきの衆議院総選挙に伴う一般会計補正予算の専決処分であり、特に問題なく妥当なものです。

議案第68号は、平成29年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正するものです。

議案第70号は、上菅谷駅前地区土地区画整理事業の換地処分により、上菅谷駅北駐輪場の所在地地番を変更するとともに、JR水郡線常陸鴻巣駅に駐輪場を新たに整備するため、那珂市駅前自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

議案第72号は、情報公開制度の一環として、消防本部が有する防火対象物の火災危険性に関する情報を公表するため、那珂市火災予防条例の一部を改正するものです。

議案第73号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第79号は、建物等の市有財産に係る火災、水災、震災等による損害に対する相互救済事業の分担金について、これまでの委託先では分担金の見直しにより大幅な増額になるため、分担金の低い委託先に変更するものです。

議案第80号は、JR水郡線常陸鴻巣駅ふれあい駅舎の管理について、現在の指定期間が平成30年3月31日に満了となるため、改めて指定管理者を指定するものです。

議案第81号は、新しく那珂聖苑を管理する指定管理者を指定するものです。

陳情第5号は、市で取得した旧歯科ビルについて、市執行部が外壁落下の危険性を確認してから5年半、当該不動産を取得してから1年半の期間が過ぎているが、いまだに外壁の危険部分については撤去がされず、また当該不動産については売り出しもされていないことについて、市執行部の職務姿勢に疑問を感じているので、次に上げる事項について、市議会から市執行部に強く要請してほしい旨の陳情です。

要請の内容については、1、外壁のうち、近隣に落下の恐れのある危険部分の撤去を早急に行い、危険防止のための養生設備の費用を最小限にすること。2、当該不動産の更地渡し売却価格の査定額、あるいは不動産鑑定額を速やかに取得して、早急に不動産市場に売り出すこと。3、旧歯科ビル自体は、売買契約締結後に買主が求める必要最低限の範囲での解体工事を行い、税金からの持ち出しを最小限にすること。4、買主があらわれるまで、定期的に売却価格を見直し改訂し、問題を一刻も早く解消すること。

以上でございます。

委員からは、市の負担を最小限に抑えることについて賛成であるとの討論があり、採決の結果全会一致で、陳情第5号は採択することとなりました。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中崎政長君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 厚君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は議案第67号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例外5件でございます。

次に、結果でございます。

全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

理由でございます。

議案第67号は、農業委員会による農地利用最適化活動推進のため、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、実績に応じた加算報酬を支払えるよう必要な文言を追加するものがあります。

議案第73号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものであります。

議案第75号、第77号、第78号は、特に問題なく妥当なものであります。

議案第82号は、市道路線1件を廃止するものであります。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 続きまして、教育厚生常任委員会、古川洋一委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 古川洋一君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（古川洋一君） 教育厚生常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第69号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例外5件であります。

次に、結果でございます。

全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第69号は、学童保育について、平成30年4月1日から土曜日も保育を実施するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第71号は、平成30年3月31日で瓜連学校給食センターを廃止するため、条例の一部を改正するものです。

議案第73号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第74号及び第76号は、特に問題なく妥当なものであります。

議案第83号は、瓜連学校給食センターの廃止に当たり、施設の利活用を図ることを目的とし、常陸農業協働組合へ無償譲渡するものであります。

以上、ご報告をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

花島議員。

○3番（花島 進君） 総務生活常任委員長にお伺いします。

陳情5号に関して委員会で審査なされたわけですが、陳情者からの説明等なりをお聞きになりましたでしょうか。

○議長（中崎政長君） 委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 陳情者からは当委員会に参考人として出席はしないということでした。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 私は傍聴したのですが、傍聴席に陳情の代表人が来ていましたが、それでも説明しないということですか。私はちょっとわからないのは、さきの9月議会に提出されて継続審議になり、今議会で冒頭に採決されて否決された陳情と内容が重なる部分があるわけです。さきの陳情に関しては、いろいろ陳情者に対して突っ込んだ調査をやっているのですが、今回は何もやっていないというのがよくわからないわけです。その辺説明いただきたいと思います。

○議長（中崎政長君） 委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 私個人的ではございますが、本人からお電話等でどういう趣旨なのかということは何っております。まずは市の負担を減らしてくれと、これが第一であるということでした。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） その趣旨に関しては私も異論はないんですけれども、陳情の内容がかなり具体的な手法に突っ込んでいます。ですから、議会が市に言う場合に、その手法についてまで指摘して要求するとなると、その手法が妥当かどうかの根拠がある程度必要だと私は思っているんです。その辺をお聞きになりましたでしょうか。

○議長（中崎政長君） 委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） その手法については、当委員会当初より、陳情が出るたびにこういう方法もあるんじゃないかというようなことが議論はされておりましたので、それはもっともであるというような考えでございます。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 同じものでちょっと委員長に質問したいと思います。

この前委員長報告として、解体する必要性は全くないというお話をされておりました。今度の一部ですけれども、やはりこの中に決して悪い陳情だと私は思いませんけれども、一部のところの落下物の危険性を除去するということになりました。この整合性、この前言ったばかりなのに、今度は危険物の箇所だけやるということはどういうあれでなっているのか、ち

よつと委員長に聞きたいです。

○議長（中崎政長君） 委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） お答えいたします。

この落下物については、今現在養生されておりますので、その危険性はないのではないかと
いうことをございました。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） 今、危険性がないというお話になりましたけれども、これが入っ
ているということは危険だということを認めているわけですから、養生していても破片が破れ
ないで養生でストップするということはないわけです。養生なんかは完全に破られてしま
います。そういう考えにならないですか、それについてどうですか。

○議長（中崎政長君） 委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） そこまでの危険性はないのではないかと
いうような委員会での考えでございました。

○議長（中崎政長君） 萩谷議員。

○11番（萩谷俊行君） それではなくて、今回一部の破片だけを除去することにつ
いて、どういうことかということですが。

○議長（中崎政長君） 委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） この一部の破片と言いますか、これについては
道路側が危険ではないかということをございましたが、我々その前の9月の時点でも目視を
しておりまして、そこまでは必要ではないのではないかとというような結論でございました。

○議長（中崎政長君） 外に。

木野議員。

○9番（木野広宣君） 前回陳情に出まして、前は全く問題ないということで、委員会
で採択となったわけですが、今回全員一致で採択というそのもともとの理由というのは
どういったところにあるんでしょうか。お伺いします。

○議長（中崎政長君） 委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） これは文書にも書いてありますように、血税を
少しでも減らせと、市の負担を減らすことが第一の目的であるというようなこと
でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かにこの文書を見ますと、市の負担を最小限に抑えること
については賛成ということになっておりますけれども、危険箇所についてのこと
については前回の内容に関してとちょっと違うとは思いますが、その辺について
委員会では委員の方からどういうふうな意見が出たのか教えていただけますか。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） この危険性というのは、9月の議会でも我々目

視でございますが落下物等はないのではないかと、まず第一に今回はこの市の負担を最小限にするということが目的であるとの観点からこのような結論に至りました。

○議長（中崎政長君） 外に質疑がなければ終結をいたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第66号 専決処分について（平成29年度那珂市一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第67号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号 那珂市税条例等の一部を改正する条例、議案第69号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例、議案第70号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号 那珂市立学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例、議案第72号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例、議案第73号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第5号）、議案第74号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、議案第75号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）、議案第76号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、議案第77号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第78号 平成29年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第79号 相互救済事業について、議案第80号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について、議案第81号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について、議案第82号 市道路線の廃止について、議案第83号 市有財産の無償譲渡について、以上17件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第83号までの以上17件は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、陳情第5号 菅谷地区旧歯科ビル（土地建物）に関する陳情の採択を求める陳情を採決いたします。

この採決は起立による採決を行います。

お諮りいたします。陳情第5号の委員長報告は採択とすべきものであります。陳情第5号は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 着座をお願いします。起立多数であります。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎議案第84号～議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案第84号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第85号 那珂市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第86号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第6号）、議案第87号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第88号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）、議案第89号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）以上6件を議題といたします。

市長からの提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 追加のあった議案につきまして説明をいたします。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第84号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成29年12月15日提出、那珂市長。

提案理由でございますが、平成29年8月に発出された人事院勧告に伴い、給料表の改正及び一時金支給月数の0.1月増の措置を行うため改正するものでございます。

続いて、24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第85号 那珂市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月15日提出、那珂市長。

提案理由でございますが、特別職の職員の給与に関する法律について、一時金の支給月数を0.05月増する趣旨の改正法が国会において可決されたことから、国の取り扱いに合わせ

て改正するものでございます。

続いて、一般会計補正予算をお開きいただきたいと思います。

議案第86号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第6号）。

平成29年度那珂市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ762万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億896万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成29年12月15日提出、那珂市長。

続いて、下水道事業特別会計補正予算をお開きいただきたいと思います。

議案第87号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度那珂市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,197万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成29年12月15日提出、那珂市長。

続いて、農業集落排水整備事業特別会計補正予算をお開きいただきたいと思います。

議案第88号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度那珂市の農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,251万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成29年12月15日提出、那珂市長。

続いて、介護保険特別会計補正予算をお開きいただきたいと思います。

議案第89号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

平成29年度那珂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ47億5,690万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成29年12月15日提出、那珂市長。

以上の4件の補正予算につきましては、人事院勧告に伴う職員の給与、手当等の補正によるものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（中崎政長君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第84号から議案第89号までの以上6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第89号までの以上6件については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第84号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第85号 那珂市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第86号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第6号）、議案第87号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第88号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）、議案第89号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）以上6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第89号までの以上6件は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第90号の上程、説明、採決

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案第90号 那珂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案書の29ページをごらんいただきたいと思います。

議案第90号 那珂市教育委員会委員の任命について。

下記の者を那珂市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名、佐藤哲夫さん。

平成29年12月15日提出、那珂市長。

提案理由でございます。

那珂市教育委員会の佐藤哲夫委員が、平成30年1月4日をもって任期満了となることから、後任者について議会の同意を得て任命するものでございます。

なお、後任者には再任とし、任期については地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第4条により、平成33年3月31日までとするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（中崎政長君） ただいま議案第90号について、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申し出がありましたので、これを許します。

5番、筒井かよ子議員、登壇願います。

〔5番 筒井かよ子君 登壇〕

○5番（筒井かよ子君） ただいま市長から教育委員会委員に佐藤哲夫さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、地元議員を代表いたしまして推薦の言葉を申し上げたいと思います。

佐藤さんは、昭和21年に生まれ、西木倉にお住まいでございます。

経歴といたしましては、昭和44年に茨城大学教育学部を卒業後、茨城県の教職員として主に県北地区の高萩市、北茨城市及び日立市の中学校の教諭としてご活躍され、平成2年には県教育委員会の保健体育課指導主事を、平成15年には県北教育事務所の人事課長を歴任し、平成19年に日立市立大久保中学校を最後に退職されました。退職後は県学校保健会の事務局長や茨城大学教育学部の非常勤講師を務められました。また、平成26年1月からは当市において教育委員としてご尽力いただいております。

佐藤さんは長年にわたり教職に道を歩まれ、校長という学校運営の責任者として手腕を発揮されるとともに、茨城県教育委員会の事務にも携わり、教育に関するすぐれた見識と豊富な知識を兼ね添えた方でございます。

平成27年4月からは当市の教育委員会教育委員長職務代理者として、平成28年4月から平成29年3月までは教育委員会委員長として、当市の健全な教育行政の発展に力を注がれております。人柄も清廉潔白、誠実温厚で、柔道五段を所持するスポーツマンでもあり、行動力と指導力を兼ね備えた方ですので、引き続き那珂市教育委員として那珂市の教育の発展に寄与できる最適任者と確信をいたしております。どうぞ皆様方のご同意をよろしくお願い申

し上げ、推薦の言葉とさせていただきます。

- 議長（中崎政長君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第90号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第90号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第90号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第90号はこれに同意することに決定をいたしました。

◎議案第91号の上程、説明、採決

- 議長（中崎政長君） 日程第4、議案第91号 人権擁護委員推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

- 市長（海野 徹君） 議案書の30ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第91号 人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、萩野谷光正。

平成29年12月15日提出、那珂市長。

提案理由でございます。

平成29年7月31日をもって人権擁護委員1名が辞任したため、水戸地方法務局長から候補者の推薦について依頼があったことから、萩野谷光正氏を新たに推薦しようとするものでございます。よろしくお願いをいたします。

- 議長（中崎政長君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第91号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第5、発議第2号 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

遠藤 実議員から提案理由の説明を求めます。

16番、遠藤 実議員、登壇願います。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） 発議第2号 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の設置について。

上記の発議を別紙のとおり提出する。

平成29年12月15日提出、提出者、那珂市議会議員、遠藤 実。

賛成者、以下敬称略します。富山 豪、寺門 厚、小宅清史、古川洋一、勝村晃夫、笹島 猛。

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の設置について。次のとおり、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の設置を求める。

記

1、特別委員会の設置。

本議会に菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を設置し、議長を除く全議員をもって組織する。

本議会は上記調査特別委員会に対し、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項の調査を付託する。

（1）菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する事項。

2、調査権限。

（1）本議会は1の事項の調査のため、地方自治法第100条第1項の規定により選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求する権限を上記調査特別委員会に委任する。

(2) 本議会は1の事項の調査のため、地方自治法第98条第1項の規定により調査事項に関係のある書類及び計算書を検閲し、市長その他の執行機関の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限を上記調査特別委員会に委任する。

3、調査期限。

上記調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が調査終了を議決するまで継続して調査することができる。

4、調査経費。

本調査に要する経費は、本年度は100万円以内とする。

5、提案理由。

本調査については、これまで当議会において全員協議会で調査してきた。しかし、関係人が出席要請に応じただけなので、寄附に関する当時の交渉の概要がわからないため、上記調査特別委員会から出頭要求できるようにするため。また、当該建物の客観的な危険度がいまだに不明であり、引き続き調査する必要があるためでございます。

なお、補足をいたしますと、今まで1年以上にわたりまして調査をしてまいりましたが、当時の関係人が出席要請をいたしておりましたが、全ての方がおいでいただいて、証言をしていただいているわけではございません。そのため、契約行為は双方でございますので、我々はこの1年以上執行部の側からの説明しか聞けていないということで、まだ調査は道半ばであるというふうに思います。そういった意味ではさらにしっかりと事実関係を確認する意味において、関係人の証言をしっかりと議会の調査権を発揮してやるということに意義があるわけでございます。

また、市の執行部の答弁は、なぜこの寄附を受けたかということについては、危険だから、緊急性があるからということでございましたけれども、果たしてどれくらい客観的な危険性があるかという問いには一切お答えされることはございませんでした。客観的な調査は入れていなくて、目視でのみの確認で済んでいるということでございまして、この1,550万をかけて倒壊するおそれがある建物を解体するに当たりましての、我々議会としても客観的な根拠というものが必要だというふうに考えたわけでございます。

そういった意味におきまして、市民の皆さんにきちんと説明ができるような客観的根拠をこの委員会で調査をすべきだというふうに考えているわけでございます。さらに言えば、そういった根拠を出すことによりまして、今後解体をするに当たりまして、こういう理由で解体をしたんだということが議会としても説明できるような調査をしたいというふうに思っております。

あわせて、そもそもこういった寄附行為自体、那珂市が寄附要綱をまだまだ制定しておりませんので、今後同じようなことが起きないように、こういう状況においてでない寄附は許さないというふうなものも含めて議会として提案をすることができればいいかなとも思いますし、また当時の決めた経緯の書類の提出を求めましても、書類が残っていないとい

うようなことで、今のところ行政文書の管理がどうなっているかということもまだまだ不明でございます。我々適正な執行を求めるために、議会の調査権能を発揮して、チェックをしっかりとやっていくと。そういう意味におきまして、今回の百条の委員会を設置したい。そして、これ以上先延ばしをすることなく、しっかりと調査のレベルを上げて、調べるところを調べて、結論を早く見出していきたい、そういう思いでの百条委員会の設置でございますので、何とぞご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本件について、17名の委員をもって構成する菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 着席願います。起立多数と認めます。

よって、本件については菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

各議員におかれましては、全員協議会室にお集まりをお願いします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時15分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◎選任第2号の上程、採決

○議長（中崎政長君） 追加日程第1、選任第2号 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、大和田和男議員、富山 豪議員、花島 進議員、筒井かよ子議員、寺門 厚議員、小宅清史議員、綿引孝光議員、木野広宣議員、古川洋一議員、萩谷俊行議員、勝村晃夫議員、笹島 猛議員、助川則夫議員、君嶋寿男議員、遠藤 実議員、福田耕四郎議員、以上16名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました16名の諸君を、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任しました菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会に、委員会条例第9号第1項の規定により、委員長及び副委員長を1名置くことになっておりますので、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◎正副委員長の互選

○議長（中崎政長君） ただいま菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の正副委員長が互選されましたので報告をいたします。

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会において互選の結果、委員長に8番、綿引孝光議員、副委員長に10番、古川洋一議員が互選されました。

◎議員派遣について

○議長（中崎政長君） 続いて、日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中崎政長君） 日程第7、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本会議に付託された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成29年第4回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、那珂市税条例等の一部を改正する条例を初めとする26件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、全ての案件につきまして原案のとおり可決いただきました。まことにありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、4日間にわたり、平成29年度那珂市一般会計補正予算を初めとする各種の議案につきまして、熱心にご審議をいただき、また貴重なご意見を多数ちょうだいすることができました。各常任委員会委員各位に対しまして重ねて感謝を申し上げます。

残念ながら百条委員会が設置されることになりましたが、執行部として疑惑や不祥事はないと確信しておりますので、粛々と対応させていただきたいと思っております。

さて、本年も残すところあと半月となりました。振り返れば2017年も議員各位のご理解とご協力を賜りながら、市政運営において着実に進展を図ることができました。ここに改めて敬意と感謝を申し上げます。

また、定例会の初日には平成30年度予算編成基本方針をお配りし、今後の財政運営の考え方を明示させていただきました。依然として厳しい財政状況にありますが、行財政改革による徹底した節減、合理化等創意工夫により、さらなる市政の発展に向け、職員ともども熱意を持って取り組んでまいり所存でございます。どうか議員各位にはこれまで同様、私ども執行部の行政運営に対し、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、議員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えになられますよう心からお祈りを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

18日間ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中崎政長君) 君嶋議員。

○15番(君嶋寿男君) 先ほど継続中の所管ということで、先ほど設置されました特別委員会の継続調査についてを文面としてこの書類に追加提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(中崎政長君) 議決していますので大丈夫です。

これにて平成29年第4回那珂市議会定例会を閉会いたします。18日間ご苦労さまでした。ありがとうございました。

この後広報編集委員会を開催しますので、直ちに第2委員会室ご参集願います。

閉会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 中 崎 政 長

那珂市議会議員 筒 井 かよ子

那珂市議会議員 寺 門 厚